

第百五十四回国
参議院法務委員会
會議録第十三号

平成十四年四月二十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

山下 英利君
高橋 千秋君
木庭健太郎君

補欠選任

青木 幹雄君
江田 五月君
浜四津敏子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

高野 博師君

委員

市川 一朗君
千葉 景子君
日笠 勝之君
井上 哲士君

青木 幹雄君
岩井 國臣君
柏村 武昭君
佐々木知子君
陣内 孝雄君
中川 義雄君
三浦 一水君
江田 五月君
小川 敏夫君
角田 義一君
浜四津敏子君
平野 貞夫君
福島 瑞穂君

副大臣

法務 大臣
法務 副大臣

森山 眞弓君

横内 正明君

第三部 法務委員会會議録第十三号 平成十四年四月二十五日【参議院】

大臣政務官

法務大臣政務官

下村 博文君

事務局側

常任委員会専門員

加藤 一字君

政府参考人

司法制度改革推進本部事務局長

山崎 潮君

法務大臣官房司法法制部長

寺田 逸郎君

法務省民事局長

房村 精一君

法務省刑事局長

古田 佑紀君

国税庁次長

福田 進君

説明員

会計検査院事務総局第一局長

石野 秀世君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件)

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高野博師君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、高橋千秋君、木庭健太郎君及び山下英利君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君、浜四津敏子君及び青木幹雄君が選任されました。

○委員長(高野博師君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、法務省刑事局長古田佑紀君及び国税庁次長福田進君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野博師君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高野博師君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○市川一朗君 自由民主党の市川一朗でございます。おとこの当委員会におきまして、森山法務大臣から本件事件につきまして概要の御説明をいただいております。したがって、本日、時間もございませんで、それを前提にして、二、三質問させていただきます。

まず、ざばりでございますが、本件につきまして検察当局が知ったのはそもそものところだったのかという点でございます。捜査の端緒とその経緯につきましてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 本件につきまして、三井検事が不動産取引に絡んで暴力団関係者から金員の提供や酒食の提供などを受けているという趣旨の情報が、今年に入ってからでございますが、大阪高検に寄せられたものでございます。そのような情報がありましたため、大阪高検におきましては慎重に内偵を進めていたところ、犯罪に問うべき行為があることが明らかとなり、大阪地検に指示して捜査を行わせることとなったものでございます。

本件につきましては、暴力団を取り締まる立場にある高等検察庁の現職幹部が、暴力団関係者と不動産取引を行い、不正な手段によって不動産登記に係る登録免許税率の軽減を受けるため虚偽の住民登録をし、これを利用して区役所からの税率の軽減を受けるための証明書をだまし取って、更には、暴力団関係者との交渉に利するため、職権を濫用して交渉相手である暴力団関係者の前科調書を不正に取得したということが認められる大変重大な事件であるということから、検察当局におきまして、ただいま申し上げました事案の内容にかんがみ、強制捜査が必要であるということでの今回の逮捕に至ったものでございます。

○市川一朗君 現在取調べ中の事件でございますから刑事局長の立場でなかなか詳しくは言いにくい部分もあるかと思いますが、一応、今の程度で伺いたいと思っております。この三井検事というのとは大変問題のある人物なんじゃないかなというのを、国民の皆さんも思っていると思えますし、私も思うわけでございます。しかも、それが高等検察庁の公安部長という要職にあるわけでございます。監督責任の問題につきまして森山法務大臣はどう思っておられるのか、率直な御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 今回、幹部検察官が重大な不祥事を起こしまして、このことは大変重大なことだというふうに受け止めておりまして、全く残念だと言わなければならない。三井検事が、私的な分野とはいっても、このような行動をやっていたということについては、予想もできないようなことでありまして本場にびっくりいたしました。

三井検事の人事上の措置につきましては、強制

捜査に着手しましたこの二十二日付けで大阪高等検察庁公安部長職を解きまして同総務部付としておりまして、捜査の結果を踏まえながら適正に対処したいと考えております。

この事件の監督責任につきましては、検察当局におきましてその全容の解明に向けて徹底的な捜査を遂げるものと承知しておりますが、その結果を踏まえて、このような事態が生じた原因や背景を解明した上で様々な角度から検討を加え、適切な措置を取ってまいりたいというふうに思っております。

○市川一朗君 この件に関しましては、本事件に関しまして報道機関によりまして様々な報道がされておるわけでございますが、その報道の中で、この三井容疑者は、たまたま四月二十二日に逮捕されたわけでございますが、その逮捕された二十二日に検察庁の調査活動費についてテレビ局のインタビューを受ける予定があったという報道もされておりますが、当局として、そのような事実があったのかどうか、お尋ねします。

○政府参考人(古田佑紀君) 三井検事がテレビ局を含むマスコミ関係者と接触をしているというふうな風評、これは承知しておりますけれども、御質問のように、二十二日の日にテレビ局との面会約束があったとか、そういうような詳細については、これは全く承知しておりません。

○市川一朗君 本件逮捕につきまして、今の調査活動費に関する報道の問題が背景にありまして、三井検事に内部告発させないための口封じではないかといった報道もあるわけでございますが、私もある程度前々からいろんな報道を読んだり聞いたりした記憶はありますが、検察庁のいわゆる調査活動費の問題に関しましてこれまでどのような報道があったのか。

それと併せまして、今回逮捕するに至った経緯、言い換えれば、やっぱりさっきの話にもう一回戻りますが、なぜ四月二十二日に逮捕したのかといったような視点に答えられるような意味におきまして、調査活動費に絡む一連のこれまでの報

道と、そして今回の逮捕に至った経緯、その辺のところを当局としてどういうふうに把握し、どう認識しておるかということにつきましてしっかりと御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま、お尋ねは二点にわたると思ひますが、まず第一点の、いわゆる調査活動費の問題について従来どういうふうな報道があったかということでございますが、私どもの承知しております限りでは、一昨年のことだったと思ひますけれども、全く実体不明なあるパンフレットに調査活動費について特定の検事正に関するいわゆる疑惑が記載された、その辺から始まったというふうな承知しております。その後、これは報道ではございせんけれども、ある総会屋集団と呼ばれているところのホームページにそれを簡略にしたようなものが載り、引き続きまして、ある月刊誌、更には、昨年の秋以降だと思ひますが、一部の週刊誌について同様の話が掲載されていたというのが私どもが知っている限りのこの問題の報道でございます。

さて、この件につきまして、なぜ四月二十二日という日に逮捕ということになったのかというお尋ねでございますが、これは、捜査の内容を事細かく申し上げることは差し控えたいと思ひますけれども、できるだけ申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、この件につきましては今年に入ってから先ほど申し上げたような情報寄せられたわけでございます。これは非常に重大な問題になる可能性があるということで大阪高検で内偵を始めたわけですが、まず御理解いただきたいのは、何分にも同じ職場の中に勤務している者についての内偵でございますので、察知などされないように非常に慎重に進めなければならなかったというところがあるわけでございます。

それから、もう一点の問題といたしまして、相手が暴力団の関係であると。しかも、この暴力団と認められる者が別名を使っていたりいたしまして、どういふ人物か、そのいろいろ登場してくる人物がだれとだれが同一かと、そういう点につ

いての確定ということにこれもかなり時間を要したわけでございます。

そういういろいろな慎重にやっていたかなければならない手順を尽くしながらこの内偵を進めて、いわゆる先ほど申し上げたような犯罪行為と認められるような事実があるということが判明したわけでございまして、それに相当期間掛かっていたわけでございます。

そういうことから、一方、また強制捜査となりますと、もちろんのことではございせんけれども、それに見合うしつかりした証拠の確保、そういう周辺のことを十分尽くしてからでなければならぬ。ただ、これも暴力団が絡むだけにそう簡単なことではないわけでございまして、そういう点でも慎重を期して捜査を進めた結果、結局四月二十二日に逮捕ということに至ったものでございまして、端的に申し上げますと、いろいろな捜査上の困難、そういうものがあつたためにその時点になつたということでございます。

○市川一朗君 森山法務大臣に、先ほど基本的な点につきまして一つお尋ねしたのでございますが、改めて本事件に関しましての法務大臣としての基本的な所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 今報道されているようなことが事実だといはしますと、誠に言葉もないほどびつくりする話でございます。にわかには信じ難いというのが最初の感じでございます。他人の刑事責任を追及するべき検察庁の幹部である人がそういう人にはあるまじき不祥事を起こしたということで、本当に、残念といひますか悔しいといひますか、申しようもないような無念な気持ちでございます。

また、日本の安全あるいは治安の維持ということのために一生懸命に努力している検事がたくさん毎日懸命に働いているわけでございまして、そのそれを承知している私といはしましては、この一人のこのようないふ行動のために全国の検事、また、ひいては法務省全体の名誉が甚だしく傷付け

られたということが誠に残念であり、憤りを感じるところでございます。

○小川敏夫君 民主・新緑風会の小川敏夫です。

今、市川理事から質疑がありました。重複しないように、むしろその質疑を前提として質問を進めていきたいと思ひます。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど申し上げましたように、この問題をめぐっての過去のいろいろな記事等、そういうことからこの三井検事が何らかのかかりを持てているのではないかと、これは、これはその可能性はあるというふうな具合には考えていたわけですが、それが実際、三井検事であるかどうかということについては確認はされていないという状況であつたわけでございます。

逮捕する際に、当該検事がそうした調活費の問題について取り上げている人物であるということについては、その時点では報告を受けたわけですから。

○国務大臣(森山眞弓君) 逮捕の直前にそのようなことがあるらしいということを聞きました。そして、その人がそういう疑いが持たれているらしいということも聞きましたが、詳細についてはそのときは分かりませんでした。

○小川敏夫君 じゃ、質問をまた変えまして、この調査活動費なんですけれども、捜査に資するための情報入手のために調査する活動の費用だと思ふんですが、ただ、私、考えまして、検察庁というのは、事件のほとんどが――これは当局に、大臣ではなくて。事件のほとんどが警察で捜査した事件の送致を受けてそれを行うと。部屋の中で取調べを行うのがほとんどでして、何らかの捜査をすることがあればすべて警察を指揮して行ふんで、検察庁というのは構造的に調査活動費はほとんど不要な機能だと思ふんですが、その点はどうなんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、多くの検察庁で処理しております大多数は警察送致事件であることは、これは間違いございません。

ただ、警察送致事件にいたしまして、これを適正に処理いたしますためには、やはり各種の犯罪の全体的な状況、あるいは地域での特殊性、そういうふうな問題ということもいろんな角度で把握をしなければならぬということも、これもまた事実でございます。もちろん、そういう情報は様々な形で入手はできるわけですが、中には非常に入手しにくい情報も現実問題としてはあるわけでございます。

また、一方で、検察庁におきましてはいわゆる独自捜査も、これも実行しているわけでございます。して、こういうような場合につきましては、ある特定の事件の情報そのものをということは非常に重要になるわけですが、それと同時に、そういうふうな情報が得られるようなといいますか、端緒

が得られるようないろんな周辺情報とか、そういうものも常々把握しておくということが必要でありまして、そういうような情報をできるだけ確に、しかも言わば外に悟られないように入手しておくというのが率直に申し上げますと大変なこと、そういう意味では、おっしゃるとおり警察送致事件が大多数にいたしまして、やはり検察庁におきましてそういう意味での調査等、活動等を行うという必要性は、これはあるということでございます。

○小川敏夫君 当局としてはそういう御説明になるのかもしれませんが、例えば東京地検ですと特捜部があつて独自の捜査をするんでしょうけれど、そうした東京、大阪地検以外の地方ですと独自捜査というのはほとんどないんじゃないかと。そうであれば、今すぐではなくて後で結構ですけども、各地検の、全体の検察庁の取扱件数の中の警察からの送致件数、警察以外の司法警察もありますけれども、それから、検察庁の独自捜査の取扱件数を後で教えていただきたいと思ひます。特にこの調査活動費、いろいろこれまで報道なんかがされているのを見ると、地方の検察庁の検事正というふうなことが出ておるんですが、地方ですと独自捜査、総論的に情報収集が必要だといつても、実際の実態は、検事はさつきも言ったように警察から送られてくる事件について庁内で取調べをする、必要があれば警察に指示して行うので実際にはないんじゃないかと思ふんですが、これは、調査活動費は検察庁の中のそれが使ふようなシステムになつてゐるんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 調査活動費の執行の責任者はその庁の長、つまり、地方検察庁であれば検事正、高検であれば検事長、そういうふうな、要するに各庁の長ということになつてゐるわけでございます。

○小川敏夫君 それは、調査活動費の責任者が検事正なり検事長ということですか。そうではなくて、調査活動費そのものを使う人が検事正あるいは

は検事長、こういうことですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 実際問題として、責任者は今申し上げたように各庁の長ではございませんが、その執行についてはそれぞれの長の判断で様々なやり方があるわけでございます。ただ、基本的に申し上げますれば、調査活動費の支出に当たつては各庁の長が責任を持ってその要否を判断して支出をするというのが原則でございます。

○小川敏夫君 ちよつと、私の質問に余り明確ではなかつたんですけれども、それは、責任を持つのは検事正か検事長ということだけれども、実際に使ふのは、じゃ、検事正以外に実際に捜査に携わる検事がおるわけですね、そういう実際に捜査に携わる検事も使うわけですか。ただその責任を検事正が取るといふことですか。

○政府参考人(古田佑紀君) これも先ほど申し上げましたように、実際にどういふふうな情報をどういふふうに入手してそれについてだれが判断するかというのには、ある程度各庁の長の裁量に任せられてゐるところがあるわけでございます。そういう意味で、一律に全部こうだといふふうにはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、基本的には、調査活動費の場合には定期的に情報を提供をしてくれるいわゆる協力者、こういうふうな方を複数確保いたしましてという形態がかつて非常に多かったわけでございます。それが通常だったわけでございます。したがいまし、そういう意味では、定期的な情報提供者、それから入手された情報、それをそれぞれの庁で職務の参考として利用してゐたということでございます。

○小川敏夫君 どうも抽象的過ぎて分からないだけどもね。

実際に検事正、検事長、これは大変に偉い方です。実務では実際の捜査なんかはやらないですよ。実際の検察庁の、地方検察庁ですと実務の指揮者は次席検事、ナンバーツーの方がやるので、検事正は実際にそうした捜査実務にタッチしないんだから本来、調査活動費というのはほとんど要

らないんじゃないかと。もし使ふのであれば、実際に実務に關与する次席検事以下の部門だと思ふだけどもね。

ただ、そうした実際に取り扱うところにしたつて、事件の圧倒的多数が警察から来た事件について捜査しているの、ほとんどの情報は警察を指揮すれば足りるんであつて、どう考えてもこの調査活動費を使う部門が今の検察システムの中にならないうに思ふんですけれどもね。それで聞いているけれども、余りこれに使うという明確な御返事がないので、ひとつ納得がいけないんですけれども。

質問を変えますけれども、調査活動費が毎年各検察庁に予算として割り当てられる。これが余つて返ってくることはあるんですか。大体予算どおりみんな使つちゃうんじゃないですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 各年度の執行状況を現時点で詳しく私、記憶しておりませんけれども、基本的には、調査活動費、多少の執行残が出るようなこともあろうと思ひますけれども、おおむね配賦された額を使用しているものと承知しております。

○小川敏夫君 では、これも今じゃなくてももちろん結構で、事後で結構ですけども、各地方検察庁の調査活動費の予算とその消化状況について、資料をまた後ほど提供してください。

この調査活動費についてこれまで様々なマスコミが、どうも検察幹部の遊興費に充てられてゐるようだという指摘があると、中には検察庁の職員がそういうふうな証言している部分があるという、そういう記事もあるんですが、これについて、そういうことがあるかと言へば当然ないという答弁が来るでしょうから聞かれませんけれども、この調査活動費が実際に調査活動費として使われる場面がどうも私は思ひ浮かばないし、また、あるとしても、それは必要に応じて必要なだけ使えばいいんだけれども、毎年予算を消化しているとなると、どうも記事が書かれるような背景的な状況はあるようにも思へてならないんですけ

れども、どうでしょう、そういった私の意見に対して局長の御意見をお伺いしたいんですが。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど申し上げましたとおり、調査活動費の場合は、いろんな犯罪に関する、犯罪そのものではなくても、当然それについての警戒が必要なものに関する情報等を検察庁として収集して、それによって執務の参考とすると、こういうことでございまして、何か特定の事件だけをお考えになっているようにもちょっと伺えるところがございますが、必ずしもそういうわけではございませんので、そういうことで、調査活動費というのがやはりそれなりに必要だという部分があるということはもう間違いないというわけでございます。

○小川敏夫君 長期的な情報収集といっても、例えば地方ですと検事は大体二年ぐらいで転動しちゃうんで、そんなに地域で腰据えて情報を収集するというのがどうも余りないような感じだと思ふんですが。

例え、その情報収集の方法ですけれども、情報収集として飲食店に行つて話を聞くとか、そんなような在り方の情報収集もあるんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 個別のその執行の具体的方法ということになりますと、これはいろいろ差し障りがございまして、余り詳細を申し上げるということはお容赦いただきたいわけですが、調査活動費の執行方法につきましては、基本的には、先ほど申し上げましたような定期的な情報提供者を言わば確保いたしまして、そういう方から定期的に情報をいただくというのが基本だった時期がかなり続いていたわけでございます。その後、調査活動の目的あるいは主たるウエートの部分が、時代の変遷あるいは犯罪情勢の変化によりましてこれが変わってきて、それに伴つて調査活動費の執行の方法も変わってきたという面はあるわけでございますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたようないろいろな意味での情報を言わば得ているということが、だからから提供されているのかとか、そういうことも含めて、これが

明らかにありますと大変そういう人にも御迷惑を掛けるといふこともございますので、具体的にどういふふうな執行方法をしているかということ、今申し上げたようなことは申し上げられますけれども、余りにも詳細にわたつて方法を申し上げることは御勘弁いただきたいと思ひます。

○小川敏夫君 私は一般的なことについて聞いていゝるんで、実質的な答弁がないとちょっと納得できないんですけれども。

次の質問に行きますが、この三井検事の事件逮捕、それから捜索、押収等のことなんですけれども、この三井検事について家宅捜索をして様々な資料の押収をしておるわけですが、そうすると、三井検事がそうした調査活動費の問題について収集した資料、多分、三井検事は当然持つておられたと思うんですが、これも押収してしまつたのではないかと、その点は答えられますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 具体的にどういふふうなものを押収してどういふふうな捜査の内容になつていゝるかということ、特に押収したものでどういふものがあるかということについては、私どもとしては承知しておりません。

○小川敏夫君 大体、一切合財持つていつてしまつたから押収されている可能性が強いと思うんですが、ただ、この三井検事の犯罪の証明にはそうした調査活動費のことに係る収集資料は余り関係ないと思うので、もしそういうものが押収してあれば、これは還付するなりして三井検事あるいはその弁護人の方に任せるべきだと思うんですが、そういう考えはどうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 仮定のお尋ねでございますが、もちろん一般的に申し上げまして、関連性が無いものにつきましては、これは当然押収すべきではありませんし、仮にそういうものがあるれば、これは還付すべきものになるということと思ひます。

○小川敏夫君 私は、検察当局が三井検事のそうした批判を封じるために逮捕したと別に断定して

いるわけではありませんけれども、タイミングが余りにもいいので、そういう疑いを持たれていることも一つの事実だと思うわけです。ですから、そうしますと、三井氏が収集した資料の取扱いもある意味では非常に検察庁の姿勢を問われることになると思ふので、是非その点の取扱いについては疑いを持たれることがないようにしていただきたいと思つております。

それから、この三井検事なんですけれども、どうもこの一件限りが突然起きた犯罪ではなくて、大分以前からそうした不動産に関する投資とかの事業というのか、実態が分かりませんから言ひようがないんですけれども、かかわつていたようなんですけれども、検事であつても不動産を購入することは一つの自由かもしれないけれども、その限度を超せば、これは不動産を営む、あるいは住宅建築法に違反するとか、可能性が出てくるんですけれども、日ごろの三井検事のそうした行為についての把握状況、あるいはそれに対してどのように監督していただきたいんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) これが言わば職務行為に関連することでございますけれども、もちろん把握というものは可能であつたわけでございますけれども、何分にも個人の私的な分野での取引でございますので、検察庁といたしまして、そういうふうな個人的に行つていゝる取引でどういふようなものがあるかとか、そういうふうなことにいゝる把握は困難であつたというのが実情でございます。

○小川敏夫君 ただ、何かちよつと混ぜつ返しまつたけれども、調査活動費を使つて様々な情報を収集していゝれば、検事のそうした行動も耳に入ってくるんじゃないかと思うんですが、把握していかつたかというの、何か調査活動をやつていたのかなと思ひますが、まあ答弁は要りません。

この三井検事の逮捕事実なんですけれども、住民基本台帳に虚偽の住民登録をした。これは別

に逮捕しなかつた証隠滅される可能性も少ないと思ひますし、それを基に登録免許税の減免を受けるための証明書を取つたということも、これ、証隠滅のほう余地はないんじゃないかと。それから、部下に命じて前科調査を取得したといふ、部下も検察庁職員ですから被疑者となつた三井に言われて口裏合わせもするものもないと思ふので、何か逮捕しなければならぬような証隠滅の可能性もないし、逃亡しちゃう可能性も少ないように思ふので、逮捕の必要性というものがどれだけあつたのかという観点から見ますと、たまたま、検察庁はたまたまと言ふけれども、四月二十二日のテレビインタビューの日だったといふことも考えると、またそれを防ぐために強引に逮捕したんじゃないかという考えもちよつと及ぶんですが、こゝろの逮捕の必要性、強制捜査についての必要性等についてはどのように説明していただけますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 具体的事件の捜査当局の判断でございますので本来余り詳しく申し上げるのもいかにと思ひますが、このような事件であることにかんがみ、その概略について御説明申し上げますと、まず第一点は、これはやはり、先ほど申し上げましたけれども、暴力団、これと共謀の上で、しかも私的な利益を図るために虚偽の住民登録をする。このこと自体、それが軽い行為というふうには、特に検事にある者の立場として考えた場合、到底これは思えない。また、暴力団員との関係で、三井検事と非常に密接な関係ができており、その間でどういふふうな、だれがどういふふうなやつたかとか、そういうことについてのいろいろな通謀のおそれ、こういうふうなものがあるに高い状態であつたわけでございます。

さらに、事件の内容といたしましては、部下から前科調査を出させたということも、これも私的な利益のための行為と認められるということになりますと、これも決してそう軽いと言へるような性質のものではなく、むしろ、そういうふうなこ

とが検察庁の中で行われるということになりますれば、これは大変信頼を傷つける問題でもござい
ます。

そういうことから、端的にいわれる逮捕の必要
性ということについて申し上げれば、事案の重大
性と暴力団員とのそれまでのいろいろな関係から通
謀による罪証隠滅等のおそれ、これは非常に高い
と判断されると、そこに尽きるということになる
わけでございます。

○小川敏夫君 個別の事件で、逆に逮捕しないで
やれば身内に甘いという批判も受けるかもしれな
いから苦しい立場もあるでしょうけれども、いろ
んな見方があるということも踏まえて適切に対処
していただきたいと思ひます。

最後に、法務大臣にお尋ねしますが、この三井
検事の件に関しては、調査活動費の問題、これを
三井検事が情報を公開して批判行動を始めるとい
うような動きがあつて、それに対する報復という
か、あるいはそれをやめさせるための強制捜査で
はないかという批判があるのも事実でございま
す。ですから、そうした批判あるいは疑問につい
て、これは検察庁として積極的に、そうではない
ということでしょうから、そういう説明責任を果
たして、国民に疑惑の念が解消されたというよう
な積極的なこれから行動を取っていただきたいと
思ひます。そうした面で、法務大臣のその姿勢を
最後にお伺いしたいと思ひますが。

○国務大臣(森山眞弓君) この事件は、先ほど来
お話しのように非常に重大な問題でございまし
て、この三井検事の行った行動、犯罪ということ
になれば、それを徹底的に解明しなければいけま
せんし、それにまつわる様々な疑惑がほかにも国
民の間に持たれているということであれば、それ
をはつきりと解明して国民に明らかにしていくと
いうことが非常に大事だと私も思つております。
そうすること以外に検察及び法務省の名譽を回復
し、信頼をもう一度いただくということではできな
いと思ひますので、そのようなことに努力をし
て、是非明らかにして御報告も申し上げたいとい

うふうに思つています。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。
本日は、大阪高校の前公安部長の逮捕に関する
集中審議ということでございしますが、私も、四月
二十二日のテレビを見ておりますと、速報のテ
ロップでこの逮捕の件を知り、正に驚天動地の感
がいたしました。正に検察始まって以来の前代未
聞の不祥事と言つても過言ではないかと思ひま
す。

私は、検察に対してはもう本当に公正無私に業
務をされておるといふふうに信じておつた者で
ございます。かつて、伊藤栄樹元検事総長の「秋霜
烈日」という本も読み、大変感銘したこともあり
ます。この秋霜烈日というのは、秋に降りる霜と
夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさ
に例えられるものでありまして、厳正さを求めら
れる検事の理想像とが重なり合ひ、秋霜烈日の
パッジというのが検事のバッジと、こういうふう
なことだそうでございします。それにしても、今回
の事件は正に暴力団との関係があるという、検察
の信頼を根底から覆すような正に重大事件と、こ
のように認識をしておるわけでございします。

そこで、まず、今回、三井前大阪高校の公安部
長の逮捕されましたその罪名といひましようか容
疑といひましようか、これを並べていただきたい
と思ひます。

○政府参考人(古田佑紀君) 罪名につきまして
は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用及び詐
欺、それから公務員職権濫用でございします。

その事実の概要は……

○日笠勝之君 いいです、罪名だけで。

○政府参考人(古田佑紀君) よろしいですか、は
い。
○日笠勝之君 三つの容疑、罪名というふうに聞
いておりますが、それでいいかと思ひますが、し
かし、ここに来まして、いろんなマスコミの報道
を見ますと、それ以外にもいろんな容疑があるん
ではないかと。

例えば、家賃収入の確定申告をしていない、つ

まり所得税法違反の疑いもあるのではないかと
か、また接待を受けておつたとか、香典も非常に
高額な、十数万円ですか、香典をもらったことがあ
るとか、それからまた転売等の所得の報告の義務
を怠つておつたとか、いわゆる国家公務員の倫理
法違反の疑いがあるのではないかと、細かい話
ですが、通勤費の過大の支給を受けておつたん
じゃないかと、ほかにもいろいろと容疑がある
かと思ひますが、それらも視野に入れて取
調をしておるんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 検察当局といたしま
しては、本件の不動産取引等に至る経緯、背景、
そういうふうな本人の行動がどういふものであつ
たのか、そういう点につきまして全容をすべて明
らかにし、その中で犯罪として問擬するべきもの
があれば、これに厳正に対処するという姿勢で臨
んでおるものと承知しております。

○日笠勝之君 さらに、暴力団組長と共謀し、暴
力団関係者の居残り続けておつた物件について競
売の妨害をした、安値で購入した疑いもこれあ
り、また、神戸市の中央区の今回のマンション以
外にも、偽装転入等で住宅家屋証明書を詐取した
り、登録免許税の軽減を受けた疑いもこれあり
と、たくさんあるの三つの罪名以外に容疑が次々
と、次々と今報道されておりますが、是非ひとつ
これらも視野に入れながら一つ一つ国民が納得す
るような解明、究明をお願いしたいと思ひます
が。

特に、この解明、究明をする中で、一つは暴力
団との交際の全容の解明であるとか、それから暴
力団との癒着の経緯とか、また暴力団関係資料だ
とか捜査情報などが漏えいしておつたのではない
かとかいふこともいろいろ言われておりますが、
それらのことも併せて取調をすると、こういう
ふうには理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) いずれにいたしまし
ても、この事件をめぐるまして、暴力団関係者と
どういふふうな交際状況であつたか、それをめ
づつて何らかの問題はなかつたのか、どういふ

うな問題があるのかと、そういう点も含めて全体
を明らかにするということと臨んでいると御理解
いただければ幸いです。

○日笠勝之君 さらに、この三井検事は何か三井
不動産と言われるぐらいの財テクをやつておつた
ということもございしますが、一体全体この方は、
どのぐらいの物件を購入したり、また競売で落札
購入したり、また転売したりとか、その利益はど
うだったのかとか、いわゆる資金の流れ、取引経
緯、こういうものもこれは税と非常に密接に関係
をしておるわけでございしますが、これらのことも
きちつと全容を解明すると、こういう理解でよろ
しいでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほども申し上げま
したとおり、競売したのはこのマンションだけと
いうわけでもないようなことでもございしますし、
多数の不動産の取引を行っているといふふうな話
もございしますので、この事件をめぐる全体像の解
明という観点から様々な取引等についても必要な
限度で捜査を尽くすものと承知しております。

○日笠勝之君 今私が申し上げたことは、後日、
きちつと当委員会等々で御報告いただけるものと
期待をしておきます。

それから、今日は国税庁にも来ていただいてお
りますので、ちよつと税のことでお聞きしたいと
思ひます。

不動産購入の際は、税務署から「お尋ね」とい
うのが行くようになっているかと思ひます。私も
小さな家を買つたときに、きちつと税務署の方か
ら買入れ資産についてのお尋ねという、まあ事細
かに、支払代金の調達方法については、預貯金か
らいつ、何月何日に幾ら引き出したのか、どこの
金融機関とか、借入金はいつどこから借りたの
か、相手の名前、住所、売却をもした資産があ
れば、それはいつでどういう種類のものか、まあ
事細やかに痛み入るぐらいの「お尋ね」が来るわ
けですが、この三井検事もたくさん物件を購入
したと言われておりますが、こういう「お尋ね」
というのは行つているんでしょうか。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。

今、日笠先生御指摘の買入れ資産についてのお尋ねの文書でございますが、土地建物などの資産を取得されました個人のうち、買入れ資産の価額、購入者の収入等の諸条件を勘案いたしまして、贈与税の申告の要否を検討する必要がありますと認められる方に対して実施させていただいていられるものでございます。したがって、必ずしもすべての方に送付しているものではございません。

今、個別の方のお話が出ましたが、誠に申し訳ございませんけれども、個別にわたる事柄につきましては、守秘義務が課されている関係上、具体的に御答弁することは差し控えてさせていただきます。

○日笠勝之君 そうだとは思いますが、該当すると思われるこの「お尋ね」というのが行っているものと思いませんか、まさか相手が検事さんからのお尋ねではないと、こういう差別はないと思いませんか、よく今捜査をされているとすると連携を取りながら、きちっと税は税として、国民の信頼を勝ち取るように、公平にこれもやるべきでありますから、連携を取っていただければと思います。

もう一点、国税庁、お伺いいたしますが、何か新聞報道では住宅ローンが残っていると、こういうふうな報道がありました。これ、住宅ローンが残っておれば、場合によっては、いわゆる住宅借入金等の特別控除という制度がありますね、ひよっとすればそういうふうな控除もうまくやっておられるのかなと、こう勘ぐるわけでございますね。なぜならば、弁護士及び弁護士資格を有する方は登録さえすれば税理士の業務もできるわけですね。それぐらい弁護士資格を有する方は税にも詳しい方でございますから、ひよっとすればひよっとするかなと思えますが。

住宅借入金等の特別控除、いわゆるマイホーム取得控除、これは中古住宅も該当するわけでございますが、こういうことについても国税庁は国税

庁として爾々と調査をされると。一般論で結構でございますが、いかがですか。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。今、日笠先生御指摘のような報道がなされたことは承知しておりますが、これも、誠に恐縮でございますが、個別にわたる事柄につきましては、守秘義務が課されている関係上、具体的に答弁することは差し控えてさせていただきます。

ただ、一般論として申し上げますと、私も国税当局といたしましては、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料、情報の収集に努めさせていただいております。そういった資料と納税者から提出されました申告書等を総合検討し、課税上問題があると認められる場合には税務調査を行うなどして適正な課税の実現に努めさせていただいているところでございます。

調査対象者を選定する際には、これは当然のことではございますが、その方の社会的な地位、経歴等により区別することはございません。

○日笠勝之君 次に参ります。国税庁さん、御苦労さまでした。結構です。

検察庁法を見ますと、第二十三条に適格審査会と罷免という条項がございます。これを見ますと、「すべての検察官について三年ごとに定時審査を行う場合」と、こういうことでございまして、検察官適格審査会の審査に付されると、こうなっておりますが、三年ごとに検察官の場合は審査をします、こういうことだと思います。それだけ厳正にチェックをしておると、だからこそ高い給与と身分保障もきちっとあるんだと、こういうことだと思います。

この方は、この三年ごとの定時の審査を行うことに何もなかったんでしょうか。先ほども同僚議員から質問がありましたように、突然ここにきて、今年一月か二月に高検の方へ投書があった云々という以前に、もう何年も前からこういう財テクのような物件購入をしているというふうなことでございまして、この定時審査というのはその都度きちっとこの方はクリアしておったんで

しょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 現在、刑事事件として捜査中でございますが、事実関係が明らかになった時点で判断することになると思っておりますけれども、第一義的には、この人の場合は、もしそういうことが事実だとすれば懲戒処分、国家公務員法第八十二条の規定によって免職等の懲戒処分につきべきであるという、それに該当するのではないかとということが第一義的に考えられます。

おっしゃいました検察官適格審査会の審査というのは、検察庁法第二十三条によりまして、すべての検察官について三年ごとに行う定時審査と、法務大臣の請求によって、あるいは検察官適格審査会の職権で各検察官について行う随時審査と二種類でございます。

定時審査につきましては、平成元年以降では、平成元年三月、同四年二月、同七年二月、同十年三月及び同十二年十一月の五回、審査をいたしておりますが、三井検事については、いずれも検察官の職務を執るに適しない旨の議決はなされておられません。また、随時審査については三井検事が対象となったことはございません。

○日笠勝之君 ですから、今まで全然そういうことがなかった突然ここに来て出てくるということ、この定時審査とか随時審査ですか、きちっと行われているのかなという疑問を呈しておることでございます。これからの厳正にやっていただければと思います。

時間も大分来しましたので、調査活動費について若干お伺いしたいと思います。

調査活動費の平成五年から十四年までの歳出予算規模と決算額の一覧表をいただきました。資料としていただきました。見事なまでに、本当に予算と決算がこんなにうまく使えるものかなと。こういうふうなうまいやれるなら、もう国家の予算、決算をすべてやっていただいてもいいんじゃないかなと。こんな見事な予算、決算でございます。何を伺いたいのかというと、この十年ぐら

の間で一番ピークは、平成十年の五億五千二百六十万というのが一番歳出規模としては多かったわけでございますが、平成十四年度は八千五百八万というところで、ぐんと四十数億円ぐらゐの規模で落ち込んでおるわけでございますが、どうしてこんなに、数年間でこんなに歳出予算が減るものなんでしょうか。原因は何だったんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 平成十一年以降、調査活動費の額が大幅に減少するに至りましたのは、根本的には、犯罪情勢の変化に伴いまして調査対象の重点、したがって、それに応ずる調査の方法の見直し、これが行われたということが最も大きい理由でございます。

先ほども若干申し上げましたけれども、かつては、外部協力者に言わば定期的に謝金を支払う、情報を定期的に寄せていただいていた謝金支払という、主としていわゆる公安情報を手入するというやり方であったわけですが、公安情勢が大きく変化した一方、検察庁には、いわゆる経済事犯などの対応、それというのが非常に強く迫られてきた。そうなりますと、そのための情報収集あるいは分析の手段、こういうような問題もおのずと変わってまいりますし、一方で検察庁の事務の全体の効率化というようなことから、コンピュータの導入、そしてそのネットワーク化というのが検察庁の言わば体制の上で非常に重要な課題となったわけでございます。これに加えて、独自捜査のための内偵捜査等の経費というのもこれまで以上に必要になってきたところがあるわけでございます。

こういった事情を踏まえまして、平成十年にそれまでの調査活動費の考えあるいはその執行につきまして再検討を加えまして、それを踏まえまして平成十一年度以降の予算要求をしているわけでございます。平成十年に調査活動費の活動対象及びそれに伴う調査方法の変更等に伴って見直した結果の減額ということでございます。

具体的には、その多くの部分はコンピュータ

ネットワークの整備経費の方に、これはシーリングという問題もございすし、振り替えていくということにしたものでございす。

○日笠勝之君 先ほどは済みません。平成十年から平成十四年、四十数億減額と言いましたが、四億数千万の減額でございました。

最後に、責任問題でございすが、検査首脳等の責任問題もあるかと思ひますが、いつの時点でその責任問題については対処されますか。それから、今後の二度と起こらないということの方針、これについて法務大臣にお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 事実関係が明らかになりました上で、それを踏まえて適正な措置をしたと思ひます。

また、再発防止につきましては、今までもあらゆる機会をとらえまして職員の綱紀粛正を徹底するように指示してきたところでございすが、今回は、特にこのような幹部検査官が重大な不祥事を起こしたことを重く受け止めて、この内容にかんがみ、特にそのようなことが二度と起こらないように厳重に綱紀粛正を徹底いたしまして、再発防止に努力していきたいというふうに思ひます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

巨悪は眠らせないという検査幹部の有名な言葉がありました。国民は、この言葉に拍手を送ったときに社会正義の実現という期待を込めたと思うんですね。その期待を裏切るとんでもない事件でありますし、強大な権力を持つ検査幹部が暴力団と手を組んで悪事を働くというのは、絶対にあってはならない事態であります。

同時に、先ほど来ありますように、いわゆる機密費の不正を暴く口封じではないのかという疑惑があるわけですね。昨日も本会議でお尋ねいたしました、大臣は関係がないという御答弁でありましたけれども、これでは私は国民は納得しないと思ひます。

そこで、今、平成十年以降、検査全体の調査活

動費が激減をしたということが示されて、その理由も言われました。それで、幾つかのマスコミでもこの問題は取り上げてきたわけですが、どれを見ても、例えば私、週刊文春を持つておりますが、法務省刑事局総務課の答弁は、平成十一年以降の減額は情報収集でコンピューター利用を充実させたためと、これしか答えていないんですね。今のお話とちよつと私は違うと思うんですが、途中から理由が変わつたんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 特に違つたことを申し上げておるつもりはないわけにございまして、コンピューターネットワークの整備に振り替えるということにし、そのこと自体は、先ほどそれが非常に大きいところというのを申し上げたわけにございすが、そのそのするに至つた理由について先ほどここで御説明をしたということでございまして、結論において別なことを申し上げておるわけではないと、こう考えております。

○井上哲士君 犯罪情勢が変わつてきたということも言われておりましたけれども、少なくとも当委員会での間、議論をしてきましたのは、むしろ犯罪情勢が悪化をしている、そのためにどういう方策を取るかということをやつと議論をしてきたのに、全く逆のことを言われるわけですね。到底納得ができません。

平成十年度に見直しをされたと言ひましたが、いわゆるこの機密費の告発が始まつたのが平成十年度の末なわけですね。どうもこれを受けて見直しをしたのではないかと私は思ふんです。

例えば、そういう調査対象が変わるとかコンピューターネットワークを大いに活用するということであるならば、公安調査庁の調査活動費も減つたつていいと思ふんです。ところが、資料をいただきますと、同じ時期に公安調査庁の方は、十九億二百五十万円から十九億二千五百五十万円に増えているわけですね。これはどう説明されますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど私が犯罪情勢に変化があつたということを示し上げましたの

は、先ほど来御説明いたしましたとおり、かつてはいわゆる公安事件の問題が中心であつたと。しかしながら、公安事件、この公安の犯罪情勢、これは落ちてきて別な面での犯罪情勢が問題になるようになった、そういうことで申し上げたわけにございす。

それから、ただいまお尋ねの件につきまして、各局といひますが、それぞれの調査活動の方法、考え方というものはそれぞれの独自の立場で判断するということになるわけにございまして、公安調査庁のことについて私が何らかのコメントをすることは、これは差し控えたいと存じます。

なお、一点申し上げますと、いわゆる調査活動費につきましては、これは平成十一年度の予算要求、これに反映させるための検討と申しますのは平成十年のかなり早い時期から行ななければ当然間に合わないわけにございまして、ただいま委員御指摘のような、言わば内部告発かどうかよく分かりませんけれども、出所不明の文書が出回つたことがあるわけですが、これはそのつと後のこととございまして、そういう問題とは、そういうような文書が出たということとは全く関係がないものでございす。

○井上哲士君 公安調査庁と検査で、私、調査活動費の考え方等、非常に似ていると思ふんですね。この問題で、仙台の市民オンブズマンの皆さんが情報開示請求をされております。平成十三年の十月三十日に出された準備書面を今、手に持つておるんですが、調査活動費の非開示処分を取消しを求める訴訟を仙台地検、高検を相手取つて仙台地裁に起こしてあります。

仙台地検はこの準備書面で、仙台地方検察庁における平成十年度の調査活動費は、主に組織的な犯罪に対する動向を目的として検察庁の協力者に秘密裏の調査活動を委託し、当該協力者にその対価としての報酬を払うために使用されていたと、こう述べているわけですね。例外の記載はありませんの、全額がこのように使われていたという

主張だと思ふんですが、そして、こうやって、相手がいることなので使い道を明らかにしたら迷惑が掛かるということで開示を拒否していたということですね。

かつ、この検査側の準備書面の中では、主として組織的な犯罪に関する調査活動に使用されておる、個別具体的な事件を離れての犯罪組織等の調査対象者の動向など、基礎資料を収集する、地下に潜行した集団の犯罪行為、厳格な情報統制が行われている集団あるいは密室性のある犯罪に係る刑事事件を挙げるというふうにあるわけですね。これ以降、オウムの問題、蛇頭の問題、いわゆる地下に潜行した集団の犯罪行為というのはいろいろあるわけですから、平成十年で急に情勢が変わつた、使い方が変わったという御説明は、これ一つ見ても私は理屈に合わないと思ふんですけれども、もう一度答弁を求めます。

○政府参考人(古田佑紀君) もう一つの理由は、ただいま御指摘のいわゆる組織犯罪、こういうふうなもの、当然ながらそれをめぐる犯罪組織の問題とかその動向、これは調査の対象とすべきことは当然ではございすけれども、先ほど申し上げましたように、従来のといひますが、それ以前の言わば公安事件を中心とする犯罪情勢、それとは相当趣を異にする面もあるわけにございまして、かつてと同じような考え方、やり方がそういうものに必ずしも適当であるというわけではない、そういうことでございす。

○井上哲士君 納得いかないんですが、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、元々検査は特捜などの一部の例外を除いては独自の情報活動を大規模にするということではなかつたのではないかと。そして、そういうことで情報提供者への報酬などに使われることもほとんど聞いたことがないという証言もいろいろ出てくるわけですね。それを裏金にしていたんじゃないかという疑惑が持たれているわけですね。実際には、こういうような告発を受けて、そういう今までの不正常な使い方をやめろということの中で順次減額を

していったんではないかと推測もされるわけですね。

コンピューターネットワークなどで替えることができるようなものであれば、私は別に秘匿をする必要もないんじゃないかと思うんですが、それじゃ、この間減ったものについて、国民の前に改めて削減された中身について明らかにできるんじゃないでしょうか。その点どうでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 私、ただいまの御質問の趣旨を的確に把握できたかどうか心もとないわけですが、もし調査活動のその成果ということでありますれば、これは先ほどから申し上げていきますとおり、秘匿を要するものも非常に多いわけですが、それは秘匿を要するものでございまして、その点については詳細を申し上げることは御容赦いただきたいと思っております。

○井上哲士君 秘匿を要するものがこの間で四億円も減って、それで調査活動に検察側から言えば支障がないというのは、私は全然納得できません。

それで、先ほどあつたのは、告発との関係ではないかという点でもう少し具体的に聞きますが、調査活動費の中で弁当費等という項目があるのかと思うんですが、これは平成十一年度でそういう支出があつた地検がどこで、平成十一年度はどういうふうになっていきますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほどあるいはお答えが漏れたのかもしれませんが、その点、若干補充させていただきますが、前にも申し上げましたとおり、いわゆる内部告発文書ではないかというようなものが出回ったと申しますのは、これは平成十一年の四月であつたという記憶でございまして、これは、平成十一年度の予算要求という意味から申し上げますと全く関係のないものでございます。

それから、ただいま弁当代ということでございますが、これは、平成十一年度で弁当代が支出されておりますのは、東京、甲府、大阪、神戸、名古屋、福岡、佐賀の各地方検察庁でございます。

○井上哲士君 平成十一年度はどうなっていますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 平成十一年におきましては、ほぼ全国の検察庁で同様の支出が行われていると承知しております。

○井上哲士君 これも仙台の市民オンブズマンの皆さんが詳細に調べ上げておられるんですが、今ありましたように、平成十一年で弁当代という項目が挙がっているのは七地検だけですが、それは全部、平成十年度の三月なんですね。そして、平成十一年度からは全庁でこれが計上されるようになった。

先ほど言われましたが、実際に告発文が出回っているのは平成十一年の一月だと承知をしているんです。ですから、そこからこういうことはちゃんと見直しをしないといけないのが、一部、平成十年度の三月から見直しがされて、全国的には十一年度から見直しが徹底した結果ではないかというのをこの仙台のオンブズマンの皆さんは指摘をしているわけですね。この点どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 私どもの承知しております限り、いわゆる内部告発ではないかと言われている文書が出回ったのは平成十一年の四月で、一月ではないと承知しております。

それから、この弁当の増加というのは調査活動費の執行の在り方とも多少絡むわけではございますが、一方で予算がいろいろな意味で減額をされておりました、その中で、調査活動費の中で支出が補えるもの、こういうものについての執行方法の範囲を広げたと、こういうことでございまして。

○井上哲士君 じゃ、もう一点聞きますけれども、先ほどありましたように、この調査費の総支出額というのがきつちり受入額と合っていると、おかしいじゃないかというお話がありました。

この仙台高検の場合も、平成十年度は九百六十万円ちょうどで、年間の受入額、全部使っているわけですね。消費税が課税される時代に一円単位まで一致するのはあり得ないという指摘があつたんですが、これ、平成十一年度からは四百七十九

万九千九百二十五円と一円単位までの端数が出てきているんですね。これも告発を受けて見直しをしたんじゃないかとオンブズマンは指摘していますが、この点どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 調査活動費の執行につきまして、先ほど来御説明しておりますとおり、従来という過去の、調査の協力者に対する謝金、これを定期的な情報の提供を受けて支払っていくと、こういうことでございましたので、おのずと端数が出るということもございました。また、非常に計画的な執行もできたわけでございます。その結果でございます。

ただいま、平成十一年度からは一円単位の端数まで出ているではないかということでございまして、これは、先ほど来申し上げておりますとおり、調査対象の重点の変更及びそれに伴う様々な調査活動の方法、それを言わばいろいろな幅を広げた面がございまして、その結果として端数が生ずると、そういうふうな執行が行われるようになってきたということでございます。

○井上哲士君 平成十年度までが報酬などが主だったとしても、一〇〇%そうだったわけじゃないはずなんですよ。今は、端数が出ないことの説明としては全然理由になっていないと私は思うんです。

平成十一年の三月に、こういう調査活動費の在り方の見直し、私は告発を受けたと承知をしているんですが、会議等も行われて、何らかの改善のための文書を各地検等に出されていると思えます。この中で、こういう関係機関との情報交換の弁当代等の支出がこれまではいわゆる特例払いだったけれども、今度はちゃんと請求書等を添付せなあかんと、こういうようなことが言われて計上されるようになったんじゃないかと、こういう指摘もあるわけですね。

逆に、いかに不明朗な使い方がされていた証拠かと思うんですが、こういう内部で徹底した文書があらうと思うんですけれども、それは是非出していただきたいんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 法務省におきまして、調査活動費の取扱いに関して、当時そういうふうな一般的な執行方法のガイドラインと申しますか、そういうようなものを作成したことはございません。

ただ、平成十一年度から、先ほど来申し上げておりますとおり、調査活動の内容を大幅に変更するということとしたことに伴いまして、各検察庁からのいろいろなニーズも踏まえまして、より効果的に執行方法を見直すということとしたことから、平成十一年秋から平成十一年春に掛けて、法務省、検察庁との間で調査活動費の執行方法について様々な機会に様々な形で意見の交換を行ったことは事実でございます。

そして、その過程でいろいろな意見について取りまとめたメモとかそういうものはあると思えますけれども、それはそういう過程の、言わば意見交換の際の資料でございまして、そういうものは現時点では残っていないものでございます。

○井上哲士君 五億の予算が順次八千万になるような大転換があつて、しかも、年が替わつたら端数が全部出る、弁当代が地検にも出ると。これだけの全国的な統一をしたことをやっていたながら文書も何もないというふうなことを検察がやることは私には思えませんし、ますます国民の不信が募る答弁だと思えます。

きちっと明らかにしていただきたいということを知つた時刻は何日の何時何分ですか。

○平野貞夫君 法務大臣、三井容疑者の逮捕を

○国務大臣(森山眞弓君) 四月二十一日の夜、何時までは正確に覚えておりませんが、かなり深夜に近い、十時過ぎか十一時ごろだったかなと思います。本件犯罪事実の概要と検察当局が三井検事を逮捕する方針であるというような概略の報告を受けました。

○平野貞夫君 前の日の晩ということでござい

○国務大臣(森山眞弓君) はい。

○平野貞夫君　そうすると、刑事局長、検事総長も事前にこれは知っていたわけですね。

○政府参考人(古田佑紀君)　検察当局におきましては、本件のように検察の幹部職員にかかります重大な事案については、これは上級庁にも報告をして協議するというのが通常でございます。本件におきましてどのような報告があったか等については、詳細は別といたしまして、検事総長においても強制捜査を臨むという方針、これは了承していたものと承知しております。

○平野貞夫君　率直に言います、森山法務大臣もそれから原田検事総長も立派な方で、近來になんて見識を持っている人だと私は個人的には思っておるんですよ。そういう人たちの就任しているときにこういう事件が起こったというのは、本当に私、不幸だと思っています。それから、この問題は展開の仕方によってはこの人たちの責任問題にもなる問題なんです。だから、私は本当に複雑な思いで今質問させてもらっているんですが、三井容疑者の犯行を、容疑としてこれはもう確実なものだと検察が確認して大阪地裁に逮捕状といいますが、これを請求した時刻と、それが許可になった時刻を教えてください。

○政府参考人(古田佑紀君)　誠に恐縮でございますけれども、逮捕状の請求あるいはその発付の時刻については、現在捜査中の事件の正に捜査機関の活動そのものにかかわる事柄でございますので、その点についてはお答えは差し控えたいと存じます。

○平野貞夫君　このところが問題なんです。要するに、口封じなのか口封じでないのか。鳥越さんも、私もよく知っているんですが、彼のインタビューとかかわり、私も余り追及したくないんですけれども、ここがやっぱり、決して口封じではないと、当然のことを検察はやったんだというこの証明にしたいと思います。駄目ですか、時刻は言えませんか。

○政府参考人(古田佑紀君)　繰り返しになって誠に恐縮ではございますけれども、具体的な日時

では御容赦いただきたいと存じます。ただ、極めて一般論を申し上げますれば、検察庁において逮捕して強制捜査を行う場合には、いろいろな事件情報等についての漏れとか、そういうことを防止するために、言わば逮捕状の請求から実際の逮捕状の執行までそう長い時間を置かないというのが、これが通例であるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○平野貞夫君　いや、あなたは本当に立派だよ。そこまで言っていたら私にはこれ以上追及しませんが、私は口封じでないと信じていますよ。昨日もある先生から、国連、自由党はもっとそのところを突けると言われたんですけど、私は多少遠慮しておるんです。もうそれは分かりました。それ以上は言いません。

○政府参考人(古田佑紀君)　そのような報道があったことは私も承知しておりますけれども、野中議員が三井検事と会ったかどうかについては私どもとしては承知しておりません。

○平野貞夫君　これは、あれだけの報道がありましてから私は事実だと思いますが、野中先生から法務当局に、三井からこんな話があったというふうな連絡というのか、そういうものはありましたか。

○政府参考人(古田佑紀君)　この問題に關しまして私の承知している限りでは、そういうふうなお話は承知しておりません。

○平野貞夫君　刑事局長としては承知していないということは分かりましたが、刑事局長以外の人

るいは何らかのそういう第三者、特に政治家のサジェスチョンとか、そういうものがあつたかどうかというところが私は問題の一つだと思っております。これは政府の方に聞いても答弁できないと思

いますので、問題として指摘をしておきます。次に、調査活動費のことを各先生がお聞きになったんですが、平成十年から十一年に掛けて約四二%減、それから平成十三年度から今年、約五〇%ちょっと減というふうな大縮小をやっておるわけなんです。

先ほど、刑事局長の理由だと、犯罪状況の変化とか、捜査方法の見直しとか、外部協力者への謝金の見直しとか、公安情勢の変化とか、事務の効率化という非常にそれらしい理由。そういうことの努力もあったと思います。しかし、半分近く従来の慣行的な予算を削るということは、これはよっぽどのことだと思えます。同時に、半分ぐら

い増やすということもよっぽどなことだと思えます。今いろいろ問題になっている内閣機密費の場合、外務省の機密費の場合、昭和四十一年で五〇%から六〇%増えているんですよ、両方とも。こういうときには何かおかしいことがあるものな

んですよ。そこで、私は今、先ほどの説明では納得できません。ちょうど平成十年から十一年に掛けて、やっぱり検察内部、法務省内部で内部告発の事件とか、いろいろな怪文書が出された時期なんですよ。御存じでしょう。特に、平成十年の五月に

は、東京の検察幹部の自宅に差出人不明の脅迫状とナイフが投げ込まれたという事件が起こっているんですよ。これは結局はうやむやになったん

からぬような話が出ています。こういうことが十年から十一年に掛けてあつた。

それから、今回、特に去年から今年に掛けて、私は高知県の生まれなんですけれども、高知県の地検をめぐって、香川県にある右翼団体あるいは関西の暴力団関係の様々な怪文書とか、いろいろなものが流れ出た。かなりいろいろ言われた。こういうもののやっぱ影響があつたんじゃないですか、この四二%減、五一%減というのは。

私は必要な調査費は使うべきだと思いますよ。それから、決して犯罪の状況なんか良くなつていませんよ。それから、公安の情勢だつて良くなつていませんよ。覚せい剤だつて、あるいは武器の密輸入だつて大変なことなんです。予算なんか削らずに大いにそういうものに対応する施策というかをやるべきだと私は思うんですが、こういう内部告発的あるいは怪文書的な大きなものに影響されているんじゃないですか。

○政府参考人(古田佑紀君)　私の承知しております限り、いわゆる内部告発ではないかという疑いが持たれる怪文書と称するものは平成十一年の四月であること記憶しております。それ以前にはそういうふうなものは私自身はなかったと承知しております。

○平野貞夫君　それでは、私もはもう平成十年ごろからそういう情報を持っていましたし、かなりいろいろな話を聞いていたんですが、十一年四月と言われる、内部告発と言われるいろんなものに対して法務省としてはどういう対応をなさつたんですかね。

○政府参考人(古田佑紀君)　いずれにいたしましても、出所不明の、どういう性質の文書かということも分かりませんし、また、先ほども申し上げましたとおり、我が庁、いろいろ当時新しい考え

部告発というのが行われると。そして、批判されるような調査費の使い方も、それはあったと思います、その批判され方の度合いというのはいろいろあると思うんですが。

これはなかなか難しいんですが、内部告発をしようとする人を褒めるわけにもいかないし、また責めるわけにもいかないという事情があるわけですが、一部には、内部告発する人を保護する法律を作ろうじゃないかという動きも今あるわけですからなかなか難しいわけですが。

それから、私も決して三井さんのやったことをいいとは思いませんが、やっぱり三井さんがだんだんだんそういうふうにおかしくなっていた。優秀な人だったと思いますが、実際会ったこととありませんから知りませんが、そういう人事管理といいますが、やっぱり優秀な人たちが競い合っている仕事をして出世していくというプロセスの中で、やっぱりちよつと野方図といいますが、危機管理が足りない部分があったんじゃないかと思いますが、その辺は、これ、だれに答弁してもらった方がいいかな、本省の担当局長として刑事局長、今までの人事管理のやり方とか人事査定のやり方とか、特に検察の、そういうのは相当反省せよいかぬと思いますが、いかがでございますか。

○政府参考人(古田佑紀君) この人事評価、人事考課をいかに適正なものにするかというのは、もうこれ、委員御指摘のとおり大変難しい問題でございます。その方式等について、これまでいろいろな角度から検討をして改善すべき点は改善をしてきたところでございます。

しかしながら、そういう考課体制というのがより確に行われるようにしなければならぬというところは、これは御指摘のとおりでございます。いづれにいたしましても、本件につきましてはまだ捜査中でございますので、それと直接の関係で申し上げることはまだいかに何でも時期尚早とは思いますが、常々そういうことで、今後とも改善の努力はしていかなければならないと

考えております。

○平野貞夫君 ひとつ調査といいますが、これは逆に検察官の名譽にもかかわることでございますので、調査して後日報告していただきたいんですが、やはりこの三井容疑者の一つの問題として、財テクですね。その財テクの方法が競売物件を入手するというところでございます。やっぱり検察とか裁判所とかという人たちは、そういう情報がい早い、あるいはその入手する手段を普通の人より知っているということですので、検察官あるいは検察事務官ですか、事務官が競売物件を入手している実態といえますか、これをちよつと調べてくれないですか。

そして、それは、公正に公平に入手されることについては何も文句は言いませんが、やはりこういう形で検察官の疑惑というのが問題になっている以上、そういったものを明らかにして、ないならないでいいですから、報道によると、まだ検察官で当たっているという人を、というような報道がありますから、そこら辺をひとつお調べいただきたいと思ひます。

それから、最後に申し上げたいのは、この三井容疑者の問題も、それから、先般、井上参議院議長が辞められたんですが、これが、政策秘書の半田さんが中村という元社長を千葉地検に告発している、恐喝で。ところが、この問題もいづれ、係争中の事件だということで与党は、この法務委員会は委員長、理事さんが非常に話せますからこういうふうなやつにやっているとすけれども、予算委員会では係争中の事件だというのはね付けられている。私、確かに係争中の事件、両方そうですが、これは普通の係争中の事件じゃないと思うんです。ですから、国政調査権の限界として、十分法務大臣もそこら辺は、社会的役割とか、やっぱり法務・検察の、あるいは国会の権威という意味からいっても、これはひとつ多少柔軟に対応してもらいたいということを申し上げておきます。

それから、あと一分ありますから申し上げます

が、実は、この調査費及び大阪地方における検察当局と暴力団とかかわり合いについては、昨秋辺りからいろいろな話があって、今年の総予算審議のときに、私は党の首脳から予算委員会を取り上げるような指示を受けたんです。しかし、検察の権威をやつぱりこれは失うわけにいかないんです。検察の権威を失うわけにいかない。めったなことでは予算委員会等を取り上げてはいけないうので、私は党で抑え込んでいます。その代わり、法務省の幹部には、そういうことがないよう、ないという、そういうことではない、何と現職の公安部長がこういう事件を起こすという、誠に私はさんきに堪えない思いでございます。

ですから、これはやっぱり根本的な病巣があるという前提で我々は臨まなきゃ駄目だと思っておりますので、法務大臣、そういう意味ではしっかりと受け止めていただきたいということを要望して、終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

まず、調査活動費についての予算の組み方はどうしていらつしやるのか教えてください。

○政府参考人(古田佑紀君) 調査活動費も、これ予算要求のやり方ということかと思ひますけれども、これは、検察庁に關しては、その予算要求についてはその時々犯罪情勢とかあるいは当該年度における重点事項、過去の出自、実績や検察庁全体としての予算事情、こういうふうなことを総合的に勘案いたしまして法務省で予算要求を決定しております。検察庁の調査活動費につきましても同様の方法で行っているものでございます。

○福島瑞穂君 お手元に各検察庁における調査活動費、年度別というのを配りました。先ほど小川敏夫議員の方からもありましたが、検察庁でなぜ調査活動費がそもそもの必要なのかという質問がありました。

最高検は、一九九六年、平成八年度は三千百八十万円調査活動費を使っております。最高検は調

査活動などしないというふうに思ひますが、なぜ三千百八十万円、このように必要なのでしょう。

○政府参考人(古田佑紀君) 御存じのとおり、最高検察庁と申しますところは、高等検察庁以下全国のすべての検察庁につきまして、刑事事件の捜査及び公判、これを指揮監督する立場でございます。そういうことから、最高検におきましては、特に広い範囲でのいろいろな犯罪及びこれをめぐる様々な情勢ということを常に全国的な意味で把握しておく必要がございます。そういう意味での指揮監督権を十全に行使するために最高検においてもそういうことが必要であると、そういうことでございます。

○福島瑞穂君 東京高検も一九九六年、二千七百万円なんです。なぜこのように必要なのかちよつと分からないんですね。そして、この表を見ていただくと、非常に奇妙なことは、一九九六年、一九九七年はいずれも、どの地検も末尾に端数が全く出ていないわけですね。例えば、一番下の松山地検ですと四百七十七万円というふうにも、高知地検が四百万円、徳島が三百八十万円というように全く端数が出ていない。突然、平成十年、一九九八年になって、先ほど井上委員からもありました七つの地検で初めて端数が出てきます。どうして一切、端数がこのように過去はなかったんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) これも先ほどからお答え申し上げているところでございますが、その当時の調査活動費の執行につきましては、情報提供者に対して謝金を払うということでございます。したがって、おのずとそういう謝金というのは丸い数字になるわけでございます。また、こういう性質のお金でございますから消費税とかそういうことの問題も起こらないわけでございます。そういう点から端数が出るという状態ではなかったと、そういうことでございます。

○福島瑞穂君 しかし、こんなにきれいに全く端数が出ない使われ方というのは、現実に買物をし

たり食事をしたりすると不自然だと思ふんです。

そして、一九九八年に七つの地検で、東京、甲府、大阪、神戸、名古屋、福岡、佐賀、これら初めて端数が出てきます。先ほど井上委員の方から一九九八年度三分の弁当代、三月末に初めて弁当代が計上されているというのは、この七つの地検で初めて出てきたんでしょうか。つまり、端数が出てくる地検と三月の弁当代を初めて計上している地検は、この七つは共通でしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 今直ちに確認はできませんが、弁当代の支出ということで端数が出るようになったところはあると思います。

○福島瑞穂君 週刊朝日の記事によると、これはなぜこんな、一九九七年までは一切端数がない、一九九九年以降は全部端数が出てくる、しかし、一九九八年だけは、七つの地検で端数が出てきて弁当代が計上されているのは、さっきのマニユアルの徹底が不均等に行われたからだという記事が載っております。この表を見ると、やはり非常に不自然ではないかと。

もう一つお聞きいたします。

一九九八年は五億二千五百九十五万二千二百一円だったのが、平成十一年度は三億二千二百三万二千八百一円というふうになっていきます。どうして五億が三億に急に減少したのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) これは、先ほどから何度も申し上げておりますが、要するに、かつて公安事件、いわゆる公安事件と呼ばれていた事件でございまして、そういうような事件がターゲット、それをめぐる犯罪情勢及びそれをめぐる情報収集、これが中心になっていたわけでございまして、けれども、その後、そのような事件というのがこれは徐々に減ってまいりまして、むしろ経済事件でありますとかその他の事件、そちらの方について重点を、これについて重点を置いていくと、そういうことを考えなければならぬ。そのための調査活動の在り方あるいは情報収集の在り方、そういうことを十分検討いたしまして、そういう面

からの情報収集ということになりますれば、例えばインターネット等からのいろいろな情報の取得等が非常に重要であると、そういうふうなこともございまして、調査の方法というのを大きく見直していった。

その結果、調査活動費という費目ではなくて、先ほど来申し上げておりますとおり、コンピュータ及びそのネットワークの整備、これを中心として進めていくということから、そちらの方に予算を基本的に振り替えていったという、そういうことでございます。

○福島瑞穂君 この前公安部長の内偵はいつから始めていらしたんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) この点につきましては、今年に入りましてから、具体的な日付等は御容赦いただきますが、三井検事が暴団員から酒食の提供あるいは金銭の提供を受けていると、こういうふうな情報が外部から寄せられまして、それから内偵を開始したものでございます。

○福島瑞穂君 メディアと接触していることも、では御存じだったわけですね。

○政府参考人(古田佑紀君) 本三井検事がいろいろ接触をしていたのではないかと、かつて接触をして、その当時としてということでございます。と、かつて接触をしていたのではないかと、こういう可能性ということは認識しておりましたけれども、それは確認していたわけではございません。

○福島瑞穂君 今年一月から内偵を始めたということですが、今年内偵をした後、メディアと接触しているという事実は把握していらしたのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) これも確定的にそういうふうな把握しているというわけではございませんけれども、三月ごろから、またメディアと接触をしているのではないかと、またメディアと接触はしております。

○福島瑞穂君 取材に応じたという話も報道によつてなされていきますし、先ほどから出てい

うに、テレビの直接のインタビューも受ける予定ではなかったかと言われておりますが、内偵をしていてそういうことを風評でしか知らないというのは、捜査能力としてちよつと、検察の優秀なる捜査能力からしてちよつと、極めて有能でいらっしゃるのだと変だということにちよつと思ひます。

ところで、調査活動費のチェックについて会計検査院はどうしていらっしゃるでしょうか。

○説明員(石野秀世君) 検察庁の会計実地検査につきましては毎年十か所程度の地方検察庁等に対して行っているところでございまして、その際には、物品購入、役務契約等々、経理を中心に実施しております。

当然、調査活動費につきましてもその中で検査をしておりまして、調査活動費に関しては、関係の書類の提示を受けるあるいは説明を受けるというふうなことで、適正な手続のつとめていくか、必要な書類はあるのかどうか、目的に沿って適正に使用されているのかと同時に、予算の執行体制あるいはチェック体制がどうなっているのか、そして、そういった体制が十分に適切に機能しているのかどうかというふうなことにしても検査を実施するというところで対処してきています。

○福島瑞穂君 領収証は全部チェックをしていらっしゃるんでしょうか。

○説明員(石野秀世君) 今申し上げましたように、関係書類の中に当然証拠書類というものが含まれるということでございまして、そういう書類は、提示を受けて確認をし、検査をしておるということでございます。

○福島瑞穂君 領収証のあて名書きは上様になっているんでしょうか、それとも個人名になっているんでしょうか。

○説明員(石野秀世君) その部分につきましては、調査活動費の具体的な使われ方の内容ということになるかと思ひますので、私の方からはちよつと答弁を控えたいと思ひます。

○福島瑞穂君 例えば、領収証五万円となつていますと、その相手に当たつて、果たして払われているかどうかについてチェックをしたことは会計検査院としてあるのでしょうか。

○説明員(石野秀世君) まず、そういったもの、証拠書類でございましてけれども、それがどういう状況で出てきているのかということにつきましては、検察庁におきましてあります関係の書類というふうなこと、証拠書類以外の部分につきましても整合性があるのかどうかということで見ているという状況でございまして、今お尋ねの証拠書類を出した、まあ情報提供者ということになるかと思ひますが、そこに当たつておるのかどうかということでございますが、これは、その点につきましては、いわゆる調査活動に及ぼす影響あるいは情報提供者の人身保護といひますか、そういった面も勘案しまして、これまででは、そういった直接情報提供者に当たるといふことについては様々な困難な面があるのではないかなということ、当たつておらないところでございます。

今後、そういった実地検査におきまして更にその使用状況については十分な説明を受ける、あるいは今お話しした検査方法に関しまして、どういったところまでが可能なかということと考えながら創意工夫して検査を実施していきたいというふうには考えております。

○福島瑞穂君 調査活動費に関して高知県警と最高検と兵庫県警に告発がされているのですが、いずれも不起訴処分になっております。

この点について、帳簿についてきちつと調査に当たつたのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 具体的な事件の捜査内容そのものでございまして、一般論として申し上げれば、告発に関してその事実の有無を確認するために必要な資料については捜査したものと考えております。

○福島瑞穂君 今、会計検査院にも聞きました。が、領収証について、本当にそれに払われたのか、調査のために使われたのかという点について

捜査は行われたのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) また同じような答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、告発事実の存否を確認するために必要な捜査を行ったものと承知しております。

○福島瑞穂君 公安部長の逮捕と勾留について、先ほど小川委員の方からもありました。

例えば、逮捕の要件が果たしてあるのかどうか。逮捕されたばかりですが、勾留の要件が果たしてあるのか。これは電磁的公正証書原本不実記載などから、割と、微罪とは申しませんが、逮捕されたのが、詐欺も入っていますけれども、果たしてその勾留の要件、逮捕の要件がそれぞれあるのか。被告人が定まった住居を有しないとは言えないし、罪証隠滅のおそれもないだろう、逃亡し又は逃亡する疑うに足る相当な理由もないので、例えば勾留の要件はないと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 勾留の要件の有無自体の判断は、これは裁判官の判断によることでございします。これは、勾留状が発付されていると承知しておりますので、裁判官におかれては勾留の要件があると判断されたものと考えます。

ただ、一点だけ、逮捕と先ほど御質問もありましたので申し上げますと、これも前に申し上げたことではございますが、暴力団員と非常に緊密な関係になって、それと通謀して各種の犯罪行為に及ぶ、その一方で、その暴力団員に、自己の交渉を有利にする目的と認められるわけですが、それに関する前科調書を取得するなど、暴力団員に言わばプレッシャーを掛けるという可能性ということもこれは十分考えなければならぬ事情があったわけでございます。

そういう意味から、やはり逮捕も必要性が十分あったと考えているわけでございます。

○福島瑞穂君 二つあると思うのですが、今日も質問が出ていますが、なぜ今まで、放置ではありませぬけれども、もし報道されていることが事実であれば、なぜこういうことが放置されていたの

かという面も思いますし、もう一方で、だがしかし逮捕と勾留の要件が今あるのかどうかということについてもちょっと疑問を感じています。

ところで、先ほど前大阪地検検事正の不起訴に關して檢察審査会が行われましたけれども、どう行われて、どういう説明がされて、いつ結論が出たのか教えてください。

○政府参考人(古田佑紀君) 檢察官は、檢察審査会から要求がありますときは、審査に必要な資料を提出し、あるいは会議に出席して意見を述べるといふような協力義務を負っているわけでございます。

本件につきましては、不起訴処分を行った各高検におきましては、それぞれ担当の審査会からの御要請によりまして捜査記録、立件記録を檢察審査会に提出したと承知しております。ただ、會議への出席や意見の陳述等につきましては、檢察審査会の御要求がなかったもので、そういうふうなことはしていませんと承知しております。

なお、檢察審査会の議決につきましては、神戸地検に関する事件につきまして、平成十四年二月二十日、大阪第一檢察審査会におきまして不起訴の相当の議決、高知地検に関する事件につきましても、同年の四月十二日、高松檢察審査会におきまして不起訴相当の議決がなされたこと承知しております。

○福島瑞穂君 終わります。

○委員長(高野博師君) 本日の調査はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時十分開会

○委員長(高野博師君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に

関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局長房村精一君及び法務省刑事局長古田佑紀君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野博師君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高野博師君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○柏村武昭君 皆さん、こんにちは。自由民主党の柏村武昭でございます。

本日は、商法等一部改正法案につきまして幾つか質問をさせていただきたいと存じます。

今回、審査の対象となっております商法等一部改正法案は、近年の社会情勢の変化に応じ、株式会社等の経営手段の多様化と経営の合理化を図るため、主に会社の機関関係を中心としたものであり、会社法そのものの改正というわけですが、その背景には現行商法の規定による問題点があったと言えます。

その主要な改正点は、第一に、会社の機関関係では、大規模株式会社に委員会等設置会社制度の選択を認め、また株主総会の手続についてはその大幅な簡素化と合理化を図る。第二に、株式関係では、取締役又は監査役の選任と解任を種類株主ごとにいう形の株式の発行を認め、また株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設して喪失株券の再発行のための手続を整備する。第三に、会社の計算関係では、大規模株式会社に連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求し、また会計基準の変更に迅速な対応をするために財産の価額の評価方法等に関する規定を法務省令で定める。

以上の改正点について、これより質問をさせていただきます。

私は、今から十九年前に初めて小さいながら自分の会社を設立しまして、以来、取引先の皆様方の温かいお力添えのおかげをもちまして、どうか、好不況の荒波にも持ちこたえ、今日まで経営者の務めを全うすることができました。私の会社はもちろん大規模株式会社ではないんですが、今回の改正点につきましては一経営者としても大いに関心を持っておりますので、法務大臣始め法務当局におかれましては、どうぞ分かりやすく簡潔にお答えいただきたいと存じます。

まず、会社の機関関係では、大規模株式会社ににつきまして監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を認めることとなっております。

これまでの我が国の企業経営というものを振り返ってみますと、経営者と取締役との役割分担が余り明確に意識されていなかったように思います。そして、経営の責任者が取締役を兼ねることと監督と執行の両面にわたって責任を負う形となっていた、それがまた監督と執行の両面にわたる無責任を助長してきたというわけですが、その背景には現行商法の規定による問題点があったと言えます。

近年、コーポレートガバナンスをめぐる議論が盛んですが、企業が株主のために効率的に経営されるための組織や運用をめぐって各方面において様々な努力が積み重ねられております。今回の商法改正もそうした時代の流れに対応するものであると考えております。

ここで、このような委員会等設置会社の制度を設けることとした理由とその背景について法務大臣にお伺いします。

○国務大臣(森山眞弓君) 現行の商法におきましては、取締役会で決定しなければならぬ事項が多岐にわたっております。しかし、取締役の員数も多くて、中には外国で勤務する取締役もいるというような大規模会社の場合には頻繁に取締役会

を開催することは困難でございます。それで、現在のような世界的な大競争の時代におきましては、国際的な競争力を確保する方策といたしまして、取締役会の決議事項を減少させ、業務執行を担当する役員による迅速果敢な業務決定を可能にするべきであるとの御指摘がございました。

しかしながら、現行の取締役会制度は、業務執行と監督の分離が必ずしも十分ではなく、先生が御指摘くださいましたように、事実上、代表取締役の権限が集中していることが多いために、その監督機能の大幅な強化を図ることなく業務決定権限を大幅に業務執行者に委譲することには問題がございます。

したがって、新株発行や社債の発行なども含めた業務決定権限の大幅な委譲を可能にするためには、取締役会の監督機能の大幅な強化を伴う必要があると考えられます。そこで、新株や社債の発行の決定も含めた取締役会の決議事項を大幅に業務執行役員に委譲することを可能にしたが、業務執行役員に対する十分な監督を実現することができる制度といたしまして、委員会等設置会社の制度を設けることにいたしましたものでございます。

○柏村武昭君 どうもありがとうございます。

次に、この委員会等設置会社の制度は、大規模株式会社につきまして、取締役会の中にメンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設けるとともに、業務執行を担当する執行役という機関を設けるものでございますが、このような三つの委員会と執行役という機関をセットで導入するのはどういう理由からなんですか、法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) まず、会社の意思決定を迅速に行う、業務執行を迅速化するという観点から、執行役に大幅な権限を委譲できるようにということ、従来になかった新しい機関としての執行役というものを設けることといたしております。

しかしながら、同時に、業務決定権限を大幅に委譲を受ける執行役に対する取締役会の監督権限を強化する、こういう観点から、取締役会の中に御指摘の指名委員会、監査委員会、報酬委員会という三つの委員会を設けるということをこの法案では定めているわけでございますが、その理由といたしまして、現在の取締役会における業務の監督について、権限が代表取締役集中し過ぎて十分な監督機能が果たせないのではないかと、こういう問題点が指摘されているところでございます。

その理由としては、代表取締役が取締役を選任するに当たりまして、事実上、部下の中から言わばおめがねになつた人を候補といたしまして株主総会に提案をして取締役になつていく、あるいは取締役の報酬について、株主総会で総額は定められておりますが、個々の取締役等への報酬の分配は事実上、代表取締役に一任されている、あるいは監査役についても、かつて部下であつた者がちが監査役になるということによって必ずしも十分な監査ができないおそれがあるというようなことが指摘されているわけでございます。

そういうことから、今回は、この取締役会の中に、まず取締役となる候補を選定する指名委員会というものを設けまして、その指名委員会の構成を社外取締役が過半数を占める、こういうことによりまして業務執行に当たる者からの独立性を高めた指名委員会を取締役候補を選定して株主総会に掛けると。こういうことによつて、取締役会の構成メンバーの独立性を担保するということを考えたわけでございます。

また、報酬につきましても、やはり社外取締役が過半数を占めます報酬委員会において各人ごとの報酬を決めていただく、この報酬を決める方針もその委員会を決めまして、それに従つて各取締役についての報酬を決めると。こういうことによつて、現在のような代表取締役が一存で各取締役への報酬を決めるということを変えていくということを考えてわけでございます。

また、監査につきましても、現在は監査役がやっておりますが、取締役会全体の監督機能を強化するという観点から、監査役に代えまして取締役会の中に監査委員会を設けて取締役が監査に当たる。ただ、この監査委員会も独立性を担保するために社外取締役が過半数であると。こういうことによつて、監査の独立性を保ちつつ、かつ、その監査委員のメンバーは取締役として取締役会における議決権も行使できますので、そのことによつて、業務執行に当たる執行役等への監督権限も十分に行使できると。

こういう三つをセットにして取締役会全体の監督機能を強化するというのを考えたものでございます。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

続きまして、この三つの委員会のうち、監査委員会なんです、一般の会社における監査役の役割を果たすものと思ふんですが、委員会等設置会社の監査委員会やそのメンバーの権限について、一般の会社の監査役や監査役会の権限とどういう点で異なるんでしょうか、法務当局に伺いたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 委員会等設置会社は、商法特例法上の大会社、いわゆる資本金五億円以上の会社を対象としておりますので、そのレベルでの比較で申し上げますと、基本的には、一般の大会社における監査役あるいは監査役会の権限と同等の権限がこの監査委員会あるいは監査委員には与えられております。

そういうことでありますが、具体的に細かく見ますと幾つか違いがございます、まず監査役には取締役等に対する報告を求める権利あるいは調査をする権利が与えられております。これも委員会等設置会社においては監査委員に与えられているわけでありまして、監査役の場合には個々の監査役がそういう報告徴収権、調査権限を持っておりまして、この委員会等設置会社の監査委員会におきましては、各監査委員会が指名する監査委員がそういう権限を行使するということとしております。

また、これは、委員会等設置会社になるようなところは非常に規模の大きな会社が多いであろうと。そういうことになると、監査の方も個々の監査委員が単独にばらばらに行うということでは効率的な監査が行えないと。こういうことから、監査委員会に監査についての統一された方針を立て、その下で各監査委員が分担して調査、報告の徴収等を行うと。こういうことを考えまして、監査委員会が指名する監査委員が報告徴収権等を行使するという具合にしております。

ただ、執行役が違法な行為をした場合に差止め請求ができるという権限がやはり監査委員会にも与えられておりますが、この点につきましては、違法行為を差し止めるために緊急の必要性があつて監査委員会を開いているとまがなというふうな場合もあり得ると思われまして、この差止め請求権につきましては、現行の監査役が個人で行使できるのと同じように監査委員会に属する監査委員の方も個人で行使できると、こういうことにしております。

それから、もう一つ違う点は、この大規模会社で会計監査人を選任あるいは解任する場合、その株主総会に提出する議案の内容について監査役会の同意を得るというのが現行の大会社の扱いでございます。委員会等設置会社になりますと、この権限を更に強めまして、監査委員会自体がこの会計監査人の選任に対する議案の内容を決定すると。これは、本来は取締役会の権限に属することでありまして、この監査委員会は取締役会の内部組織機関として作られ、かつ取締役によつて構成されておりますので、従来の大会社の場合と比較して更に強めた議案の決定権自体を監査委員会の権限としております。

以上でございます。

○柏村武昭君 一般の会社では、取締役の報酬というのは株主総会で大体決定することになっているのに対して、委員会等設置会社では報酬委員会が取締役と執行役の報酬を決定することになって

いる点を問題視して、取締役のお手盛りのおそれがあるんじゃないかという、そういう指摘がこの間の衆議院の審議におきましても出ましたけれども、この点については法務当局の御所見を伺いたいと思いますが、どうでしょう。

○政府参考人(房村精一君) 現行の制度におきましては、取締役の報酬については株主総会でその総額を定めれば足りるとされておりますので、その総額は株主総会で決められますが、個々の取締役への具体的な報酬額、これは、先ほども申し上げましたが、事実上、代表取締役集中しているということが多く聞いております。このことが取締役会の監督機能を低下させている原因の一つだという指摘もございます。

そこで、この委員会等設置会社におきましては、この取締役会の監督機能を高めるために、独立性の高い社外取締役が過半数を占める報酬委員会が個々の執行役及び取締役の報酬額を決定しなければならぬ。しかも、この場合に、報酬委員会では報酬額の決定の基本的方針を定めて、それを明らかにして、その方針に従って個々の報酬額を決めるというのを予定しております。

そういうことで、独立性の高い社外取締役が構成員の過半数を占める報酬委員会によって個々の役員報酬を公正に決定することができると体制を整備したということからお手盛りの弊害は生じないものと考えられますので、役員報酬の総枠を株主総会で決定することを要求しないこととしたものでございます。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

今回の改正法案について私なりに勉強させてもらいまして、またこれまでの法務省からの御答弁をお伺いいたしますと、委員会等設置会社の制度が適切に機能するためには社外取締役の独立性が一つのポイントとなるんじゃないかと、その人選というものが大変重要になってくるかと考えるんですが、委員会等設置会社の社外取締役にほどよいような者が就任することができるのか、また就任すべきであるのか、この点について法務当局にお伺

いしたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、今回の委員会等設置会社におきましては、その社外取締役の果たす役割というのは非常に大きなものがあるだろうと思っておりますので、その社外取締役に適任の方を得るということが非常に重要であろうと思っております。

この法律では、その社外取締役の要件といたしまして、当該委員会等設置会社の業務を執行しない取締役であつて、過去にその会社又は子会社の業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがなく、かつ、現に子会社の業務を執行する取締役若しくは執行役又はその会社若しくは子会社の支配人その他の使用人でない者であつて執行役を兼任していない者をいう。いささか長い定義で申し訳ないんですが、簡潔に申し上げれば、その会社あるいは子会社で現在も過去も業務執行に当たっていない、そういう人を社外取締役として選任するというのを法律で要求をいたしております。

そういう条件の中で、独立の立場から、高い識見に基づいてその会社について監督権を行使する、あるいは意見を述べる、こういう方を選任していただきたいと、こういう具合に考えております。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

我が国の会社経営の実情を見ますと、会社の実権を握っている者の知人など、現経営陣に極めて近い関係の者だけしか社外取締役に選任されず、その結果、社外取締役による取締役会の監督機能の強化が十分に果たされていないんじゃないかと、そういう指摘もあるようです。この点について法務当局はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 先ほども申し上げましたように、この社外取締役は、業務執行に当たる者から一定の独立性を持つてその業務執行を監督するという役目を担っておりますので、それにふさわしい人を選ぶということが非常に重要でございまして。経営者の知人などが選ばれるというこ

とですが、これは知人であるということで直ちに適正な監督ができないというわけではありませんし、また法律でその親交の程度を区別するというのも非常に困難でございまして。

そういうことから、今回の法案では、特に知人であるかどうかというようなことについては社外取締役の要件としては定めておらないわけですが、基本的には、この委員会等設置会社の制度を採用する会社というのは、かなり国際的な活動をし、機動的な会社経営を図ろうとする大規模な会社、ほとんどの場合は公開会社ではないかと、社外取締役としてどのような人が選任されるかということについても市場の評価にさらされるということになるだろうと思ひます。

さらに、選任された取締役につきましては、委員会等設置会社の場合は任期を一年として、その一年間の業績を評価して毎定時総会ごとに株主の信任するかどうかという判断を受けると、こういうことになっておりますので、株主の利益を代表しない不適切な社外取締役ということであればその機会に排除されるという制度的な手当てはされております。

そこで、法律の要件としては特段定めてはおりませんが、今のようないかなる仕組み全体を通じてこれにふさわしい人物が選任されるということを期待しております。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

去年の臨時国会を始めとしてこれまでの累次にわたる商法改正において監査役制度の機能の強化が一貫して図られてきたわけですが、現時点における監査役制度全般に対する評価につきまして今度は法務大臣にお伺いしたいと思います。どうぞ。

○大臣政務官(下村博文君) 私の方からお答えをさせていただきますと思います。

今回の改正法案における委員会等設置会社の制度はあくまで選択的な制度として創設しているものでございまして、この制度を選択しない会社に

とりまして監査役制度による会社経営の適正な確保が必要でございまして。

このような観点から、今御指摘いただきましたように、監査役制度についても、昨年の秋の臨時国会での改正を含む数次の改正によりましてその監督機能が強化されたわけでございます。具体的に監査役を取締役会への出席及び意見陳述が法律上によつて義務化されたり、あるいは監査役を三人以上選任する場合には社外監査役を半数以上とするような強化策でございまして。

このような形で監査役制度におきましても企業統治の実効性を十分確保できるものとなつたと考えております。

○柏村武昭君 では、引き続きお伺いします。

法務省は、今後、我が国の会社に対して委員会等設置会社制度を選択するよう積極的に指導し、この制度の採用を促していく御意向でしょうか。

○大臣政務官(下村博文君) 今回の改正によりまして委員会等設置会社の制度を導入するのは、適切な企業統治を実現するための機関の在り方について会社の選択の幅を増やそうというものでございまして、個々具体的な、会社に対してまして委員会等設置会社の制度の導入を促進することをお願いしたり、意図するものではございません。

各会社は、改正法の成立後もその実情等に応じまして、委員会等設置会社となることもできますし、これまでどおり監査役設置会社のままでいることもできるものというところでございまして。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

次に、株主総会招集手続の簡素化と合理化に関する点について。

今回の改正では、株主総会招集通知の発出期間の短縮を認めておりますが、その理由を法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 現行法は、株主総会を開催する場合には、会社は株主総会の会日の二週間前までに各株主に対して招集通知を发出しなければならぬと定めております。これは、株主

に対しまして、株主総会に出席する機会を保障するということと、その株主総会において議決権を行使するための準備をする期間を与えると、こういう趣旨でございます。

今回、発出期間の短縮を認めようとしておりますのは株式につきましても譲渡制限がされている会社でございます。一般に、こういう譲渡制限会社においては株主数も限定されておりますし、その異動も少ないというところでありますので、この株主総会の招集通知の発出期間を二週間よりもある程度短縮することとしても、株主の出席する機会の保障とか議決権行使のための準備ということについて法の求めている趣旨を害することはないと考えられます。

そこで、この法案では、株式につきましても譲渡制限がされている会社につきましても、機動的に株主総会を開催することができるよう、定款をもつて招集通知の発出期間を株主総会の会日の一週間前まで短縮することを認めるということとしたものでございます。これは、一週間前という最低限の期間を確保することはやはり株主の保護のために必要であろうということで、最低限は法律で決めますが、そこまでの間は定款で、会社の自治で決めていただくということといたしました。

なお、株式の譲渡制限をしていない会社につきましても、株主数が多数に及ぶ場合が多いということ、特に公開会社につきましても、最近では外国人株主が増えたということもありまして、逆に招集通知の発出期間の伸長を求める要望も出されていると、こういう事情もございまして、譲渡制限をしていない会社については短縮を認めることは相当でないと考えまして、今回は譲渡制限会社に限って短縮を認めることとしたものでございます。

○柏村武昭君 今の答弁にもあったんですが、株主総会招集通知の発出期間の短縮が是認されるとした場合に相手方である株主の利益が侵害されることが多々あるんじゃないか、これは私のうかつな見方かもしれませんが、この点につきまして詳

しく法務当局、もう一度御答弁をお願いします。

○政府参考人(房村精一君) 先ほど申し上げましたように、招集通知についての発出期間を法が求めている趣旨は、出席の機会の保障と議決権行使のための準備ということでございます。

今回、短縮を認める対象としたしました株式の譲渡制限がなされている会社の場合には、通常、株主の数も比較的少なく、かつ、その異動も少ないということで、株主も会社の事情をかなりよく御存じの方が多いというようなことがございまして、今回の改正法で予定しております最低一週間の期間が確保されればその権利が侵害されるという事態は生じないであろうと思っております。

また、そういう短縮をするかしないかは、そういう株主の状況、会社の状況等を判断していただきまして株主総会で定款変更を行おうということになりますので、そういう意味でも株主の意思も反映されるということになります。

そういうことで、私もとしては今回の改正で株主の利益が害されるというような事態は生じないと考えております。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

経営の効率化を追求する余り、企業の所有者である株主の権利が削がれてはならないと思っております。法務当局には、この点についてくれぐれも御留意いただきまますようお願いいたします。

次に、株式関係についてなんですが、今回、種類株主総会における種類株主の取締役等の選任と解任につきましても内容の異なる種類の株式の発行を認めることとした理由について、法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 今回、取締役等の選任について内容の異なる種類株式を認めるということといたしたわけですが、これは、例えば合弁会社を設立する場合に、Aという会社とBという会社が共同で出資をいたしまして合弁会社を設立する。その場合に、合弁会社の運営に

ついてそれぞれの出資者である会社の意向を確実に反映する手段として、例えば一定の割合で取締役を出し合いたい、A社が六人、B社が四人と、こういうような要望があるわけでございます。あるいは、ベンチャー企業の創業者が外部から出資を受け入れると。しかし、ベンチャー企業の創業者でございまして、正にその人の判断が企業の命運を担っている。そういうことから、出資は受け入れるけれども、自分が取締役に任じて会社の基本的な方針はやはり自分が決定したいと、こういう要望もございまして。

そういった要望にこたえるために、現在は株主間契約という、例えば合弁の関係で申しますと、合弁企業を設立するA社とB社との間で契約を結びまして、それぞれが例えば、先ほど言ったような六人対四人という割合で取締役をそれぞれ選出するという約束を結ぶ、あるいはベンチャー企業の創業者とその出資をするベンチャーキャピタルとの間で契約を結んで取締役に就任するということを認める、それに従ってそれぞれ株主総会で議決権を行使するというようなことが行われております。

ただ、これは商法上、特にこういった株主間契約について法律の手当てがされているわけではありませんが、この契約に反しまして株主総会で多数派が自分の気に入った取締役を選んてしまうという場合には、商法上、その取締役選任は有効にされたということになってしまいます。したがって、そういう約束違反があると少数株主のニーズが達成できないということになります。こういうことから、今回の改正法案では、そのような取締役等の選任に関する株主間契約によって達成しようとする株主の利益を法律上、保障しようということを考えたわけでございます。

そこで、例えば合弁のときに、Aという株式、これは取締役のうち六人を選べる、それからBという株式、これは四人を選べる。こういう株式を発行することといたしまして、A社がその六人を選べる株式を、B社が四人を選べる株式を取得

すれば、それぞれの株式を取得した種類株主総会でそれだけの人数の取締役を選べるということになりますので、合弁企業あるいはベンチャー企業を起こそうとしている人たちの要望にこたえることが可能になります。

そういうことから、今回、取締役等の選任に関する種類株の制度というものを設けることとしたわけでございます。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

同じく株式関係についてなんですが、今回、株券失効制度が導入されることとなります。この株券失効制度においては、現在の公示催告手続をやめて官報公告のような公告を行わないこととする

と株券を取得した者の権利が侵害されることにならないか、若干心配なところもあるわけですが、そこで、改正法案における株券失効制度の意義と内容について法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 現在、株券を例えばなくすというようなことがあります。株の場合には、その株券を信頼して譲り受ける善意取得ということがあり得ますので、株券をなくした場合に、放置しておきますと他の第三者にその株券を取られてしまう、こういうことになりますので、そのなくした株を無効なものにしたい、こういう要望がございまして。

そのための制度といたしまして、現在は公示催告、除権判決という制度が設けられております。株券を喪失した者は裁判所に公示催告の手続を申し立てます。そうしますと、裁判所は裁判所の掲示板それから官報に、こういう株券が喪失の公示催告の申立てがされた、これを持っていて異議を申し立てる者があれば一定期間内に異議を申し立てるという形で公示催告をいたします。この六か月間の期間が経過してそういう申立てがない場合には、その公示催告の申立てのあった株券を失効させるといふ除権判決を裁判所がいたします。この除権判決をして、これを更に公告をいたしますと、この株券が無効なものになる。したがって、それ以後、その株券を譲り受けてもその株券を善

意取得することはできない。除権判決をもらった人は会社に申出をして株券を再発行してもらえ、これが現在の仕組みでございます。

ところが、この現在の仕組みについては問題点が指摘されておりまして、まず第一に、期間が相当掛かるということ。それから、公告を二回するというようなことで費用もそれなりに掛かる。最大の問題は、裁判所で公示催告手続が進められておりますが、これと株券を発行した会社の名義書換手続と何の連動もされていない。したがって、会社としては公示催告がされたかどうかという点も全然知り得ませんし、公示催告がされて、自分はこの株券をなくしたということを申し立てている人がいても、その一方、取得した人が会社に名義書換を請求してきまして、会社は、もちろん普通は知りませんし、たまたま知っていても名義書換に届けなければいけない。こういうことで、公示催告を申し立てる人の権利が必ずしも保護されない面もありますし、また逆に、株券を信頼して取得しているのに、自分が知らない間に公示催告が申し立てられて、除権判決が出て株券が無効になってしまうということも起こり得るわけです。

そういう点でいろいろ問題があると指摘されておりまして、今回、株券につきましては、この公示催告、除権判決の手続によらない無効とする制度を作ろうと。

その場合に、通常、株券の場合には、これを譲り受けまして、その権利を行使するためには会社に株券を提出して名義書換を受けます。これによって議決権を行使したり配当を受ける、こういう仕組みになっておりますので、株の所持者、株をだれが持っているかということは会社に情報が集中する仕組みになっておりますので、それを利用いたしましてこの喪失株券失効制度を作ろうというところで、株をなくした人は会社に喪失登録の申出をします。そうしますと、会社は、喪失登録の申出がありまして、株主名簿に株主が書いてありますので、その株主のところへ通知をします。そ

うしますと、仮に無権限の者が勝手に申し立てた場合には、株主は、ちゃんと会社から通知が来ますので、その段階で喪失登録の申立てに対して異議を言つて自分の権利を保護することができると。

さらに、そういう株主以外の人が仮に持っている、株主名簿に載っていない人が持っている場合、その人は通常は定時総会前に株券を会社に提出して名義書換を行いますので、会社に株券が提出された場合には、会社はそういう喪失登録がされているということとその人に通知をする。そうすると、その人は自分は現に持っているんだから喪失登録はおかしいということと異議を言える。こういうことによって、現に株券を持っている人の保護を図るということを考えたものでござい

ます。この制度によりまして、そういう意味で、喪失登録をした人も従来に比べれば費用が低廉で済む、そして株券等を持っている人も自分の知らない間に株券が無効にされる心配がなくなる、こういうメリットがあるだろうと思っております。

○柏村武昭君 次に、会社の計算関係についてですが、最近、米国のエンロン事件を契機に企業会計に関する注目度が国内外に高まってきておりますが、今回の改正では、大会社につきまして連結計算書類の作成を義務付けることになったわけですね。その意義と内容について法務当局に、余り時間がないので、簡潔にひとつお願いします。

○政府参考人(房村精一君) 近年の大規模会社は、企業グループを形成して一体となって営業活動を行うということが通常でございまして、この連結計算書類によつて企業グループについての情報開示を充実させようということを考えたものでございまして。具体的な計算書類といたしましては、連結貸借対照表と連結損益計算書というものを想定しております。

○柏村武昭君 同じく会社の計算関係に関して、財産価額の評価方法についての規定を省令に委任することとありますが、この点に関しては立法権の侵害ではないかという指摘もあるようです。

そこで、こうした批判を念頭に置きながら、財産価額の評価方法についての規定を省令に委任することとした理由について、法務当局、お願いします。

○政府参考人(房村精一君) 現行の証券取引法の適用を受けている会社は、証券取引法による会計と商法による会計の両方の適用を受けてまして、例えば財務諸表と計算書類と二種類作らなければならぬということになっております。この内容が異なりますと、そういう意味では会社の負担が非常に大きくなりますので、証券取引法の適用のある会社につきましては、商法会計がそれと矛盾しないように調整をするということが必要となります。

証券取引法の会計の基準といえますのは、内閣府令、それから企業会計審議会が決められる会計基準にのっとって行われることとなります。この国際的な動向に合わせて迅速な改正が求められておりまして、商法もそれに対応を可能とするために、従来、法律で定めておりましたのを省令に委任して、証券取引法の改正内容に合わせて商法の会計内容も決めていきたい、こういうことでござい

ます。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

今回の改正法案につきまして、衆議院の法務委員会での附帯決議においては、「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること。」という内容が盛り込まれておりますが、この附帯決議については今後どのような対処をなされる御意向であるのか、法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 現在、商法の会計に関する規定の仕方というのは、一つの会計基準を定めているということではなくて、複数の基準を定めております。例えば、株式等の金融資産については取得価額と時価のいずれかを選択できると、こういう形としております。その結果、証券取引法の適用を受けて時価評価を義務付けられて

いる会社は時価評価を行う、そうでない中小企業の会社は取得価額の処理もできると、こうしております。

これは省令に委任をしても全く同じように複数の会計の基準を定めまして、それぞれそれに合った会社の中から選択できるようにと、こういう方針でおります。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

私は、去年の臨時国会におきまして民事法のIT化について質問をさせていただきました。その際、法務大臣より、商法の抜本改正はいよいよ大詰めを迎えているところであると御答弁をちょうだいしたのを覚えておりますが、今回の改正も正にその締めくくりとなるものと考えますが、グローバル化したビジネス環境は日夜、変転窮まりません。今後、法制審議会におきまして、次のような三つの課題について検討を進めるといふことを予定しております。

まず第一は、株式会社がその選択により株券を発行しないことができるものとする株式のペーパーレス化を認めるかどうか、及びこれを認めた場合における株券の交付に代わる株式移転の手続でございまして。第二は、株式会社が行う公告を電子的な方法によって行うことができるものとするかどうか、及びこれを認めるとした場合における電子的な公告の内容であります。第三は、商法、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に分かれて規定されております会社法制度を平仮名口語体表記の一本の法典にまとめて規定するとともに、会社法制度全体の整合性を図ることなどを内容とする会社法制度の現代化でございまして。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

片仮名に私も苦労しましたので、ひとつ平仮名をよろしくお願いしたいと思います。

今日は、商法等一部改正法案につきまして、主に会社の機関、株式、そして計算の三分野についてお伺いしてまいりました。法務省におかれましては、IT社会にあふらしい商事法体系の整備に今後とも万全の対応をされまして、経済界のみならず、国民各層の期待にこたえていかれるよう、しっかりと頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

今、柏村委員の方からありました一連の商法の改正ですか、今後の展望等につきまして私も質問を予定しておりましたので、引き続きまた、もう少し時間を掛けてお尋ねしたいと思っております。

先ほどの柏村委員の質問の中で、今回のこの商法改正が言わば商法改正の大詰めであるというように部分もございましたが、まずこれまでの改正を踏まえて今回の改正が商法改正の流れの中でどのような位置付けにあるのか、法務大臣、お答えいただければと思いますが。

○国務大臣(森山眞弓君) 我が国の商法におきましては、企業の国際的な競争が激化する中で、平成九年以来、組織の柔軟な再編成によって企業がその経営の効率性や企業統治の実効性を高めることを容易にするために企業の組織再編成のための法整備を行ってまいりましたが、平成十二年の会社分割法制度の創設によりましてそれらの法整備は一応終了いたしました。

今回の改正は、それを機会に新しい時代の要請に適合した会社法制度を整備するべく、一、企業統治の実効性の確保、二、高度情報化社会への対応、三、企業の資金調達手段の改善及び企業活動の国際化への対応の四つの観点から大幅な見直しを行うこととしたものでございます。

○小川敏夫君 ありがとうございます。

以下、法務当局でいいんですけれども、商法改正は非常に大ところは終えてしまつて、今回は何

が残った技術的な部分を全部総ざらいしたような感じもするんですが、商法改正の目的、もちろん経営の効率化、統治の実効性というようなことがメインでございますが、私の感想から言いますと、今回の改正のその前、株主代表訴訟の問題とかストックオプション等の問題などを考えますと、どうも最近の改正は経営の効率化という面に大変重点が行っているんじゃないか。

確かに、激しい企業間の競争、あるいはそうした経営の効率化、合理化の必要性を考えると、もちろんそういう方面の改正が十分に必要なのはこれはよく分かつておるんですけれども、ただ会社法というものは、やはり経営の効率化というだけでなく、経営者の犯罪等の不正の防止、それは株主や債権者の保護という側面があると思うんですが、またそこで働く従業員、労働者の保護の問題もあるという観点もあると思うんですが、そうした経営の効率化だけではなくて、不正防止や株主、債権者の保護、労働者の保護という観点における商法改正についての取組の在り方はいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、会社経営に当たりましてその効率化ということは非常に重要であります。全く同様に、経営を適正に行う、業務執行を適法に行うということも重要でございます。今回、委員会等設置会社の制度を選択的な制度としてお願いしておりますのは、正にその経営の効率化と経営の適正化、その二つを調和した制度としてこういったものを考えてきたわけでございます。

経営の効率化ということになりますと、やはり何といつてもこの変化の激しい時代に経営判断を迅速果敢に行えるような、そういう意味で業務執行に当たる者に大幅な業務権限の委譲を行う必要がある。しかし同時に、そういう強大な権限を持つ者に対する監督権の行使、これは株式会社において取締役会が当たるわけでありまして、その取締役会の監督権限を強化する、そのことによって会社の運営を適正ならしめると。

こういう観点から、取締役会の強化を考え、その取締役会の内部組織として指名委員会、報酬委員会、監査委員会という三つの委員会を作つて、それぞれ独立性の高い社外取締役の方が過半数を占めるということを要求しているわけでございます。さらにそういう委員会等設置会社につきましては、単に取締役会のみならず、会社の組織として会社の内部に監査委員会を組織するための体制を整備してもらつて、それを省令で定めると、こういうことも考えているわけでございます。

御指摘のように、やはり効率化、適正化の一方に偏るといふことではなくて、正にその調和をした姿としてこの委員会等設置会社というものを考えてきたわけでございます。

○小川敏夫君 また、柏村委員の質問に引き続きでございますけれども、商法改正の今後の課題と取組について、今、大臣より、株式のペーパーレス化、公告の電子化、会社法制度の現代化という点を御説明いただきました。

法務当局で結構ですけれども、もう少し具体的にこの進捗状況と実現する見通しの状況とか、もう少し具体的に詳細に教えていただければと思います。

○政府参考人(房村精一君) まず、株券のペーパーレス化でございます。

これは、金融庁と共同して株式の振替のための新たな制度を設けるといふようなことも必要になりますので、今鋭意検討を進めているところでございますが、できれば平成十五年度中には改正法案を提出したいということで考えております。

社債等については、この国会で短期社債を社債一般あるいは国債も含めたものに広げるといふ形での法改正をお願いしているところでございまして、株券につきましても、そういった延長としてできるだけ早く実現をしたいと考えております。

それから、電子的な公告制度、こういうことにつきましては、電子官報制度の内容がどのようなものになるか、あるいは電子公告についての民間

の取組がどのようなものになるかということも見定めないと具体的な内容が確定できないものですから、その進捗状況にもよりますが、可能であれば平成十五年度中に改正法案をということも考えております。

それから、会社法制度の現代化につきましては、これは会社法全体についてもう一度見直すということ、作業量も非常に大きなものになるだろうと考えられております。そういうことで、これは何とか平成十七年にはと思っておりますが、相当大規模な検討作業が必要になると考えているところでございます。

○小川敏夫君 この商法の片仮名を平仮名にするだけで大変な国民が喜ぶ改正が実現するとも思うんですが、そうすると、これは会社法制度の現代化という大作業と併せてということになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) やはり、商法の改正も従来たくさん積み重ねてきて、条文も非常に分りにくくなつておりますので、これは会社法として一つのものにいくつて分かりやすくしたい、現代語化もそれに合わせて一時に実現したい、こう考えております。

○小川敏夫君 それでは、中小会社のことについてお尋ねしますけれども、今の株式会社、会社法は株式会社、正に日本のトップクラスの大規模会社ももちろんありますけれども、家族会社的な非常に小規模なものややはり同じ株式会社になつております。どうも同じ会社法の中で一つにまとめて法制度とするのがある意味じゃもう行き詰まっているんじゃないかと思つてますが、そうした制度、今回の改正でも委員会制を大規模会社について設けるといふことで、全部の会社に適用しない今の会社法の中で分けなければならぬというような状況も出てくるんですが、そうした今後の会社法制度、現代化という中に、そうした規模において株式会社を大規模会社にしていくとか、あるいはそうした非常に小さな小規模会社の株式会社をどうするか、そういったことも含めて検討さ

れておるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、大
体、株式会社は全部で百二十万社程度でございます
が、非常に世界的な大きな会社から本場に小
さな会社まで様々でございます。そういうことか
ら、例えば現在の商法特例法におきまして、資
本金を一億円の基準として、五億円以上の大会社、
それから一億円以下の小会社、その間の中会社と
いうような区分をして、監査その他についてそれ
ぞれの会社の規模にふさわしい規制をしていると
ころでございます。

商法を見直す場合に、やはり株式会社として共
通に絶対必要な規制と、それからやはり会社の規
模に応じた異なる取扱いが要請される場面もあ
るだろうと思います。今後、会社法の見直しを行
うときにはそういった点も十分踏まえて検討をし
ていきたいという具合に考えております。

○小川敏夫君 まだ煮詰まってもいい案で議論
しても始まりませんので、具体的なこの法案につ
いて中小会社の件でちょっとお尋ねしますけれど
も、会計原則を証券取引法と整合性を持つとい
うような内容の改正点がございました。

証券取引法は言わば大会社、上場会社について
適用されるものでして、そうではない中小規模の
会社については適用されないと。ですから、証券
取引法上の義務は課せられていないわけですが、
証券取引法に課せられた義務が今は中小会社には
ないのに新たに課せられるかのような、そうした
誤解というか、そういうふうに出てしまいうよう
な要素もあるかとは思いますが、その点はい
かがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、会
社の中には証券取引法の適用を受けるものとそ
うでないものがありますので、当然、証券取引法の
適用を受けない中小会社は証券取引法で要求され
ているような会計基準を満たさなくても、現在、
商法で認められている範囲のもので足りるよう
になっております。

これを省令委任した場合にも考え方は基本的に
同じでございます。省令で定める会計基準とい
うのは、いわゆる国際会計基準一つを省令で定め
るということではなくて、その選択肢の中に、そ
ういう国際基準に沿った証券取引法の適用のある
会社が採用しなければならぬものと、それから
そういう必要のない中小企業の実態に合った会計
基準と、そういったものを選択的に規定をいたし
まして、この中から会社を選んでいただくとい
うことを考えております。

また、商法の方で証券取引法の適用のない会社
にも証券取引法の会計基準が採用できるという具
合に定めておきますと、上場しようと思う会社
は上場前に事実上、証券取引法に定める会計基準
の処理を何年間か行わなければなりませんので、
そういった要望を考えても、商法で選択的に幅広
く用意しておくということが必要だろうと思っ
ておりますので、省令ではそういう形で定めるとい
うことを考えております。

○小川敏夫君 そうすると、今回の商法改正でそ
うした会計原則を証券取引法と整合性を持つとい
うことは、証券取引法の適用のない小会社につ
いて新たな会計処理の義務を課すということでは
ないんだということですね。

○政府参考人(房村精一君) そういうことでは
ございません。

従来どおりの省令の中で選択的に認められる中
から、自分の会社に合ったものを選んでいただ
ければいいという形の省令にするつもりでござい
ます。

○小川敏夫君 今回の改正ではなくて前回の商法
改正の中で、貸借対照表等の公告につきまして、
公告の内容、まあ附属書類ですか、その公開する
書類の範囲が事実上広がったんじゃないかとい
うような点が指摘されました。

そうしたことも踏まえて、このところの商法改
正はどうも大規模会社の都合に従って改正が中心
になって、中小会社に視点が当たってないんじや
ないかという意見もあります。計算書類の

公開につきましては、大会社につきましては非常
にやりやすくなったかもしれないけれども、中小
会社についてはむしろ負担が増えたというような
意見もございます。

そこら辺を踏まえて、商法における中小企業に
対しての考え方についても、大企業中心ではなく
て、様々考えていらっしゃるんでしょければ
も、そこら辺のところの方針を御説明いただ
けらうと思っております。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、今回、改
正をお願いしております委員会等設置会社によ
うに、大会社を念頭に置いた改正も商法改正の中
で大きな部分を占めておりますが、しかし同様に、
中小会社にとっても必要な改正ということは私
ども力を入れているつもりでございます。

例えば、インターネットによる計算書類の公開
ということにつきましては、もちろん大会社、従来
の公告に代わる選択肢としてホームページに掲載
するというのが認められるわけでございます
が、これは、法律上は全く同じように中小会社
についても法律上、公告の義務が課されてお
るものが、このインターネット公開をする場合には
公告をしなくていいというメリットがあるわけ
でございます。また、費用の点でも、今ホームペ
ージを開くというのは、大体プロバイダーに登録
しますともう各人ごとに何メガバイトかのホ
ームページの割当てがございまして、ほとんど費用
を要せずにその公開が可能になります。

そういう意味では、ある意味では中小企業に
とってこそそのメリットが大きいのではないかと
思っているわけでございます。

それからさらに、中小会社のための法整備とい
うことに関しまして、今回の改正法案で、例えば
株式譲渡制限会社について、二週間から一週間へ
定款で通知期間を短縮するというのを認めてお
りますし、あるいは議決権を行使することができ
るすべての株主の同意がある場合に株主の総会招
集手続を省略できるということとしたり、決議の
目的となる事項について取締役又は株主から提案

があった場合に、議決権を行使することができ
る株主の全員が書面又は電磁的方法によってその提
案に同意したときは、その提案を可決する株主総
会の決議があったものとみなすというような、比
較的株主総会の議決が簡易に、かつ迅速にできる
ような方法を考えておりますが、これらは事実上
適用があるのは株主数の比較的限定された中小会
社が中心になるのではないかとすることも考えら
れておまして、そういう意味では、私どもとし
ても中小会社がその実態に合った適切な運営を容
易に行えるようにという観点で取り組んできたつ
もりでございますし、今後もそういう観点を忘れ
ることなく商法の改正に当たっていきいたいと思
っております。

○小川敏夫君 そのところ、心構えといいま
すか方針を法務大臣に重ねてと思いますが、今後の
改正の中で会社法制度の現代化、もちろん大会社に
ついてそれを機動的で有効な改正をすることも必
要でございますけれども、今の議論で、中小会社
についても中小会社の実情に即した会社法制度の
実現に取り組む必要性があると思っておりますが、そ
うした方向性について法務大臣のお考えをいた
だきたいんですが。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、中
小会社の実情に即した会社法制度が重要であるこ
とは当然でございます。法務省といたしまして
は、今後の会社法改正の検討におきましても中小
会社の実情等に適切な配慮をいたしてまいりたい
と考えております。

我が国の会社と称するものの中には数では圧倒
的に中小企業が多いわけでございます。その動
向、その意向を反映して初めて日本の会社法制度
もちゃんとした整ったものになるというふうに思
いますので、その点を重要視いたしてこれから
やってまいりたいと思っております。

○小川敏夫君 ありがとうございます。
以下、法務当局にお尋ねをします。
まず、商法改正も含めて一般的なことをお尋ね
するんですが、法務省の方でこうした法律改正を

する際には、この商法改正でいえば、やはり関係する経済界とか関係する様々な分野から要望なりがあつてこうした改正の動きになるんでしようけれども、そうした関係団体、関係業界、そうした様々な分野の要望というのは、そもそもどういう形で当局が吸収するというか、受け入れているんでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 様々な形、直接、要望書を法務省に持参されることもございますし、あるいは法制審議会では法案の審議等を法務省に行っているわけですが、その委員には、経団連であるとか日弁連であるとかあるいは労働団体であるとか、そういうところから推薦をしていただいた方が委員に入っておりますので、そういう方がそれぞれ推薦をした団体の意向を踏まえて発言をされることもございます。

また、審議の過程でヒアリングをして、そういういろいろな要望を直接聞くということもございまして、いろいろな形でそういった要望を受け止めているというところでございます。

○小川敏夫君 具体的に、今回のこの商法改正について見ますと、これは会社を経営の経済界が一歩関心をお持ちでしょうけれども、それだけに限らず、現物出資の検査では弁護士や税理士、計算関係ですと公認会計士、あるいは様々な分野でそこで働く役員や労働者といった人たちが密接に関連してくると思うんですが、そういった人たちの意見を事前に集約するといえますか、取り入れるという場面は具体的にどういうふうになされているんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) まず、法制審議会では審議をいたします部会の委員として、そういった関連する団体、あるいは関係機関の推薦を得て委員に入つていただくことがございます。また、委員ではなくても幹事あるいは関係官、関係人というような形で審議の場に臨んで必要な発言等をしていただくという形がございます。

また、そういう審議をしておりまして、それぞれ

の団体からそういった改正事項につきましての要望書が提出されることが多々ございますので、こういったものはその審議の場で資料として委員にすべてお配りをして参考にしていただいております。

また、ある程度意見が集約されますと、大体、中間試案というように改正の方向について幾つかの案をお示しして広く意見を伺うということを行っておりますが、この中間試案を取りまとめますと、当然こういう各関係団体、あるいは法律家の団体であるとか裁判所であるとか官庁等には直接お送りをして、その御意見を求めております。また、ホームページに載せて広く一般の方からも意見も求めておりますが、そういう中間試案を公表して意見を求めまして、その意見につきましては集約して整理した結果を資料としてやはり各委員にお配りをする、更に重要なものについては意見書そのものを資料とするということもございまして。

そのような形で、法務省で検討過程にできるだけ多くの声を反映し、かつ、それを踏まえた審議をまた法制審議会ですべていただくということで努力をしております。

○小川敏夫君 この商法に関しては、米国の商工関係からこの日本の商法改正について改正の要望があつたとも思うんですが、それをとらえて人によつてはアメリカの言いなりだというような意見も言う人もあるんですが、言いなりというものはないとは思いますが、そこら辺の米国の関係の出されている要望についてのこの取り入れ方といえますか、あるいはその対応ですね、これについてはどのような状況で来ているんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 商法改正に当たりまして、米国の商工会議所等から要望書も出されております。その中には、アメリカ型のこういう委員会設置会社のようなものを日本でも採用してほしいというような要望も当然含まれております。ただ、私どもといたしましては、法制度という

のはそれぞれの国の実態に合ったものでなければなりませんので、そういう要望があつたからそれに従うということではなくて、やはり日本の企業の実情としてそういう迅速な経営判断を可能とするための制度が求められているという、正に日本国内の事情に応じてそれに適切に対応できる制度を構築するという観点から検討を進めたわけであります。

ただ、そのときに、今世界的に見まして、その業務執行と監督を分離していくという形で取締役会の監督権限の強化というのが、米国のものも典型例でございまして、イギリス等においてもそうでございますし、そういう世界的な動向を踏まえて今回の制度を考えたものでありまして、米国の制度がもたらしたから従つたというわけではございません。

○小川敏夫君 どうも私が表面的に感じたところだと、この委員会制について絞って聞きますと、この委員会制の導入について一番強い意見は言わばアメリカ側のそうした要望であつて、日本の実際の経済界といえますか実業界ではそんなに強い要望があつたのかなど。私もそんなにアンテナが敏感なわけじゃないから何とも言えないんですが、でも、だから現象的に見ると、何か米国の要望を受け入れてアメリカ型の統治機構を日本の会社採用するということのような形にも見えてしまうんですが、これも、この委員会制について、米国の商工関係が要望しているということ抜きにして、日本の、我が国の財界が実際にこうした委員会制の導入を強く希望しているんだと、こんな状況はあつたんでしょうか、あるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に、業務執行役員に大幅な権限を委譲して迅速な経営を可能にしたいというのは、それは非常に強い要望がございました。

じゃ、具体的に今この法案で出ているセットで考えております委員会等設置会社というような形で最初からそういう強い要望があつたかという、これはいろいろな意見がございました。こちら

らも大幅な権限の委譲を可能にするために監督権限を強化するための仕組みとしてどういふものが考えられるかというところをいろいろ議論しながら煮詰まってきたのでございますので、最終的には、経済界においてもこの委員会等設置会社を選択的な制度として設けるということについては御賛同をいただいております。

○小川敏夫君 ちょっと企業統治に関して日本が商法改正を進めているときに、そうした要望もしていたアメリカでエンロン社の破綻という大変皮肉な事件が起きておるわけです。幾らそうしたアメリカ型の統治機構があつたとしても、会社ぐるみの大変な不正が現実にあつて大きな被害を出しているというような状況を見ますと、果たしてどれだけこの委員会制というものが有効性があるのかなど。害があるとは私は余り思わないんですが、でも、どれだけそうした有効性があるのかなとも思いますが。

実際、この委員会制度について、これが導入された場合にどの程度これが採用されて、実際の経営の効率化あるいは統治の実効性等について有効性があるのか、法務省の見通しといえますか、お考えを披瀝していただきたいんですが。

○政府参考人(房村精一君) 今回の制度は選択的な制度として考えておりますので、どの程度の企業がこちらを選択するかということになりますと、なかなか予測が難しいんですが、ただ、制度の仕組みといたしましてはアメリカとかイギリスとかそういう先進諸国で共通に見られる方向性に合つた制度でございまして、国際的な活躍をしている企業であれば、ある意味ではそういう委員会等設置会社になじみやすい企業体質ということもあるかと思ひますので、そういったところで採用を考えているところもあると聞いております。

基本的に取締役会の権限を強化して十分な監督権を与える、その代わりに業務執行役には思い切つて経営判断ができるように大幅な権限をゆだねるというのが現在の先進諸国の流れでございま

すので、この委員会等設置会社、その趣旨に沿った人を選んで活用していただければ業務の適正化と効率化というものを達成できるのではないかと、いう具合には考えております。

ただ、御指摘のように、アメリカにおいてもエンロン事件も起きたわけでございまして、どのような制度であっても制度を作れば万全ということはいきませんので、これはその制度を担う人や、そういう人たちの意識というものが重要でございまして。そういう意味で、各会社、この制度を生かす人材を得て適切に運営していただきたいと、こういう具合に考えております。

○小川敏夫君 この委員会制度の導入というものの、社外取締役、社外監査役というものもこの委員会制度が非常に機能するためには重要だと思えます。あるいは、委員会制を取らない会社でも、これからますます社外取締役や社外監査役の重要性が増していくとも思いますが。

この社外取締役の要件、先ほども柏村委員の方から質問がありましたけれども、自社及び子会社の役員、従業員ですか、ということですが、どうも狭過ぎるんじゃないかという議論が前からあったと思うんですが。今回の商法改正の中でもそこら辺のところ、もう少し社外の取締役の理念を実効性あるために何らかの見直しがあってもよかったんじゃないかと私は思っているんですが、そこら辺、今回改正についてこの言わば社外取締役等の社外性について、特に改正部分がないんですが、そこら辺についての当局のお考えはどういうことになっているんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、委員会等設置会社においてはもちろんです。それ以外の会社におきまして、今後、社外取締役というものは、その会社について高い立場から監督をし、あるいは会社の取るべき道筋について意見を述べていただくということで非常に重要な役割を担っていくことになるかと思えます。したがって、そういう方に適切な人を得るということが極めて重要でございまして。

法律で社外取締役の要件として定めておりますのは言わば最低限の要求でございまして、自らその業務についての監督を行う立場の人間がその業務を自ら執行していたのでは適切な監督は、少なくとも社外取締役に期待される適切な監督はできないだろうということから、その会社あるいは子会社で業務執行に携わり、あるいは携わっていたという人を除外したものでございまして。

もちろん、これだけで、これを満たしさえすれば社外取締役として十分かといえ、それは必ずしもそうではないだろうと思えます。ただ、それ以外の要件を法律で定めるといことになりまして、これはなかなか明確な基準というものを設けることが難しいという面もございまして。余りに厳しい基準にしてしましますと、本来、社外取締役としてふさわしい人なのに、たまたまそういう形式的なところに該当しなれないという場合も出てきようかと思えます。そういうことを考えまして、法律の規定としては明確なこの最小限の規制にとどめているわけでございまして、社外取締役の趣旨を十分考慮していただいて適切な人を選んでいただく。

特に、役割が重要な委員会等設置会社におきましては取締役の任期一年ということ、会社におきましては取締役であるかどうかということ、毎年、株主総会で信任を受けるというようなことも予定されておりますし、そういった他のいろいろな制度と併せて適切な人が社外取締役として活躍していただけるということを期待しております。

○小川敏夫君 この社外取締役、社外監査役の制度ですか、要するに、平たく言えば、社長さんがやっていることを社長さんのお世話になった人が監査するのは難しいじゃないかということであると思うんですね。特に、欧米型のドライな、職務に、何というんだらう、職務に忠実で、余り情実を挟む傾向が薄いということと反対の日本型の人情、お世話になった方に報いるというような人情社会の風土がある我が国では、どうも法律で要件を厳しくし過ぎるとやりにくい、法律で要件を

厳しくし過ぎると厳し過ぎるという考えではなくて、むしろ法律でそのように厳しくしないとこの制度が実現しないんじゃないかと思うんですが、そこら辺のところはいかがですか。

○政府参考人(房村精一君) その点はいろいろ御意見のある点かとは思いますが、私どもとすると、やはり最小限の業務執行に直接という方を排除すれば最小限の要件は満たせるのではないかと。ただ、あとはこの要件の下でいかにして適切な人を会社、それこそ委員会等設置会社であればその指名委員会等適切に選んでいただけるかということではないかという具合には考えております。

○小川敏夫君 適切な人が選任されれば何の問題もないわけですが、そこが非常に難しい。

例えば、顧問弁護士とか顧問税理士、そうした顧問ですとこれは当然、社外の要件に当たるわけで承認できると思うんですが、例えば顧問弁護士ですと、実際には社長さんに選任されて、ずっと社長さんやあるいはその会社の利益を擁護するためにずっと顧問関係にあったということで、言わば会社あるいはその経営者の利益を守る立場でずっと長くやってきた方が、雇用関係がないということ、社外性があるということ、社外監査役になっても、やはりどうしてもお世話になった方ということ、職務に忠実になり切れるかなというふうにも思うんですが、どうなんでしょうか。

もう少し大胆に、社外性というものの要件を厳しくして監査の実効性をあらしめた方が、あるいはその社外取締役のあるべき職責を思う存分に発揮できるようなシステムを法律で規制した方が、同じ議論をしているわけですが、いいようにも思うんですが、あるいはその会社、子会社だけでなく、じゃ、その会社の親会社はどうなるかとか、様々な問題があるんですが、この点についてはもう議論はしないんで、法改正のための作業はしないで決着済みということなんです。あるいは、更にその点は実情を踏まえて検討して

くということなんですか。

○政府参考人(房村精一君) 先ほども申し上げましたように、今回の委員会等設置会社、新しい仕組みでございまして、どのような制度であってもそれで万全ということはないわけではございません。多分、アメリカにおいてもエンロン事件をきっかけに様々な見直しが行われると思えますし、私どもとしても、そういう諸外国での検討状況であるとか、あるいは日本でも導入したところの実情と

いうものは、それは十分見ながら、絶えず改善のための努力は積み重ねていきたいという具合には思っております。

○小川敏夫君 是非、社外監査役、社外取締役、その在り方、理念としては非常に積極的に評価できるんですが、それを十分機能できるような方向性で更に鋭意努力、検討していただきたいと思えます。

大分、総論的な議論をしてまいりましたけれども、今回の改正、非常に多岐にわたって、細かいところの、まあ残務整理というような言葉が語弊があるでしょうけれども、積み残しになっていた細かいところを一気に処理するような部分があるんですけれども、私、ぱっと見まして、ちよつと一つだけその中で納得し難い部分がありましたので、ちよつとその部分の議論をさせていただきます。

というのは、細かい点かもしれないけれども、所在不明の株主の株式を会社側が処分できるという点でございまして。これについては、議論をする前に、じゃちよつとこの法改正の趣旨を説明していただけますか。

○政府参考人(房村精一君) 今回、所在不明株主の株式の売却制度というのを新しく設けました趣旨でございまして、株式会社の場合、株主に通知をいたしましてもその通知が到達せずに戻ってきてしまふ、そういうことが相当数あるということがかねてから指摘されております。

その場合に、必ず通知を何年たつてもしるというところでは会社の負担が重いということから、現

行法におきましては、五年間その通知が到達しない株主については以後、通知をしなくてもいいという制度にしているわけですが、しかし、通知はしないものの、株主としての管理、これはしておかなければならないことからそれなりの管理コストが掛かっております。その管理コストはだれの負担になるかといいますが、結局は他の株主の負担に最終的にはなっている。そういうことから、実務界からも何とか抜本的にこの管理コストを削減する方法を考えてほしいという、そういう要望がございました。

そういうことから、五年にわたって通知が到達しない、あるいは配当も一切受けていない、したがって株主としての権利、議決権もあるいは配当の受領権も全くそういうものも行使していないという、こういう場合には、その株主の持つております株式を売却をいたしまして、その株主にはその売却代金の請求権を与え、こういう形で株主としての管理コストを削減する、ということになりますか、解決をするという、そういうことを考えたのが今回の所在不明株主の株式売却制度でございます。

○小川敏夫君 今御説明いただきました、その御説明の範囲では私も特別異論はないんですけども。

その一番最後の部分なんですけれども、株式を売ってしまった、その代金の請求権に代わるといふことですけれども、元々、所在不明の株主ですから、売却代金を請求に来るケースというのはむしろ少なく、ほとんどが来ないと思うんですね。来ないままだと、このお金はどうなってしまうんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 会社が売却した場合、その株主はその代金の返還請求権を持ちますが、これは民法の一般原則に従いまして、十年の消滅時効に掛かるといふ具合に考えられます。

○小川敏夫君 私に不満だというのはそこにあるわけですか。ですから、株を売っちゃったままでは実務上やむを得ないとしても、売っちゃった

ちやうた金の代金が事実上この会社の取得になっちゃう、なってしまうんですよ、実際上。

ただ、それはどうかな。これは本来、供託をさせて、もちろん権利者が現れれば当然、権利者に引き渡されるけれども、現れなければこれは供託の原則に従って国庫に帰属すべきものじゃないかと私は思うんですが。

○政府参考人(房村精一君) 会社が所在不明株主の株式を売却した場合に、その代金を自分で持つていて請求されたいいつでも払うと、そういう体制でももちろんよろしいわけですが、御指摘のように、弁済供託をする、債権者不確知で弁済供託をするということも可能でございます。

ただ、その場合に、弁済供託をいたしますと、株主の方はその供託された金員に対する還付請求権を取得しますが、これも十年の消滅時効に掛かります。一方、供託をした会社は、供託金に関する取戻請求権を有しております、この取戻請求権の消滅時効は、弁済供託の対象となった債務が時効消滅した時点から開始するというように、昨年の暮れの最高裁判決で確定しておりますので、会社の方は、株主の請求権が時効消滅した後には供託をしている場合には取戻請求権を行使して取り戻せるということになりますので、その取戻請求権を更に十年間、会社が行使しなければ国庫に帰属しますが、会社が取戻請求権を行使した場合に、最終的には会社に金員は帰属するということになります。

○小川敏夫君 それは民法の一般原則を適用して供託をさせればという話で、別に取戻し、供託の取戻請求権を会社で認めない、認めるというか、与えなければ、別に解決する問題ですから、立法技術的には何の問題もないと思うんですが。

私が思うのは、例えば相続人がいない財産はこれは国庫に入るわけで、あるいは寄託物の寄託者がいなくなつて預かつている人間が困るんで自助売却権で売却したという場合、これは供託をするわけですが、そうすると、今回のこの株式、あくまでも所在不明ではあつても、他人、株

主という他人の財産を会社の事務処理の都合上売っちゃってしまうわけですが、その売った金が結局、会社の利益になつてしまふという構造が私は納得できないんで、これはむしろ最終的に国庫に帰属すべきようなそうした法制にすべきじゃなかったと私は思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) いろいろな考え方があろうかとは思いますが、基本的に株式を売却して、その売却代金に対する請求権を所在不明株主が持つという構成にいたしますと、その請求権は時効消滅をするというのが民法の一般原則でございますし、一般原則に従って時効消滅をした場合には、反射的に債務者が利益を得るという形になります。その原則を供託においても適用している結果、取戻請求権が一般的には認められているわけでございますので、そういう法的構成を取つて、なおかつ国庫に帰属させるといふのはなかなか考え方としては難しいのではないかなという具合には思つております。

○小川敏夫君 そうかな。立法技術と考え方を何か一緒に議論しちゃつて何か難しいんで、考え方は簡単なんです。行方不明になつた他人の財産、それを会社の都合で売つた、その利益を会社に帰属させるか国庫に帰属させるかという考え方で、これは難しいかどうかじゃなくて、どっちかにするか。

私は、どうも会社の都合で売つた金やうまではないけれども、売つた金やうまが事実上、会社の利益になるのはおかしいんで、相続人がいない相続財産と同じような考えで国庫に帰属させるべきじゃないかと思うんです。これ、売つた金やうまが会社の利益になるといふと、会社の利益がしたために無理なことをするケースも出てくるんじゃないかとも思うんですが。

だから、くだいいうですけれども、考え方として、私は他人の財産を会社が売つた金やうまが会社に入るといふのはどうも正義感にも少し外れるんじゃないかと。それよりは国庫に帰属する

方が一番正當な考え方じゃないかと私は思うんですが、その考え方でいいです。

○政府参考人(房村精一君) 一般的に言ひまして、時効消滅をした場合に、時効に掛かろうな期間、権利が行使されなかつたときに国庫に帰属させるという考え方というのは一般的には取られておりませんので、構成として、所在不明の請求権という形に構成をして、かつ、それが十年の消滅時効に掛かるといふ法律構成を取つた場合には、一般の請求権と同じように弁済供託はもちろんです。弁済供託した債務が時効消滅した場合には取戻請求権が行使できるということが法の一般的な考え方だろと思ひます。

それから、不正が行われるのではないかといい点ですが、少なくとも五年にわたつて通知がおよそ到達しない、それから株式の配当も受け取つていないという、こういう場合であつて、更にこの売却をしようとする場合には改めてその通知をし公告をしようとする形になるわけでございますので、そういう制度が不正が行われるという可能性は非常に少ないという具合に考えております。

○小川敏夫君 ちょっと二つのことが一遍になつたんですけども。不正が行われると断定するわけじゃないけれども、会社が自分の利益になるんだつたら早くやつてしまおうという考えにもなるんじゃないかと、なりやすいんじゃないかという考えをちょっと示しました。

前段の方ですけれども、じゃ、更にマニアックといふ細かい議論になつていきたいと思うんですけども、しなくちゃいけないかと思うんですけども、会社の事務都合上、売却するといふその必要性は分かるんですけども、この法理論ですね。つまり、会社から見れば他人の財産物を、ただ所在が分からないからといつた他人の財産物を会社が売つた金やうまというこの法律構成は、これは何なんですか。会社側が所有者の株主の代理人という代理権の付与なんですか。それとも、代理権の付与じゃなくて何か別

の処分権限を与えるのでしょうか。その法律構成はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的には、他人の物を処分する権限を法律が与えているということになるかと思ひます。

類似の例としましては、民法、商法で供託をする場合に、例えば保管に適さない物、これを競売に付して、その代金を供託するというような、他人の物について売却権限が与えられるというのは法制度としてございます。

○小川敏夫君 そうすると、この法律によって代理権が付与されたのではなくて、特別にこの商法のこの規定によって売却権限が与えられたと、こういうことになるわけですね。

そうすると、その代理権が、法定代理権が発生したのなら代理人として売却した代金を本人に引き渡すべき債務が発生するんですけれども、この法律が売却処分権を与えただけであるならそれは売却処分をしてもいいけれども、その売却処分して得た代金、これをまた本人に引き渡すべき債務となるのかどうか。やっぱり立法の趣旨としてダイレクトに、その売却は認めなければ、その金は供託しろと、それで供託取戻し権も認めないというような立法的配慮は可能だったんじゃないでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に、売却をしたものの代金についてはその所在不明株主の権利に属するわけでございますが、その所在不明株主がその権利を行使しないときにそれを国庫に帰属させなければならぬという理由が、なぜ国に帰属させなければならぬのかということだと思ひますね。一般的に言えば、売却権限を与えて、その代金について支払の義務を負っている会社には、時効消滅の場合には利益が生ずるということに司法上の原則からいへばなるはずだろうと思ひております。

○小川敏夫君 だから、ちよつとその法律技術的な問題を先に持ってきて、だから当然、会社に帰属すべきだというのじゃなくて、初めにどちらに

帰属させるべきかという考え方があって、その考え方を實現するために立法技術を駆使するというのが考え方だと思ひただけでも、どうも局長さんの答弁を聞いてみると、初めに立法技術があつて、こういうことだから、だから会社が利益を帰属するしかないんだみたいなちよつと聞こえるんで、ちよつと議論がかみ合っていないかと思ひます。

例えば、株主が所在不明になると。それは様々なケースがあるでしょうけれども、あるいは株主の相続関係で相続人が不明とか、そんなことによつて生ずるケースもあると思ひますよね。そういうケースを考えれば、相続人不明の、相続人不存在ですか、の財産が国庫に帰属すると同じような考え方で国庫に帰属することでもよかったんじゃないかと思ひます。よかつたんじゃないかというんじゃないかと思ひます。そういうふうにした方が、国庫に帰属するような原則にした方がよかつたんじゃないかと思ひますが、どうなんですか。

立法技術の問題はもういいですから、債務が消滅する時効というんじゃないかと、立法技術が先に来て会社に帰属するんだからやむを得ないという考え方がなくて、初めに、行方不明者の株券を処分した金は、行方不明者が取りに来なければ会社があるんじやなくて、国庫に帰属するんだという考え方を決めて、その考え方を實現するよう立法技術を駆使して立法したらよかつたと思ひますが、どうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、株主権というのは債権ではないわけですが、基本的に株主が会社に出資をいたしまして、その出資に対応する権利として株主権というものが考えられております。最終的には、会社を清算する場合には残余財産の分配請求権という請求権にまで最後はなるような権利でございますので、基本的には株主権というのも私人間の会社と株主との間の権利義務関係でございます。その権利義務関係を容認させたものが今回の売却代金に対する株主の返還請求

権でございますので、やはりそういう私人間の権利義務関係が消滅した場合には、それは私人間で解決をするということが基本的な考え方だろうと思ひています。

相続財産のように、どこにも持っていない場がないものであればこそ国庫に帰属するというものになつていくわけですが、それだつて特別の縁故があればそれらにということで、国に持つていくのは最後の最後に、ほかに持つていき場がないからという性質だろうと思ひますね。

そういう意味からいいますと、会社と株主との間というのは基本的には私人と私人との間の関係でございますので、それを法律技術を使つて株主権を売却代金の請求権に変換をする、そしてその処理としては、やはり私人間の一般的な原則である消滅時効に掛つた場合には、それは反射的に債務者が利益を得るということで、基本的にはおかしくはないという具合に考えておりますが。

○小川敏夫君 おかしきはないつて、こういう立法の仕方が憲法に反しているとか、そんな考えは持つていないんですけれども、ただ、社会一般の考え方がいって、どうも釈然としない。

つまり、株主と会社との法律関係と言われるけれども、会社は株主の株を売つたつちまつて、新しい株主との間にそういうこれまでと同じ全く法律関係を作つてしまふわけですね。ですから、これまで所在不明だつた株主を、株式を売却という形で法律関係を全部清算しちゃう。その清算しちゃうのがそもそもその債権関係だといへばそうなのかもしれないけれども、どうもそこところが、最終的にそうした論理で、会社の都合で売却してしまつて時効論理で会社に帰属してしまふと。これ売却しなければ、これ株式というのは時効で消滅しないです。

だから、どうも何か、会社の都合で売却してしまふのに結果的に会社がかつてしまふというものが釈然としないので、結果的にもうかつてしまふのは会社じゃなくて、じゃ、国庫がというのがふさわしいんじゃないかというのが私の考えなん

ですけれども、余り議論していても始まらないけれども、私はそういう疑問を感じているということとを指摘しました。

その点を述べて、また、それ以外のことについては日を改めて質問いたしたいと思います。

今日は終わります。

○井上哲士君 法案に入ります前に、午前中の問題、大阪高検の元幹部の問題にかかつて二、三質問をいたします。

国民が非常にやはり驚いたのは、突発ではなくて、この間やはりいろんな警察関係の不祥事が相次いできて、そしてこまで来たのかということだろうと思ひます。

昨年、福岡の地検の前次席検事による捜査情報漏えい問題というのも起きました。そのときの調査結果というのを私も読ませていただいたんですが、この中で、「今回の事件を契機として、国民から検事に対し、市民感覚からずれて独善に陥っている、被害者の心情に対する理解が十分でない、警察等の捜査関係機関に対する理解が十分でない等の厳しい批判がなされているが、これらの批判を真しに受け止め、検察官の意識改革を図る」と、これが法務省の報告書なわけですね。

三つ言つています。一つが、「検事を一定期間市民感覚を学ぶことができる場所を執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直しを検討すること」というのが一つ目です。この間行われた司法制度改革推進本部の第二回の法曹検討会を見ておきますと、この検事を民間などに派遣をする制度をこの四月から始めるということが明らかになつておりますけれども、実際、何人がどこに、どれだけの期間、派遣されることになつたんでしょうか。

○政府参考人(吉田佑紀君) 四月二十四日現在の状況を申し上げますと、三名、合計でその研修に派遣しております。

派遣先は、一つは社団法人被害者支援都民センター、これは期間は六か月の予定でございます。二つ目は財団法人さわやか福祉財団、これは一年

の予定でございます。それから、東京電力株式会社、これは一年の予定でございます。

○井上哲士君 三名ということで、非常に規模がまず小さいと思うんですね。かつ、派遣場所が今三つ出たわけですが、このさわか福祉財団というのは元檢察幹部がやっていたら福祉財団というのとは承知しておるんですが、言わばかなり身内の色彩が強いなと思ひました。

それから、東京電力ですが、これはいわゆる思想差別問題で時間的にも人数的にも最も大規模な労務管理を行ひまして、東京高裁で和解をしたというところなんですね。こういうところに檢察官が行つて、こゝで言われているような市民感覚を学ぶことができる場所だといふに言えるのかと私は思ふんですが、こゝに行つて市民感覚が分り、独善から外れ、被害者の心情に対する理解が十分になると、こういうふうに判断してこの三つを選ばれたんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) もちろん、派遣先によつて、言わば被害者問題とかそういうことをタッチしてないところもあるわけでございますが、この研修のねらいは、実際にいわゆる民間で活動をしてゐる、そういう場で檢察を外から眺める機会を作り、かつ、そういうところでの業務、そういうもののやり方とか、そういうことに触れることによつて、一種のカルチャーショックと申しましょうか、そういうふうな、檢察官として健全な社会人としての常識を養う一つの契機とするということに主たる目的があるわけでございます。て、そういうことからいろいろな場所を選んでゐると。

もちろん、檢察官の身分のまま派遣するわけでございますので、これまた派遣先については慎重な選択というのにも必要になつてくるわけでございます。そういうようなことも考え合わせながら、様々な場所でするだけ広い範囲で研修ができるようにしていきたいと思ひてゐるところでございます。

○井上哲士君 今おっしゃつた目的からいへば、

もう少し派遣先を検討すべきではないかということとを申し上げておきます。

それから、この報告書で二つ目には、「幹部を含む檢察官が犯罪被害者の心情や捜査現場の第一線で汗を流してゐる警察官の活動等に対する理解を深めるための具体的方策を検討していくこと」と、こうあります。

今回、正に幹部の事件であります。大変大事だと思ふんですが、これはどういう方策が現在検討をされてゐるんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) これにつきまして、檢察官については様々な研修の機会があるわけですが、幹部檢察官等の研修の機会におきましても、警察等からの外部講師の派遣などを積極的

に依頼いたしまして、それぞれの立場からの檢察に対する物の見方、あるいはその立場からの考え方、そういうふうなことにしてお話を承り、いろいろな意見の交換をします、そういうことを中心に現在実施してゐるところでございます。

○井上哲士君 まあ一般的な研修とどこが変わらないのかなという気は私はします。

それで、三つ目には、「部内研修等の充実強化を通じて、檢察官が独善に陥ることを防止するとともに、檢察官としての基本的な在り方を徹底すること」と、こうあります。

こういうことも含めまして、本当に檢察に対する国民の信頼を回復するという点でも、午前中議論になりましたけれども、改めて私は調査活動費、さかのぼつて調査もするし、こういう研修も、既に始まつてゐるものも、もう一回今回の事件を契機に見直しをして進めていくべきだと思ふんです。その点で大臣の所信をお伺ひいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、大変な事件でございます。このようなことが二度と起こらないように、あらゆる手段を講じて努力をしていかなければいけないと思ひます。

先生が例に引かれました福岡の高検の問題、その反省に立つての研修、外部研修等の話は、こ

れは業務の上にかかわる話でございますが、このたびのことは、業務にかかわることというよりは、むしろその自分自身の人間性とか、人格の問題だと思ひまして、必ずしも、外部研修をしつかりやつて被害者の心情がよく分かるようになったというふうなことは直接関係ないんではないかという気もいたします。当然それは業務上心得るべきことでありまして、これもしつかりやらなきゃいけないということもよく分かつております。この面でも努力いたしたいと思ひますが、今回の事件は、大変残念ながら、そのようなこと以前の本人の人間性の問題なのではないだろうかといふに思ひまして、更に深刻な感じを受けてゐる次第でございます。

いづれにいたしましても、再発防止のために最善を尽くしたいと思ひます。

○井上哲士君 そういう人物が幹部になつておるといふことに対して国民の目があるわけですので、是非よろしくお願いいたします。

では、商法について質問をいたします。

我が国のコーポレートガバナンスに関する商法改正は、この間、基本的にはこの監査役の強化を中心に進められてきたと思ひます。言わば、今回大きく転換をしてアメリカ型の企業統治の在り方も選択肢として加えられることになつたということです。この間、マスコミ等でも、我が国企業は、雪印やそごうなどの事件を見ても、企業統治の仕組みに欠ける企業が多い、こういう指摘もあるわけですね。

我が国の企業統治の在り方のご問題だつたといふのが今回の商法改正のベースになつてゐるのか、まず大臣、よろしくお願ひします。

○副大臣(横内正明君) 我が国の企業統治の問題点という御質問でございますけれども、言うまでもないことでありますが、現在のような世界的な大競争の時代には、企業は迅速果敢な意思決定が必要であることは言うまでもないわけでございます。しかしながら、現行商法では取締役会で決定をしなければならぬ事項が大変多岐にわたつて

おりまして、取締役の員数が多い大規模会社の場合にはなかなか頻繁に取締役会を開催することが実際問題として困難である、そういう結果として、迅速果敢な意思決定というものがなかなか困難になるというふうな問題が指摘されております。

それから同時に、もう一点でありますけれども、現行の取締役会制度は役員の人事及び報酬についての決定権限が事実上、代表取締役、社長に集中してゐるという場合が多いがために、なかなか取締役会の監督機能が果たされない。それがゆえに、いろいろな不祥事だとか会社の私物化というふうな問題点が起つてきてゐるというふうな問題点が指摘されております。

○井上哲士君 その裏返しということになると思ふんですが、それと対比して、では、この米国型のどういふところが利点だと判断をされたんでしょうか。

○副大臣(横内正明君) 今回の改正法案で、米国あるいはヨーロッパの企業統治の制度を参考にしてこの委員会等設置会社というものを選択的に導入できるということにしたわけでございますけれども、この制度は、会社の業務を執行する執行役員にこの業務の決定権限を委譲する、他方で取締役会は監督に徹することにしたしまして、取締役会には社外取締役が過半数を占める三つの委員会を設置することによつて取締役会の監督権限を強化するというようにしております。

この委員会等設置会社制度を採用することによりまして、一方で業務執行役が迅速果敢に意思決定をする、しかし他方で株主の立場に立つて取締役会がしっかりと監督をして執行役の業務を適正に行わせるようにするというところで、現在のそういった企業統治の問題点に対する対応方策として考えておるものでございます。

○井上哲士君 先ほどからもずっとエンロンの問題が出ておるんですが、そういうアメリカにおいてこのエンロン問題が起きて、アメリカ型のコーポレートガバナンスについての議論というの

が今いろいろ再検討が加えられていると思いま
す。

社外取締役が十四人もいたけれども全く機能し
ていなかったのではないかと、経営陣と社外取
締役が余りにも緊密で取締役会の独立性を保てな
かったのではないかと、いろいろなことが指摘を
されていますが、言わば米国型を利点として今回
導入をしていくわけですが、このエンロン事件を
受けて、改めてこの法案の方向というのを見直す
という点というのではないのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) エンロンのケースに
つきましては、現在、米国においても破綻に至る
経緯等について調査等が行われているという具合
に聞いておりますので、現段階で具体的なコメン
トは差し控えたいと思いますが、一般的に、いか
なる制度であっても、それだけで会社の不祥事を
完全に防止するということは、これはできないわ
けでありまして、その運用に当たる者の使命感、
倫理観というものが極めて重要でありますし、ま
た、より良い制度を構築するための不断の見直し
というものも必要なのであります。

そういう意味で、私どもとしても、今回お願い
している委員会等設置会社につきましても、今後
も、アメリカのエンロンの調査結果等も踏まえ
て、あるいは日本における、これが御採用いた
けた場合には、日本におけるその活用状況も見
て、更に工夫をしたいと思っておりますが、現在
お願いしておりますこの制度は、一応、先進諸国
の企業統治システムの大きな流れの中で、米国だ
けではなくて、例えばイギリスにおいても今求め
られております経営の監督と業務執行を分離す
る、そして取締役会の監督権限を強化するとい
う、そういう方向に沿った形で制度を考えたもの
でございます。今回、現時点において直ちにこ
の制度そのものを見直しをしなければならぬと
は考えておりません。

○井上哲士君 アメリカでも市場の信頼を取り戻
すために監査委員会の権限強化に乗り出すであ
るとか、ニューヨークの証券取引所が報酬・監査委

員会の独立性強化とか、会長と最高経営責任者の
機能分離を検討しているなど、こういう報道も行
われております。三井物産の戦略研究所の寺島実
郎さんが、日本では、ここ十年間、アメリカ型ビ
ジネスモデルが透明性に優れており、学ばなけれ
ばいけないと議論されてきた、エンロン事件を
きっかけにそれらの議論がすべて吹っ飛んでし
まった、もう一度企業統治なるものを真剣に考え
なければならぬと、こういう指摘もされており
ます。

今、あえて見直しをする必要はないということ
でありましたけれども、やはりああいう教訓を見
たときに、このほか日本でも雪印の問題、マイカ
ルの問題とかあるわけで、今回の改正によって、
ああいう日本でも起きてきたような不祥事や破
綻というものがこの企業統治の在り方で防ぐこ
とができるんだろうかと思うわけですが、その点
いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、この委員
会等設置会社を行ったら絶対に防げる、完全に防
げるということとはそれは難しいかもしれませ
んが、しかし現行の制度と比べて、この委員会
等設置会社、取締役会の独立性を高めておりま
すし、また監査委員会につきましてもそれをサポ
ーする社内体制を整備するということも求めてお
ります。そういう意味で、従来の会社に比べてこ
の委員会等設置会社が監査において劣るというこ
とはあり得ないだろうと思っております。

現に、例えば雪印につきまして、これは新聞報
道によるところですが、社外取締役を入れ、か
つ、このような問題についての取締役による委員
会制度を作った違法な行為を根絶するというこ
とを会社において検討されているということだ
が、正にこの委員会等設置会社で社外取締役を入
れ、監査委員会等の過半数をその社外の取締役
に占めるといっている、あるいは社内の監
査体制を整備するための体制を整えていただく
というようなこともこの法案で定めているわけ
でございますが、そういう意味では、正に現に起きた

不祥事に学んで会社が取ろうとしている方向性に
合ったような改正内容になっているのではない
かと思っております。

監査委員会の独立性ということだと思いますと、
例えば新聞報道でこのエンロン事件に関して、監
査委員会が監査法人の選定、交代について経営陣
に提言する権限を強めるというようなことが検討
されていると報道されておりますが、この監査委
員会は、会計監査人の選定はこの監査委員会の権
限で行うというのが今回の法案になっておりま
す。

そういう意味で、私どもとしては、日本の実情
も踏まえて、できるだけ監査委員会の独立性ある
いは取締役会の監督権限の強化という点について
配慮をしたつもりでございます。もちろん、これ
で完全ということはありません。もちろん、今
後も常に見直しということはしていくつもりで
ございますが、現段階においてはそれなりに配慮さ
れた仕組みになっているという具合に思っており
ます。

○井上哲士君 先ほどの答弁で、仕組みとともに
やはり役員の倫理、人間の問題だということと言
われました。私、それは非常に大事だと思うん
ですが、それもやはり制度的に担保をしていくとい
うことが非常に必要だと思うんです。

この間、あるものを読んでおりますと、元日産
の常務がこの四月に専務に就任した仰天人事なん
という記事がありましたので、いろいろ調べて
おったんですが、この元日産常務というのはイン
サイダー取引で処分をされている人なわけです
ね。平成十年の五月二十九日に証券法違反の罪に
該当するとして告発をされたわけですが、日産自
動車の取締役で当時あつて、日産自動車に所有し
ていたトヨタとあるところの株式を日本電産に
売却する株式譲渡の契約締結業務等に従事をして
いて、この契約の締結に関して、日本電産がト
ヨタの株式を発行済株式総数の五%以上を買い集
めるという公開買い付けに準ずる行為の実施に関
する情報を知り、当該事実の公表前にトヨタの

株式を買い付けたということで告発したというの
が出されております。

要するに、この日本電産というのは買い付けを
しようとした相手なわけですね。ところが、この
元常務、元取締役が、この証券法違反で罰金五十
万円の略式命令を受けたその二か月後にこの日本
電産に入社をして、そしてこの四月から専務に
なったということなわけですね。

インサイダー取引などで刑事事件を起こした人
物が、その当事者である会社に再びこの経営責任
を問われる取締役選ばれるということが果たし
て適当なのかと思うんですが、その点いかがで
しょうか。

○政府参考人(房村精一君) 具体的な問題につ
きましては、ちょっと事実関係を承知しておりま
せんので、コメントは差し控えたいと思ひますが、
一般的に申し上げますと、商法の二百五十四条ノ
二では取締役の欠格事由を定めておりまして、そ
こでは商法あるいは有限会社法等の会社法に規定
する犯罪を犯した者というものが欠格事由に定め
られております。また、それ以外の犯罪を犯して
禁錮以上の刑に処せられている者というふうなも
のも欠格事由に該当することとなっております
が、インサイダー取引について特段そういった規
定は商法上は設けられておりませんので、その会
社の判断でということになるかと思ひます。

○井上哲士君 アメリカでは、こういうインサイ
ダー取引というのは言わばこれは証券詐欺だと、
こういう扱いで上場企業の役員から排除をするよ
うな仕組みが作られております。

一九三三年証券法というのは、このSECの申
立てに基づいて証券の募集又は売り付けについて
詐欺的行為を行った者を期限付又は無期限で取引
所法の登録証券の発行社の役員又は取締役から排
除する命令を裁判所が下すことができる、こう
いう規定を持っております。

それから、取引所法では、同法の規則に違反し
た者を登録証券発行社の役員又は取締役から排除
する命令を下す裁判所の権限を定めておりまし

て、インサイダー取引というのは正に証券詐欺だということ、こういう役員から排除をしているということになっているわけですね。

ですから、個人の倫理の問題だということ、言われましたが、あるんですが、そういう処罰をされても実際には全部ほとんど、これ見ましたけれども、罰金二十万から五十万ぐらいの略式命令になっておりまして、実際にはこうやって関係したところの企業の役員にもなれるということになっておるわけですね。これは倫理が低いということ、で嘆くのではなくて、やはり仕組みをきつかり作っていくことが必要かと思うんです。

ですから、今回、こういうアメリカ型の企業統治というものを導入するということがあるならば、こういう厳しさということも做らすべきだと思うんです。そういう点で、日本でもこういう規定などを検討していくという点ではないか、かでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のような点も含めて諸外国の実情も調べ、今後が必要があれば検討してまいりたいという具合には考えております。

○井上哲士君 この間、ずっと繰り返されてきた商法の改正でも、どうもやはりアメリカ型の一部だけを取り入れるという、ある意味で都合のいいところだけを取り入れるような改正が目立ってきたと思うんですね。ストックオプションの解禁でも、アメリカのSECの約三千三百人と比べて日本の証券取引等監視委員会が二百六十五人の貧弱な体制で、これでいいのかということもここでも議論になってきたと思うんです。株主代表訴訟の改悪ということもあつたわけですが、こういうやっぱり都合のいいところだけを取り入れていくというやり方がいかかと思はれておるんですが、今回、社外取締役は、アメリカの場合は取締役のメンバーのうち過半数でなければ、日本は委員会の過半数ということになっていますね。これはどうしてでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) アメリカの実情として、インサイダー取引というのは正に証券詐欺だということ、こういう役員から排除をしているということになっているわけですね。

て大規模会社であればほとんどの会社において取締役会の過半数は社外取締役が占めているという具合に聞いておりますが、これは法律で強制されているわけではなくて、運用としてそれぞれの会社でそういう取締役を選んでいるという実情にございます。

日本においてこの委員会等設置会社を導入する場合に、その取締役会全体について社外取締役が過半数を占めるということと法律で要求するということになりますと、現在、社外取締役へのふさわしい人材が非常に足りないということが言われているわけでございます。社外監査役、大会社における社外監査役を過半数以上という改正を前の臨時国会においていたしました、それも人材の点も考慮して三年間の期間が施行まで定められているわけでございます。そういう日本の実情からしますと、取締役会の過半数ということを法律で要求するというのは非常に実現が難しいであろうということがございます。

また、取締役会全体の機能をどう考えるかというの、やはり会社が自主的に判断することが望ましいということも言えようかと思っております。

そこで、取締役会の中に内部機関として重要な役割を担う指名委員会、報酬委員会、監査委員会というものを設けて、ここについては過半数が社外取締役であるということを要求するという形にしたものでございます。

○井上哲士君 その社外取締役というのはその委員会それぞれを兼務できるんですかね。これはどうですか。

○政府参考人(房村精一君) これは兼務は禁じられておりません。

○井上哲士君 そうすると、実践的には、実際的には大変少ない社外取締役の人数で、少なくて済むということになるわけですね。

ですから、なかなか人材がないというお話もありましたけれども、どうも、こういう点から見まして、一部のみを取り入れているようなやり方になるんじゃないかなという気がしております。

す。そういう点で、やはり本当に公開の問題等を全面的に見据えた改正が必要なのではないかなということまで指摘しておきまして、時間ですので、終わります。

○平野貞夫君 商法の改正というのは、ここ、おとし切りから閣法、議員立法、入り乱れて提案されまして、専門家の人たちはそれはよくお分かりでしようけれども、私のような頭の悪い、緻密な議論のできない人間にとっては、これ何をやっているのかさっぱり分からぬ。結構、商法の改正というのは根柢この改正のようである、経済構造改革の基盤になるものじゃないかと思うんですよ。それを、何か次から次へとこうやられる。

今回の改正も結構重要な部分じゃないかと思うんですが、今後、どういう問題が残っている、それをどういう手だてでやるつもりか、局長さん、お答えください。

○政府参考人(房村精一君) 商法の改正といたしましては今回の改正で一応一段落という具合には考えておりますが、今後に残っております課題としては、まず当面、緊急に取り組まなければならないのが株券のペーパーレス化だと思っております。これは経済界からも非常に強い要望がございますので、この株券のペーパーレス化に早急に取り組みたいです。

これについては、既に短期株債のペーパーレス化は法律が成立しております、この国会においてこれを改正いたしまして、社債、国債等についてもペーパーレス化をいたします。それをベースに更に進めまして株券についてのペーパーレス化を実現していきたい、こう思っております。

それから、大きなテーマといたしまして商法のうちの会社法関係、これが現在、商法本体、有限会社法、それから商法特例法と三つに分かれておりまして、準用あるいは条文そのものも片仮名であったり枝番が幾つも付いていたり非常に分かりにくくなっておりますので、これを全部をまとめて一つ一つの会社法として、用語も片仮名、文語

文というものを現代語化したします。そうした会社法全体の現代化と、こういうことも早急に行いたいと思っております。

また、会社の公告でございますね。これを電子的な方法で行うということも考えておりますので、以上のようなものが次の商法の改正の課題であらうと考えております。

○平野貞夫君 そうすると、その根本問題にかかわるものは一応今回でというお答えだったと思いますが、大臣、こういう商法の段階的改正、これはやむを得ない部分もあったかも分かりますが、ね、こういうことをやるとどういうことが抜けるかといいますと、理念的なものが抜けるんですよ、非常に技術的なことばかりの話になって。やはり、経済構造の改革の基盤になる法制度の改正というのは理念というものが抜けるかと思っております。

ですから、アメリカ型になるのか、あるいは中間型になるのか、選択型になるのか、全く私のような素人には非常に理念的な方向性が分からぬという問題点があるということを申し上げておきます。

そこで、今回が抜本改正の一つの山を越えるもの、大臣が諮問したのは、この問題で、これはいつでしたか。

○政府参考人(房村精一君) 平成十三年に法務大臣から法制審議会に諮問がござっております。

○平野貞夫君 何月ですか。

○政府参考人(房村精一君) 一月でございます。

○平野貞夫君 たしか中間案といいますが中間案は出されている。それはいつごろですか。

○政府参考人(房村精一君) 平成十三年の四月に中間案を公表しております。

○平野貞夫君 それで、最終答申案というのはいつなんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 今年の二月でございます。

○平野貞夫君 そうしますと、中間案が四か月ぐ

らいで、三か月ぐらいですかね、実質三か月です
ね。それで、最終答申案が十か月ぐらいになりま
すかね、実質。

そのバランスが取れないと言ったらおかしいん
ですが、問題は、私が知りたいのは、国会の審議
も大事でございますが、その答申案にやっぱり
基本的に拘束されますのでね。その答申を審議し
た法制審議会のあれば、会社法部会ですか、それ
の構成員、メンバー、どういう人たちが審議され
たのか教えてください。

○政府参考人(房村精一君) その前に、まず平成
十三年一月に諮問をして四月に中間試案で、非常
に早いという御指摘でしたが、実はこの平成十三
年一月に法制審議会の組織改革を行っております
ので、改めてここで諮問しております。ただ、実
質上といましてはその前から法制審議会として
の検討は続けてきておりますので、実際はもう
ちよつと、もつと相当期間を経て試案にまゐつて
おりますので。

それから、会社法部会のメンバーでございます
が、もちろん商法の学者の方が多いわけですが、
そのほかの方といましては、中小企業団体の
代表の方、それから公認会計士協会あるいは税理
士会それぞれの代表の方、それから企業経営に携
わっております方が経団連から推薦を得て二名
入っております。そのほか、日本証券経済研究所
主任研究員という方にも入っていただいております
。あと、実務家といましては裁判官それから
弁護士それから法務省の担当者、こういったメ
ンバーで構成されております。

○平野貞夫君 これだけの大改革をするというこ
とならば、法制審議会のそのパートでは、当然、
日本の資本主義といえますか市場経済のシステム
ですか、この動向、あるいは将来どうあるべき
かという議論がなされたと思いますが、局長はそ
の部会に入っていたと思うんですが、そういう日
本の市場経済のあり方についての議論というの
はあったんですか。あつたらどんな議論があつた
か紹介してください。

○政府参考人(房村精一君) 私自身は昨年十二月
に民事局長に就任したものですから、それまでは
議事録等で議論の状況は承知しているにとどまり
ますが、日本の市場主義という大上段の議論と
いうことはそれほどなかったかもしませんが、
少なくとも、これだけ企業間の国際的な競争が激
化している、その中で日本の企業法制度をどうすべ
きなのかということとそれと念頭に置いた議論
がなされているわけでございます。

そういう点でございますと、やはり今後ますます
企業活動のボーダーレス化が進展していくだろう
と。そういうような中では迅速果敢な業務決定が
これは絶対必要になると。また、それと同時に、
市場による監視の目が厳しくなるといふことか
ら、企業統治に失敗した会社は市場から退場を迫
られることになるだろうと。そういう意味で、正
にコーポレートガバナンスがますます重要になる
と。こういうことはこの部会等でも様々な形で議
論されております。

○平野貞夫君 余りにも専門家というか、あるい
はその会社の企業経営の当事者はばかりで構成さ
れていると。こういうやっぱり基盤になる法改革
には、私はもうちよつと、博学の士といひます
か、全体の世の中を総合的に観察する人たちの意
見も、当該部会での意見もあるべきだと思いま
す。

そこで、これは意見ですが、今お話しになりま
したコーポレートガバナンス、これを確保するとい
うのが最大の今回の改正の目標だと思ふんです
が、恥ずかしい話なんですけれども、コーポレー
トガバナンスといふのは何ですか。

○政府参考人(房村精一君) 一般に企業統治と訳
されておりますが、株主等の利益を最大化するた
めに会社の事業活動を統制していくと。その統制
の在り方としては、まず企業経営の適法性を確保
するといふことと、企業経営の効率性を確保する
と、この二つを大きな柱として企業全体を正に統
治していく、こういうことを考えられておりま
す。

○平野貞夫君 そんなんですが、私は誤解してい
たんですが、コーポレートガバナンスというのは
、株主と社会といふんですか、あるいは国民です
か、そのために企業統治といふのが、コーポレー
トガバナンスがあると思つたら、ちよつと本読ん
でみると、株主だけのためという概念ですね。今
も、答弁もそうですよ。もうちよつと社会的な意
味があるんじゃないですか、コーポレートガバナ
ンスというのは。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、企業統治
に当たっては、株主、これが一番大きな地位を占
めることは間違いありませんが、決して企業統治
の本身として株主の利益のみを考へるといふこと
ではないわけでありまして、特に、近年のように
企業の社会的責任がいろいろ言われる段階になり
ますと、企業の在り方としてそういったものにも
配慮した、何が企業にとつて最適であるのかとい
う判断をするといふことが企業統治でございます
から、それは必ずしも株主に多くの配当を与える
ことが企業統治としてベストといふことではなく
て、その企業の社会的役割あるいは従業員との関
係、そういったものもすべて含めながら適切に企
業の経営の効率化と適法性の確保、そして社会的
責務の追求、こういったことをバランスを取つて
判断していくといふことになるのではないかと
思います。

○平野貞夫君 分かりました。
勉強させていただいて有り難いんですが、そう
いふ理念といふか考え方を、会社法規則といふ
か、商法の中に規定していくべきじゃないです
か。

法が規定する組織を使ってそれぞれの会社がその
理念に沿った運営をしていただく、あるいは自分
の理念を追求していただくといふことになるので
はないかと思つております。

○平野貞夫君 今回、一連の改正というのは、戦
後の中で最も大きな改正です、GHQが作った
ベース以来の。そのくらいなことは私にも分かる
んですが、ならば、実務法だといふだけじゃなく
て、これだけの大きな改正をしていますから、商
法の目的なら目的の中に今後の商法規の運用に当
たつてはこういう考え方でやるんだといふことは
あつてしかるべきじゃないですか。商法、民法は
実務的なことだからそういう理念的なものは要ら
ないといふことではないかと思いますが、そういう
ものがないからおかしいことが起こるんだと思
うんですよ。その点についてはどうですか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のような考え
もあろうかとは思いますが、一つには、基本的に
商法の役割というのは会社が適切に運営されるた
めの枠組みを作る、そしてその枠組みの中でそれ
ぞれの会社が最も最適と思われる企業活動をして
いただく、そういう意味で、何が会社にとつて最
適かといふことはやはり社会の変化に応じておの
ずから変わってくるんだらうと思ひます。例え
ば、環境に対する配慮といふようなことも現在重
視されておりますが、これはやはり時代とともに
変わつてきた考え方だと思ひます。そういう社会
の変化に応じた、それぞれの会社が考へていただ
く、それを実現するための枠組みを商法は用意す
るといふことが商法の基本的役割ではないか。

また、今回でも例えば、委員会等設置会社を選
択制といふことで法改正をお願いしておりますの
は、やはり商法としてはそういう会社が取り得る
手段を、できるだけ実情に合った手段を取り得る
ようにそのメニューを用意する、その中で正に理
念を見付け、実現していくといふのはそれぞれの
会社が担つていただくといふことではないかと
思つております。

○平野貞夫君 日本人の構成する会社で、ゼロと

は言いませんが、理念を求めて会社経営する人はほとんどいないと思うんですよ、それは、雪印を見たってどこを見たって。それから、余り頭にきつて物を言うときとよくないんですけれども、三月にやった政府のデフレ対策、株価対策、あれは政府のインサイダー取引ですよ、悪く言えば、空売り禁止。そういう国ですから、そういう人たちが政権を作っている国ですから、それは企業に理念を要請するの無理かもしれません、まあ余り過激なことを言うのはやめましょう。

そのコーポレートガバナンスを確保するために、そういう目的で作られた。しかし、内容をちよつと見ますと、例えば社外取締役、一人入ると、大きな会社には、という義務化の話が中間試験にあった。しかし、答申には抜けている。これなんかやっぱり、コーポレートガバナンスの精神を最終的に審議会が外したということになるんじゃないですかね。その点はどういう言い分ですか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、中間試験では社外取締役の選任を義務化するということを検討項目として掲げていたわけですが、最終的には義務付けを見送るということにいたしましたわけでございます。

もちろん、経済界の反対もございましたが、私ももととして単に経済界が反対したからこれを見送ったということではなくて、実情として、社外取締役についてすべての大会社に義務付けるということになりましたと、実際上の問題として人材の確保が困難であるという指摘が強くなったわけですね。

この点は、昨年の臨時国会において社外監査役の増員、監査役会の半数以上ということになりましたが、このときにも社外監査役の人材が確保するのは非常に困難だということから、施行まで三年間の猶予期間が置かれたわけでございます。これは、監査役と取締役の違いはございますが、やはり会社の監督役として機能を果たしていただくという意味では人材も相当部分ダブっているのだらうと思います。

うと思います。

したがって、社外監査役の増員について三年の猶予期間を置かなければならないような実情において、大会社に一律に社外取締役の選任を義務付けるということになりましたと、これは非常に困難、ある意味では形だけの社外取締役ということを引きかねませんので、そういう点も踏まえましてこの社外取締役の選任を義務付けるといふことは困難であらうということをお考えいただいております。

○平野貞夫君 分かりました。

それからもう一つ、今度の改正案の中で株主総会の場合の特別決議の定足数の引下げ、やっておりますね。これもコーポレートガバナンスの確保に逆行する考え方じゃありませんか。

○政府参考人(房村精一君) 今回、特別決議の定足数を、定款によりまして過半数であったものを三分の一まで下げることを認めております。

これは、要するに定足数が厳しいがために株主総会がそもそも成立しないという事態があるというところからでございますが、コーポレートガバナンスのやはり最終的なよりどころは株主総会、そこで株主の意思に従って会社の基本的事項が決められるということがやはり最後のよりどころでございます。ところが、定足数が足りないがために株主総会が開けないということはどういうことかといえますと、その会社の基本的な決定をしようという意思を持って集まった株主の方々の意思が最終的に反映できないということになるわけでございます。

そういうことから、定足数を緩和をいたしまして株主総会の成立を容易にして、そこで株主に会社の基本的な事項を決めていただくという、正に株主の決定権をある意味で実質的に確保するため定足数の緩和を行っているわけでありまして、決してコーポレートガバナンスを骨抜きにするようなものではありません。

○平野貞夫君 これはやっぱり考え方でして、会議体の定足数というのは大事なんですよ。この委員

員会でもこれ定足数欠けているんじゃないですか。それは、やっぱり参加する人間の意識の問題なんです。だから、余り理屈は言いませんが、理屈は言いませんが、株主になるなら株主になるだけの株主さんのコーポレートガバナンスも要るんですよ。

今日は、ちよつと散会後、理事懇もあり、私も時間の都合がありますので、これで終わります。が、次回またやらせていただきます。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

私も社外取締役についてまずお聞きをしたいと思っております。

今日、かなり様々な委員から質問が出ましたけれども、済みません、私もちよつと初め同じ質問になるかもしれませんが、この中間試験では、二〇〇〇年四月に発表された中間試験では大会社には社外取締役の設置が義務付けが盛り込まれていました。ニューヨーク証券取引所は上場企業に社外取締役を二人以上置くことを義務付けていると。御存じ、韓国も改革が非常に進んでいて、二〇〇二年三月二十一日、日経新聞では、例えば、「資産規模二兆ウォン以上の上場企業は取締役の半数を社外から起用することを義務化」というふうになっております。

諸外国でできることがなぜ日本ではできないのか。済みませんが、先ほどから人材難だとおっしゃっているんですが、鶏と卵の関係で、人材難だと言いつついるうちは人材難が続くわけですから、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 社外取締役あるいは社外監査役という点で一番期待されるのは、会社からの独立性ということだろうと思っております。そういう意味ではやはり、もちろん今回の委員会等設置会社では監査委員会以外の委員会についても社外取締役が過半数ということを要求しておりますが、一般的に、会社でまず社外の方に期待されるのは監査的な役割、これを担うということがまず期待されるのだらうと思っております。そういう点でいいますと、昨年の秋の国会の改正で、基本的

な、失礼、大会社につきましては監査役について半数以上の社外監査役ということが求められております。

今回は、そういう意味で、大会社で基本的にはそういうことで社外の方が監視の目を持った仕組みはできておりますので、それと並んで、そちらを採用しない場合に、委員会等設置会社を採用したときに社外の人材が確保できるようにということで、委員会等設置会社について、各委員会について社外取締役を過半数ということを要求したわけでございます。

長期的な方向としては、取締役についても社外取締役の役割というものは今後重要になっていくのだらうと思っております。そういうことから、中間試験の段階ではその義務化も検討したわけですが、その後、社外監査役が人数が増えるということもありまして、これと併せて取締役についての義務化までするということは実際上の供給源を考えると非常に難しいのではないかと、ことから、義務化は見送っておりますが、義務化されていない現状においても社外取締役を採用する会社は徐々に増えてきておりますので、そういう実績を踏まえつつ、社外取締役の方々の充実を図っていただきたいと思います。

○福島瑞穂君 今回の改正で選択の幅を広げるといふことになるわけですが、現在、社外取締役を採用している企業はどれくらいあるのでしょうか。新聞報道などとかかなりあるというふうにも、今も房村さんはかなりあるというふうにおっしゃったんですが、もし現状が分かれば教えてください。

○政府参考人(房村精一君) これはアンケートの結果ですが、上場企業の三八%の会社において社外取締役を任命しているという具合に聞いております。

○福島瑞穂君 三八%が多いか少ないかですが、今、三八であれば、将来的に社外取締役の義務化をすればこの比重はほとんど上がついていくと思うんですが、長期的に見て、法務省としては社外取

締役の義務化についていかがお考えでしょうか。
○政府参考人(房村精一君) その点は、社外取締役の果たす機能という点も含めて、今後とも検討をしていきたいと考えております。

○福島瑞穂君 例えば、新聞の社説などにもあるのですが、社外取締役がいることを上場の、証券取引所の上場の条件とすると、将来的にはこの点の義務化を是非お願いします。

ところで、委員会等設置会社なのですが、この制度を設けることによって、がらりと変わる感じもしますし、意外と全然変わらないんじゃないかという、ちょっとどっちだろうという、あるいは非常に変わる面と実は余り変わらない会社もあるのではないかと考えています。

と申しますのは、取締役会の中から選任されて指名委員会と報酬委員会と監査委員会に分けられる。でもこれは、変な言い方をすれば、ワーキングチームを作って、元々みんな取締役会に属しているわけですから、そうしますと、取締役会の中から選ばれた指名委員会、報酬委員会、監査委員会はそれぞれある意味でワーキングチームのようなものですから、取締役会と余り対立するとか、取締役会のメンバーなわけですから対立関係や拮抗関係というのは出てこないんじゃないかとも思われるのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、基本的には取締役会の中で選ばれた各委員会の委員です。で、根本的に対立するというところは余りないだろうとは思いますが、しかしその三つの委員会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、それぞれの委員会に属する権限については取締役会と独立してその委員会で行使するという事になっておりますので、そういう意味では、やはり相対的にはそれなりの独立性が確保されている。しかも、メンバーの過半数は社外取締役ということになっておりますので、そういう点で全く取締役会と同じということではないわけでございます。

○福島瑞穂君 取締役会とは別に報酬委員会が設けられるわけですが、取締役会の中のメンバーから選ばれた報酬委員会が各報酬の決定をするわけですから、変なことを言えば、自分自身の報酬も決めるわけですね。そうしますと、この報酬委員会の妥当性の担保というものはどのように行われるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的には、まず社外取締役が過半数いるということで相当の独立性を持つています。それから、報酬を決めるに当たっては、基本的な考え方を定める、その基本的方針に従って個別の取締役についての報酬を決めるといふ決め方をさせていただきます。そして、基本的方針については、営業報告書にこれを記載して明らかにするということ、不明朗なお手盛りということを避けるような仕組みをそういう具合にしているわけでございます。

なお、ちなみに、報酬委員会に属する人の報酬を決めるに当たって、自分の分については、それは議決権がありませんので、少なくとも自分の分については議決権を行使しないという最低限の担保はされております。

○福島瑞穂君 今、社外取締役が報酬委員会の中に過半数は入っているということだったんですが、その社外取締役も元々は取締役会に属しているわけですから、自分の点について議決をしなくても、要するに取締役会の中から選任された人間が報酬委員会になるわけですから、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に現在の仕組みが、総額が株主総会で決まった後、代表取締役が一人ですべての額を決めようというものがほとんど実情だという具合に聞いておりますので、それとの比較で申し上げれば、やはり委員会を構成したしまして、そこで基本的方針を決め、その基本的方針を当てはめた場合に個々の取締役に就いて幾らになるかということ委員会として議論をした上で決定していくという決定過程の透明性が確保されているわけでございます。その議論は取締役会でも分かるわけでございますので、そ

ういう形でやっておりますので、胸先三寸で決める場合と違って、お手盛りということとは非常にしにくくなっているだろうと思っております。

○福島瑞穂君 指名委員会、報酬委員会、監査委員会は兼務が可能ですので、例えばそれぞれ三人ずつとして、社外取締役が二名入っていると。そうすると、これは、要件である過半数は社外取締役であることを要するというを満たすのですが、この社外取締役が兼務をしますと、結局、取締役会の中で、例えば二人いれば可能である。そうしますと、社外取締役をせつかく入れながら、取締役会の中では社外取締役は例えば二人しかいない。要するに、インシアチブは取れないということもあるんですが、この点はいかがで

しょうか。

○政府参考人(房村精一君) 仮に、御指摘のように二人の社外取締役で、取締役会全体として見ると少数ということにはなりますが、その取締役として期待されている役割のうち、取締役候補の選任あるいは報酬の決定、そして監査、こういう極めて重要な役割についてはその二名の方が多数派になるわけでございますので、そこは、全体として少数であっても、その担っている職責の重さを考えれば、それなりに大きな役割を果たせるというところだろうと思っております。

○福島瑞穂君 逆に、思い切った取締役会の中における社外取締役の割合、例えば韓国の例、先ほども申しましたが、取締役会改革、取締役の半数を社外から起用することを義務化、これは資産規模二兆ウォン以上の上場企業ですが、取締役会の中でも社外から起用することの義務化をやっているんですが、これぐらいやるとかなり風通しが良くなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 何といっても取締役会というのは会社の中で非常に大きな役割を果たしているわけでございますので、そこに適任の人を得るということが会社にとっては非常に重要なことだろうと思っております。

そうなりますと、社外の方を過半数ということを経営で強制をするということになって、適任の社外取締役が得られないということでは、ある意味では元も子もなくなってしまうわけでありまして、やはり会社の実情に応じてその会社が取締役としてふさわしいという方を社外の方の中から見付けて、それが次第に増えていくということであれば、それはそれで望ましいことでありまして、アメリカにおいても社外取締役が過半数を超えているのが通常だと申ししても、これは決して法律で強制しているわけではなくて、それぞれの企業が企業のコーポレートガバナンス上、そういう取締役構成にすることが会社にとってベストだということを選んでるんだらうと思っております。日本においてもそういう形で運用をしていただければと思っております。

○福島瑞穂君 社外取締役の選任あるいは独立性担保について、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 法律上は、社外取締役の要件といたしましては、会社のあるいは子会社の業務執行に当たっている、あるいは当たつたことがないという、そういう要件で決めております。その要件の満たす方の中で、会社にとって独立して貴重な助言をし、あるいは監督をするというような人を会社が選任し、株主総会で任命していただくということになるかと思っております。

○福島瑞穂君 先ほど小川委員の方からもありましたが、顧問弁護士も社外取締役になれる。顧問弁護士は、やはり会社の代理人として会社の利益を守るといふ形で仕事を大体主にするわけですから、顧問弁護士は社外取締役にふさわしくない。他の、弁護士がいかにどうか分かりませんが、弁護士ならなれるとする方が独立性担保としてはいいと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) もちろん、顧問弁護士の方は会社の利益のために自分の能力を使っているということだと思えますが、その場合の会社の利益というのは、会社の言いなりになるということではなくて、やはり職業人、法律の専門家

ある弁護士から見ても、受託な会社の利益を擁護する
というために自己の能力をフルに發揮されている
んだらうと思います。それは取締役になった方々
も同じでありまして、取締役も会社と対立してい
るわけではなくて、正に何が会社の利益になるか
ということを取締役が的確に判断すると。その
ためにいろいろなメンバーの人に入っていたら
ということだらうと思います。

顧問弁護士の場合は、会社の言いなりになると
いうことではなくて、当然、法律の専門家として
独立した立場から助言を与えてきたはずでありま
すし、それは社外取締役になっても全く同じだろ
うと思いますので、顧問弁護士の方が社外取締
役になるということ自身、法律上、何ら問題はない
と思っております。

○福島瑞穂君 取引関係にある企業の役員はどう
でしょうか。あるいは子会社、先ほどもちよつと
出ましたが、子会社の役員はなれないのだけれど
も、親会社の役員であればなれるわけですね。
なぜかというのがちよつと、それがなぜ、子会社
の役員はなれないんだけれども、親会社の役員な
らなれるのはなぜか。

先ほど、取締役が会社の利益と対立しているわ
けではないとおっしゃって、それはそのとおりな
んですが、なぜ今、社外取締役を入れるというこ
とでコーポレートガバナンスを実現しようとして
いるかといえば、どうしても取締役といえは、サ
ラリーマンの人たちが出世のすころくの上がり
じゃないですけれども、そうしますと、どうして
も会社の中で育つてきて、会社の中で育てられて
会社の中で生きていて、すころくの一番上がり
取締役になるというよりも、それのもろん重要
なんです、社外から新しい風を入れてチェック
機能を働かそうという意味であれば、例えば取引
関係にある企業の役員や親会社、子会社の役員で
はなくて、やはり独立性の担保という趣旨を貫い
た方がいいのではないかと考えますが、いかがで
しょうか。

○政府参考人(房村精一君) まず、子会社の関係

でございますが、これは親会社の経営者からの影
響力が当然及ぶということが考えられるわけであ
ります。

そもそも、業務執行についての監督が必要であ
るということの大きな理由は、業務執行に当たる
者が株主の適正な利益を無視して独走してしまう
というようなことを防ぐということがやはり基
本にあるわけでございます。そういう点で、子会
社の役員では、正に業務執行を行っております親
会社の役員の影響下にありますので、独立性の点
で問題がありますし、監査が十分期待できないと
いうことは言えようかと思っております。

逆に、親会社の者ということになりますと、こ
れは親会社は子会社に対する株主でありまして、
ある意味では、正に株主の意向を反映するという
点では子会社の役員とは全く性質が異なりますの
で、これは除外していいということになります。
取引先ということになりますと、これはまたい
ろんな問題があるかと思えます。契約関係にある
場合には、取締役になることによって利益相反
の状態になるということもあり得るでしょうし、
ですから、どういう関係に立つかによって扱いも
当然異なつてくようかと思えますので、これは一
律に法律で規定することではなくて、やはり会社
が判断をすることだという具合に思っております。

○福島瑞穂君 取引関係にある企業の役員は
ちよつと微妙かもしれないんですが、親会社の役
員は株主である、親会社は株主であるから、株主
の利益とおっしゃったんですが、それは違うと思
うんですね。株主としての立場と、それから親会
社としての支配権、コントロール権はやはり別物
ですから、親会社は純粋な株主というよりは、コ
ントロール権は働かないでしょうか。

私が思っているのは、コーポレートガバナンス
の考え方は、例えば日本の企業は多くは系列があ
る。それから、メインバンクがある。それから、
組合は企業内組合である。そして今までは、ごく
最近までは年功序列型で、企業内で育った何とか

マンとか何とか人みたいな形で育ってきているの
で、内部の価値、会社の中の価値と社会の価値が
ずれたりすることになかなか無自覚だったり分か
らないということから、これを導入しようとして
いるわけですね。そうしますと、親会社の役員が
入つても、それは親会社の利益を社外取締役とし
てやろうとしていて、本当の意味でのコーポレー
トガバナンスになるのか、逆に系列を強化するだ
けじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 親会社、基本的
には親会社としては出資をして子会社を作つて、そ
この経営については期待するところがあるわけ
です。で、支配権の元は、やはり出資株主である
という地位に基づいて生じている。もちろん、親
会社の認定に当たりまして、出資割合だけではな
くて、人的なつながりというふうなものも要素に
入りますが、やはり基本には親会社、子会社の関
係は、株主であるかどうか、そして株主たる親会
社として、株主として子会社にどういうことを期
待するかということとは当然あるわけでありませ
う、やはり子会社の人間が入るのとは性質が違
うだろうと思っております。そういうことでござ
います。

○福島瑞穂君 いや、何か論争になって、済み
せん。株主としての立場と親会社としての立場と
いうのはちよつとやっばり似て非なるものという
か、済みません、これはまた私も考えてみます
し、また子会社の役員は駄目で親会社の役員が良
いということについてはまだちよつと、今後も私
も考えてみますし、実はやはりすつきり社外取締
役、独立性の担保という方がすつきりするのでは
ないかということをちよつと申し述べたいと思
います。

社外取締役の、さつきからの、人材不足とい
ふにあるんですが、研修や人材の養成等につ
いてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) これは、取締役の任
務の重大性を考えますと、そういういろいろな研
修とかそういったもののというのがなされることは

非常に望ましいとは思っております。取締役協会
というような団体もできているようでございま
すので、自主的にそのような試みがされるというこ
とであれば非常にいいことだという具合には思
っております。

○福島瑞穂君 監査委員会というものが新しく
きて、取締役による自己監査になるという点も非
常に大きいと思います。いい面もあるだろうと思
う反面、ちよつと繰り返しになります。取締役
会から選ばれた取締役は監査委員会を構成するわ
けで、取締役による自己監査になると、これ
はこの監査がうまくいかない場合は非常に大問題
になる、癒着になるんじゃないかと考えられま
す、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的には、監査の
中心というのは業務に対する監査、適法に業務が
行われているか、あるいは会社の基本方針に沿
った業務執行がなされているかということを見るの
が中心でございます。そういう意味では、委員会
等設置会社におきましては、業務の執行について
は権限が大幅に執行に移されておりますので、
取締役あるいは取締役会が業務執行に関するとい
うことは非常に少なくなつております。そういう
意味で、監査委員会の主たる対象はやはり執行役
の業務執行ということでございますので、そうい
う点ではおおよそ自己監査ということにはならな
いだろうと思えます。

御指摘のように、取締役会の職務執行について
も監査委員会が監査を行うということになってお
ります。取締役会の職務執行ということである
と、取締役会で決定をする事項、これは非常に限
定されております。しかも、取締役会での決議で
ございますので、取締役相互にどういふことを
やっているかという点は分かるわけございま
すから、そういう点については監査委員会としても
監査を行うということ、現在の仕組みに比べて
特段に監査機能が劣るということはないように
思っております。

○福島瑞穂君 この委員会等設置会社その代表

執行役と執行役のイメージなんですが、今までの従来の商法の頭だと、取締役会があつて代表取締役が選ばれて、代表取締役が、変な言い方をすれば、会社の中で一番偉くていろんな力を持っているというイメージなんです。この代表執行役と執行役のこのイメージはどういう形で、今までの従来の代表取締役とどこが違ってくるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) イメージで申しますと、アメリカのいわゆるCEO、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーですか、最高経営責任者と訳されておりますが、そういうことですが、やはり代表執行役は業務執行についての最高権限を持ちますので、対外的に会社を代表しますし、業務執行については決定権限もその人は持っているわけですので、従来の代表取締役と匹敵する地位に就く方であろうという具合には考えております。

ただ、従来は取締役として株主総会で選任され、取締役会の中で代表取締役に選任されていたものが、今後は、執行役に選任されるのは取締役会においてでありまして、代表執行役にするかどうかは取締役会が決めるという意味では、取締役会の直接の監督権限はやはり従来に比べれば強くなるということが言えるかと思ひます。

○福島瑞穂君 何かイメージ的なことを聞いて申し訳ないんですが、先ほど、この委員会等設置会社を作るとがらつと変わる面と、実は余り変わらない面とあるんじゃないかということと共通するんですが、例えば、済みません、さっきの、今年の三月二十一日付けの日本経済新聞にやはり韓国の企業のことが書いてあるんですが、「若手の登用 取締役予備軍である執行役員に四十代を積極的に登用。サムスン電子で六七%、SKテレコムで八〇%が四十代に」というふうになっているんですね。そうしますと、この執行役というのが、まあ、ばりばりというか、三十代、四十代で、要するに機動的にばつと動いていくという、こういうイメージなんですね。

今までの商法の代表取締役のイメージだと、取締役の中では一番功成り遂げた人が代表取締役になつて、もつと偉くなると名譽会長になるみたいな、そんなイメージなんですが、今回の商法改正でのこの執行役、代表執行役のイメージはどのようなものなんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) これはもう法律上は何の規定もございませんので、会社の考え方次第、若い人に思い切つて任せろということを取締役会が決めた後非常に若い代表執行役あるいは執行役が誕生することもありましようし、やはり経験を重んじて、それなりに経験を積み、知識を持った人ということであれば老練な方を選ぶということもありましようし、これはもう企業の選択ということにならうかと思ひます。

○福島瑞穂君 コーポレートガバナンスというところで一つお聞きをしたいんですが、従業員、労働組合との関係です。労働組合は経営に対する有力なチェックである、チェックをする人であるということでは、コーポレートガバナンスと従業員について、あるいは労働組合についてどうお考えでしょうか。

例えば、コーポレートガバナンスと会社法制というところでいいますと、ドイツは資本と従業員数が一定規模以上の株式会社では監査役会のメンバーの半数を従業員が選任する、監査役会は株主代表のメンバーと従業員代表のメンバーから成るという。

なぜこういうことを申し上げるかという、例えば雪印などは倒産して従業員の人たちが本当に失職して明日からの生活に困ると、こういう株式会社がやりたいかということ、従業員は実は極めて密接な関係を持つと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 従業員の方は、その会社とかかわりでは非常に重要な地位を占めていることは間違いありません。そういう意味では、コーポレートガバナンスを考えるとときにその従業員をどう考えるかということも当然念頭に置

かなければならないと思ひます。

ただ、会社の経営の意思決定の仕組みを考えるときに労働者の意思をどういう形で反映するかというの、それはそれぞれの国における実情によるんだらうと思ひます。御指摘のように、ドイツは監査役会に従業員代表という形で入つておりますが、英米では別にそういう形は取られておりません。

我が国でも、会社経営に直接、意思決定過程に入るといふことではなくて、会社側と組合との交渉という形で組合の意思を会社経営に反映するという仕組みが取られているわけでありまして、どのような形で取り込んでいくかということは、他の多くの利害関係者がいるわけでありまして、取引先であるとか債権者であるとか。そういったものとの関係も含めつつ、会社の意思決定の在り方を考える中で慎重に検討していくべきものではないかと思つております。

○福島瑞穂君 衆議院の附帯決議の第四項は、「委員会等設置会社制度の運用にあつては、社外監視機能が充分発揮されるよう、社外取締役要件等の周知徹底を図ること。」というのがあります。法務省としてこの周知徹底をどのように考えていらっしゃるか。

○政府参考人(房村精一君) これは、もちろん社外取締役の法律上の要件ということについて御理解を求めるといふことも当然であります。同時に、社外取締役に期待されている事柄というようになものも含めてできるだけ周知をしていきたいと考えております。

○福島瑞穂君 終わります。

○委員長(高野博樹君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、人権擁護法案

人権擁護法案

人権擁護法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 人権委員会(第五条―第二十條)

第三章 人権擁護委員(第二十一條―第三十六條)

第四章 人権救済手続

第一節 総則(第三十七條―第三十八條)

第二節 一般救済手続(第三十九條―第四十條)

第三節 特別救済手続

第一款 通則(第四十二條―第四十四條)

第二款 調停及び仲裁

第一目 通則(第四十五條―第四十九條)

第二目 調停(第五十條―第五十六條)

第三目 仲裁(第五十七條―第五十九條)

第三款 勧告及びその公表(第六十條―第六十一條)

第四款 訴訟援助(第六十二條―第六十三條)

第五款 差別助長行為等の差止め等(第六十四條―第六十五條)

第五章 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例

第一節 総則(第六十六條―第六十八條)

第二節 労働関係特別人権侵害に関する特例(第六十九條―第七十四條)

第三節 船員労働関係特別人権侵害に関する特例(第七十五條―第八十條)

第四節 適用除外(第八十一條)

第六章 補則(第八十二條―第八十六條)

第七章 罰則(第八十七條―第八十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の

理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する措置を講ずることにより、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

2 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位をいう。

3 この法律において「障害」とは、長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害をいう。

4 この法律において「疾病」とは、その発症により長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける状態となる感染症その他の疾患をいう。

5 この法律において「人種等」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向をいう。

(人権侵害等の禁止)

第三条 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

一 次に掲げる不当な差別的取扱い

イ 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い

ロ 業として対価を得て物品、不動産、権利又は役務を提供する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い

ハ 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年法律第百十三号)第八条第二

項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。

二 次に掲げる不当な差別的言動等

イ 特定の者に対し、その者の有する人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動

ロ 特定の者に対し、職務上の地位を利用して、その者の意に反してする性的言動

三 特定の者に対して有する優越的な立場においてその者に対してする虐待

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と揭示する行為

二 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別的取扱いをする意思を広告、掲示その他これらに類する方法で公然と表示する行為

(国の責務)

第四条 国は、基本的人権の享有と法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

第二章 人権委員会

(設置)

第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置する。

2 人権委員会は、法務大臣の所轄に属する。

(所掌事務)

第六条 人権委員会は、前条第一項の任務を達成

するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人権侵害による被害の救済及び予防に関すること。

二 人権啓発及び民間における人権擁護運動の支援に関すること。

三 人権擁護委員の委嘱、養成及び活動の充実に関すること。

四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき人権委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第七条 人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第八条 人権委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、人権委員会の会務を総理し、人権委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第九条 委員長及び委員は、人格が高潔で人権に關して高い識見を有する者であつて、法律又は社会に關する学識経験のあるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の任命に当たつては、委員長及び委員のうち、男女のいづれか一方の数が二名未満とならないよう努めるものとする。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければなら

い。

(任期)

第十条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 人権委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 第九条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

(罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十三条 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定め

る。

(会議)

第十四条 人権委員会の会議は、委員長が招集する。

2 人権委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 人権委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 人権委員会が第十一条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、常勤の委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第十五条 人権委員会の事務を処理させるため、人権委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(地方事務所等)

第十六条 人権委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 人権委員会は、政令で定めるところにより、第一項の地方事務所の事務を地方法務局長に委任することができる。

(公聴会)

第十七条 人権委員会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(職務遂行の結果の公表)

第十八条 人権委員会は、この法律の適正な運用を図るため、適時に、その職務遂行の結果を一般に公表することができる。

(国会に対する報告等)

第十九条 人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を

経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出)

第二十条 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第三章 人権擁護委員

(設置)

第二十一条 地域社会における人権擁護の推進を図るため、人権委員会に人権擁護委員を置く。

2 人権擁護委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会における人権擁護活動に従事することにより、人権が尊重される社会の実現に貢献することをその職責とする。

3 人権委員会は、前項の人権擁護委員の職責にかんがみ、これを遂行するのにふさわしい人材の確保及び養成に努めるとともに、その活動の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委嘱)

第二十二条 人権擁護委員は、人権委員会が委嘱する。

2 前項の人権委員会の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者のうちから、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)を包括する都道府県の区域(北海道にあっては、第三十二条第二項ただし書の規定により人権委員会が定める区域とする。第五項及び次条において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の住民で、人格が高潔であつて人権に関して高い識見を有する者及び弁護士会その他人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のうちから、当該市町村の議会の意見を聴い

て、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 人権委員会は、市町村長が推薦した候補者が人権擁護委員として適当でないと認めるときは、当該市町村長に対し、相当の期間を定めて、更に他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、人権委員会は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者のうちから、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 人権委員会は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名及び職務をその関係住民に周知させるため、適当な措置を講ずるものとする。

7 市町村長は、人権委員会から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(委嘱の特例)

第二十三条 人権委員会は、前条第二項に規定する市町村長が推薦した者以外に特に人権擁護委員として適任と認める者があるときは、同項から同条第五項までの規定にかかわらず、その者の住所地の属する市町村の長並びに当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、その者に人権擁護委員を委嘱することができる。

(定数)

第二十四条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて二万人を超えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その地域の人口、経済、文化その他の事情を考慮して、人権委員会が定める。

3 都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、人権委員会に意見を述べることができる。

(任期等)

第二十五条 人権擁護委員の任期は、三年とする。

2 人権擁護委員は、再任されることができる。

3 人権擁護委員の任期が満了したときは、当該人権擁護委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 人権擁護委員は、非常勤とする。

(費用)

第二十六条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(職務執行区域)

第二十七条 人権擁護委員は、その者の委嘱の時ににおける住所地の属する市町村の区域内において、職務を行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(職務)

第二十八条 人権擁護委員の職務は、次のとおりとする。

一 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発活動を行うこと。

二 民間における人権擁護運動の推進に努めること。

三 人権に関する相談に応ずること。

四 人権侵害に関する情報を収集し、人権委員会に報告すること。

五 第三十九条及び第四十一条の定めるところにより、人権侵害に関する調査及び人権侵害による被害の救済又は予防を図るための活動を行うこと。

六 その他他人の権利の擁護に努めること。

(服務)

第二十九条 人権擁護委員は、その職責を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積

極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

(監督)

第三十条 人権擁護委員は、その職務に関して、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

(解嘱)

第三十一条 人権委員会は、人権擁護委員が次の各号のいずれかに該当するときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、これを解嘱することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他人権擁護委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第三十二条 人権擁護委員は、人権委員会が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、人権委員会が定める区域ごとに組織するものとする。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(協議会の任務等)

第三十三条 人権擁護委員協議会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整

二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表

四 市町村その他関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力

五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会

規則で定めるもの

2 人権擁護委員協議会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務等)

第三十四条 都道府県人権擁護委員連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 人権擁護委員協議会の任務に関する連絡及び調整

二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表

四 都道府県その他関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力

五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会規則で定めるもの

2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告しなければならない。

3 都道府県人権擁護委員連合会は、人権擁護委員の活動の成果を踏まえた人権擁護に関する施策についての意見を人権委員会に申し出ることができる。

(全国連合会の任務等)

第三十五条 全国人権擁護委員連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整

二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表

四 関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力

五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会規則で定めるもの

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告し

なければならない。

3 全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員の活動の成果を踏まえた人権擁護に関する施策についての意見を人権委員会に申し出ることができる。

(表彰)

第三十六条 人権委員会は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知させるよう努めるものとする。

第四章 人権救済手続

第一節 総則

(人権侵害に関する相談)

第三十七条 人権委員会は、人権侵害に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする。

2 人権委員会は、委員又は事務局の職員に、前項の相談を行わせることができる。

(救済手続の開始)

第三十八条 何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、その旨を申し出て、当該人権侵害による被害の救済又は予防を図るため適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 人権委員会は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る人権侵害事件について、この法律の定めるところにより、遅滞なく必要な調査をし、適当な措置を講じなければならない。ただし、当該事件がその性質上これを行うのに適当でないとき、又は当該申出が行為の日継続する行為にあつては、その終了した日から一年を経過した事件に係るものであるときは、この限りでない。

3 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、この法律の定めるところにより、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができる。

第二節 一般救済手続

(一般調査)

第三十九条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができる。この場合においては、人権委員会は、関係行政機関に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 人権委員会は、委員、事務局の職員又は人権擁護委員に、前項の調査を行わせることができる。

(調査の嘱託)

第四十条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校その他の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

(一般救済)

第四十一条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれのある者及びその関係者(第三号において「被害者等」という。)に対し、必要な助言、関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介、法律扶助に関するあっせんその他の援助をすること。

二 人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為をする者及びその関係者(次号において「加害者等」という。)に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。

三 被害者等と加害者等との関係の調整をすること。

四 関係行政機関に対し、人権侵害の事実を通

告訴すること。
五 犯罪に該当すると思料される人権侵害について告発すること。

2 人権委員会は、委員、事務局の職員又は人権擁護委員に、前項第一号から第四号までに規定する措置を講じさせることができる。

第三節 特別救済手続

第一款 通則

(不当な差別、虐待等に対する救済措置)

第四十二条 人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、前条第一項に規定する措置のほか、次款から第四款までの定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。ただし、第一号中第三号第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等については、第六十三条の規定による措置に限る。

一 第三号第一項第一号に規定する不当な差別的取扱い

二 次に掲げる不当な差別的言動等

イ 第三号第一項第二号イに規定する不当な差別的言動であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの
ロ 第三号第一項第二号ロに規定する性的な言動であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの
三 次に掲げる虐待

イ 国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる職員が、その職務を行うに際してする次に掲げる虐待

(1) 人の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
(2) 人にその意に反してわいせつな行為をすること又は人をしてその意に反してわいせつな行為をさせること。
(3) 人の生命又は身体を保護する責任を負う場合において、その保護を著しく怠り、その生命又は身体の安全を害すること。

(4) 人に著しい心理的外傷を与える言動をすること。

ロ 社会福祉施設、医療施設その他これらに類する施設を管理する者又はその職員その他の従業者が、その施設に入所し、又は入院している者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ハ 学校その他これに類する施設を管理する者又はその職員その他の従業者が、その学生、生徒、児童若しくは幼児又はその施設に通所し、若しくは入所している者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ニ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待

ホ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の一方が、他方に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ヘ 高齢者(六十五歳以上の者をいう。)若しくは障害を有する者(以下この号において「高齢者・障害者」という。)の同居者又は高齢者・障害者の扶養、介護その他の支援をすべき者が、当該高齢者・障害者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

四 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者(次項において「報道機関等」という。)がする次に掲げる人権侵害

イ 特定の者を次に掲げる者であるとして報道するに当たり、その者の私生活に関する事実をみだりに報道し、その者の名誉又は生活の平穩を著しく害すること。
(1) 犯罪行為(刑法法令に触れる行為をいう。以下この号において同じ。)により被害を受けた者
(2) 犯罪行為を行った少年
(3) 犯罪行為により被害を受けた者又は犯罪行為を行った者の配偶者、直系若しくは

は同居の親族又は兄弟姉妹
ロ 特定の者をイに掲げる者であるとして取材するに当たり、その者が取材を拒んでいながらもかわらず、その者に対し、次のいずれかに該当する行為を継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穩を著しく害すること。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。
(2) 電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信すること。

五 前各号に規定する人権侵害に準ずる人権侵害であつて、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの

2 人権委員会は、前項第四号に規定する人権侵害について、調査を行い、又は同項に規定する措置を講ずるに当たっては、報道機関等の報道又は取材の自由その他の表現の自由の保障に十分に配慮するとともに、報道機関等による自主的な解決に向けた取組を尊重しなければならない。

(差別助長行為等に対する救済措置)
第四十三条 人権委員会は、次に掲げる行為については、第四十一条第一項に規定する措置のほか、第五款の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 第三号第二項第一号に規定する行為であつて、これを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれがあることが明らかであるもの

二 第三号第二項第二号に規定する行為であつて、これを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれがあることが明らかであるもの

あるもの
(特別調査)
第四十四条 人権委員会は、第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害(同項第一号中第三号第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。)又は前条に規定する行為(以下この項において「当該人権侵害等」という。)に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。
二 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の所持人に對し、その提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。

三 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること。

2 人権委員会は、委員又は事務局の職員に、前項の処分を行わせることができる。

3 前項の規定により人権委員会の委員又は事務局の職員に立ち入り検査をさせる場合においては、当該委員又は職員に身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二款 調停及び仲裁

第一目 通則

(調停及び仲裁)
第四十五条 人権委員会は、この款の定めるところにより、第四十二条第一項に規定する人権侵害(同項第一号中第三号第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。以下「特別人権侵害」という。)に係る事件について、調停又は仲裁の申請

を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする。

(申請)

第四十六条 特別人権侵害による被害について、当事者の一方又は双方は、人権委員会に対し、調停又は仲裁の申請をすることができる。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

(職権調停)

第四十七条 人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、特別人権侵害に係る事件を調停に付することができる。

(人権調整委員)

第四十八条 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参与させるため、人権調整委員を置く。

2 人権調整委員は、人格が高潔であつて、法律又は社会に関する学識経験のある者のうちから、人権委員会が任命する。

3 人権調整委員の任期は、三年とする。

4 人権調整委員は、再任されることができる。

5 人権調整委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するもののほか、人権調整委員の任命に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条 人権委員会は、人権調整委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他人権調整委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 前項の規定による解任は、当該人権調整委員に、解任の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

第二目 調停

(調停委員会)

第五十条 調停委員会は、人権委員会の委員長若

しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の調停委員をもって組織する。

2 調停委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

(意見聴取)

第五十一条 調停委員会は、調停のため必要があるとき認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(調停案の受諾の勧告)

第五十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停をしない場合)

第五十三条 調停委員会は、申請に係る事件がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとする。

(調停の打ち切り)

第五十四条 調停委員会は、調停に係る事件について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第五十二条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(時効の中断)

第五十五条 前条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当

該調停の当事者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、調停の申請の時又は職権で事件が調停に付された時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(調停手続の非公開)

第五十六条 調停委員会の行う調停の手続は、公開しない。

第三目 仲裁

(仲裁委員会)

第五十七条 仲裁委員会は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の仲裁委員をもって組織する。ただし、当事者の合意による選定がされなかつたときは、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の仲裁委員をもって組織する。

2 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

(公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の準用)

第五十八条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に特別の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

第五十九条 第五十六条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準用する。

第三款 勧告及びその公表

(勧告)

第六十条 人権委員会は、特別人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該特別人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめ

るべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことその他被害の救済又は予防に必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 人権委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者の意見を聴かなければならない。

3 人権委員会は、第一項の規定による勧告をしたときは、速やかにその旨を当該勧告に係る特別人権侵害の被害者に通知しなければならない。

(勧告の公表)

第六十一条 人権委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 人権委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特別人権侵害の被害者及び当該公表の対象となる者の意見を聴かなければならない。

第四款 訴訟援助

(資料の閲覧及び謄抄本の交付)

第六十二条 人権委員会は、第六十条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る特別人権侵害の被害者若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、人権委員会が保有する当該特別人権侵害に關する資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、当該被害者の権利の行使のため必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、関係者の権利利益その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付することができる。

2 人権委員会は、前項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をした場合において、当該被害者が当事者となつてゐる当該特別人権侵害に關する請求に係る訴訟の相手方若しくはその法定代理人又はこれらの

者から委託を受けた弁護士から、当該資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付しなければならぬ。

3 前二項の規定により資料を閲覧し又はその謄本若しくは抄本の交付を受けた者は、閲覧又は謄本若しくは抄本の交付により知り得た事項を用いるに当たり、不当に係者の名誉又は生活の平穩を害することのないよう注意しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 人権委員会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(人権委員会の訴訟参加)

第六十三条 人権委員会は、第六十条第一項(第七十二条第一項又は第七十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による勧告がされた場合において、当該勧告に係る人権侵害の内容、性質その他の事情にかんがみ必要があると認めるときは、当該人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出については、民事訴訟に関する法令の規定中補助参加の申出に関する規定を準用する。

3 人権委員会が第一項の規定による参加の申出をした場合において、当事者が当該訴訟における請求が当該勧告に係る人権侵害に関するものでない旨の異議を述べたときは、裁判所は、参加の可否について、決定で、裁判をする。この場合においては、人権委員会は、当該訴訟における請求が当該勧告に係る人権侵害に関するものであることを疎明しなければならぬ。

4 前項の異議及び裁判については、民事訴訟法

(平成八年法律第九号)第四十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 第一項の規定により訴訟に参加した人権委員会については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定(同条第一項の規定中上訴の提起及び再審の訴えの提起に関する部分を除く。)を準用する。

6 民事訴訟法第六十一条から第六十五条までの規定は、第三項の異議によつて生じた訴訟費用の人権委員会とその異議を述べた当事者との間における負担の關係及び第一項の規定による参加によつて生じた訴訟費用の人権委員会と相手方との間における負担の關係について準用する。

7 人権委員会が参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、国に対し、又は国のために、効力を有する。

第五款 差別助長行為等の差止め等

第六十四条 人権委員会は、第四十三条に規定する行為が現に行われ、又は行われたと認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことを勧告することができる。

2 前項の勧告については、第六十条第二項及び第六十一条の規定を準用する。

(差別助長行為等の差止請求訴訟)

第六十五条 人権委員会は、第四十三条に規定する行為をした者に対し、前条第一項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その者がこれに従わない場合において、当該不当な差別的取扱いを防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことを請求する訴訟を提起することができる。

2 前項の訴訟については、第六十三条第七項の規定を準用する。

第五章 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例

第一節 総則

(労働関係特別人権侵害に対する救済措置)

第六十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる人権侵害(以下「労働関係特別人権侵害」という。)については、次節の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 事業主が、労働者(船員職業安定法(昭和三十三年法律第三十号)第六条第一項に規定する船員(次条第一項において「船員」という。)を除く。次号において同じ。)の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第八條第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。)

二 労働者に対し、その職場において、第四十二条第一項第二号に規定する不当な差別的言動等を行うこと。

労働関係特別人権侵害に関する紛争については、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十二條から第十九條までの規定

二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第四條、第五條及び第十二條から第十九條までの規定

(船員労働関係特別人権侵害に対する救済措置)

第六十七条 国土交通大臣は、次に掲げる人権侵害(以下「船員労働関係特別人権侵害」という。)については、第三節の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 事業主が、船員の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第八條第二項に規定する定め

に基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。)

二 船員に対し、その職場において、第四十二条第一項第二号に規定する不当な差別的言動等を行うこと。

船員労働関係特別人権侵害に関する紛争については、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十三條第二項、第十四條第二項及び第二十七條第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二條、第十三條第一項及び第十四條第一項並びに同法第二十七條第四項の規定により読み替えて適用される同法第十七條から第十九條までの規定

二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第四條第三項、第五條第二項並びに第二十一条第三項及び第五項(同項中同条第一項の規定により読み替えられた同法第三條の権限の委任に関する部分を除く。)、同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四條第一項及び第二項並びに第五條第一項、同法第二十一条第四項の規定により準用される同法第十二條第二項、第十三條、第十五條及び第十六條並びに同法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用される同法第十七條から第十九條までの規定

(人権委員会に対する報告)

第六十八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、毎年、それぞれ労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する事務の処理状況についての報告書を作成し、人権委員会に送付しなければならない。

第二節 労働関係特別人権侵害に関する特例

(救済手続の総則規定及び一般救済手続)

第六十九条 第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條第一項、第四十条及び第四十一条第一項の規定は、厚生労働大臣が行う労働関係特別

人権侵害に関する相談、救済手続の開始及び一般救済手続について準用する。この場合において、これらの規定中「人権委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

(特別調査)

第七十条 第四十四条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害(同項第一号中第三号第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）」又は「当該人権侵害等」という。この項において、「当該人権侵害等」とあるのは「労働関係特別人権侵害等」と、同項第二号及び第三号中「当該人権侵害等」とあるのは「当該労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「委員又は事務局の職員」とあるのは「その職員」と、同条第三項中「人権委員会の委員又は事務局の職員」とあり、及び「当該委員又は職員」とあるのは「当該職員」と読み替えるものとする。

(調停及び仲裁)

第七十一条 厚生労働大臣は、この条の定めるところにより、労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項に規定する紛争調整委員会以下この条において「紛争調整委員会」という。に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、紛争調整委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行う。

2 第四十六条、第四十七条及び第五十条から第五十九条までの規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第四十六条第一項及び第四十七条中「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五十条第一項及び第五十七条第一項中「人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員」とあるのは「紛争調整委員会の委員」と、「人権委員会の委員長が指名する」とあるのは「当該紛争調整委員会の会長が指名する」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する厚生労働大臣の権限及び前項において読み替えて準用する第四十七条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 第一項の調停委員会は、当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該事件の調停を行う紛争調整委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

5 紛争調整委員会は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の調停及び仲裁の状況について報告しなければならない。

(勧告及びその公表)

第七十二条 第六十条及び第六十一条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第三項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同

条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勧告をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するとともに、厚生労働大臣が保有する当該勧告に係る労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十三条 第六十二条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 人権委員会は、第六十三条第一項の規定により労働関係特別人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴くものとする。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条 この節に規定するもののほか、厚生労働大臣による労働関係特別人権侵害に係る人権救済手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三節 船員労働関係特別人権侵害に関する特例

(救済手続の総則規定及び一般救済手続)

第七十五条 第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条及び第四十一条第一項の規定は、国土交通大臣が行う船員労働関係特別人権侵害に関する相談、救済手続の開始及び一般救済手続について準用する。この場合において、

において、これらの規定中「人権委員会」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項並びに第七十七条第四項及び第五項において同じ。)に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

(特別調査)

第七十六条 第四十四条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害(同項第一号中第三号第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）」又は「当該人権侵害等」という。この項において「当該人権侵害等」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同項第二号及び第三号中「当該人権侵害等」とあるのは「当該船員労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「委員又は事務局の職員」とあるのは「その職員」と、同条第三項中「人権委員会の委員又は事務局の職員」とあり、及び「当該委員又は職員」とあるのは「当該職員」と読み替えるものとする。

(調停及び仲裁)

第七十七条 国土交通大臣は、この条の定めるところにより、船員労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、船員地方労働委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、船員地方労働

委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行う。

2 第四十六条、第四十七条及び第五十条から第五十九条までの規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第四十六条第一項及び第四十七条中「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十条第一項及び第五十七条第一項中「人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員」とあるのは「船員地方労働委員会の公益委員」と、「人権委員会の委員長が指名する」とあるのは「当該船員地方労働委員会の会長が指名する」と読み替えるものとする。

3 船員地方労働委員会の会長は、前項において読み替えて準用する第五十条第一項に規定する調停委員又は前項において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する仲裁委員として弁護士となる資格を有する者を指名するに当たり、必要があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該船員地方労働委員会の公益委員以外の者のうちからもこれを指名することができる。

4 第一項に規定する国土交通大臣の権限及び第二項において読み替えて準用する第四十七条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

5 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

6 第一項の調停委員会は、当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該事件の調停を行う船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

7 船員地方労働委員会は、国土交通大臣に対

し、国土交通省令で定めるところにより、第一項の調停及び仲裁の状況について報告しなければならない。

8 この条に規定するもののほか、船員労働関係特別人権侵害に係る事件に関する調停及び仲裁の手續に關し必要な事項は、船員中央労働委員会規則で定める。

(勧告及びその公表)

第七十八条 第六十条及び第六十一条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勧告をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するとともに、国土交通大臣が保有する当該勧告に係る船員労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十九条 第六十二条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄

本の交付をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 人権委員会は、第六十三条第一項の規定により船員労働関係特別人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の意見を聴くものとする。

(国土交通省令への委任)

第八十条 この節に規定するもののほか、国土交通大臣による船員労働関係特別人権侵害に係る人権救済手續に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四節 適用除外

(公務員に関する適用除外)

第八十一条 この章の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律、昭和二十三年法律第二百五十七号(第二条第四号の職員、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項の企業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員以外のもの勤務条件に関する事項についての人権侵害については、この限りでない。

第六章 補則

(人権相互の関係に対する配慮)

第八十二条 この法律の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならない。

(関係行政機関等との連携)

第八十三条 人権委員会、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、この法律の運用に当たっては、関係行政機関及び関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八十四条 何人も、この法律の規定による措置を求める申出又は申請をしたことを理由とし

て、不利益な取扱いを受けない。

(規則制定権)

第八十五条 人権委員会は、その内部規律、人権救済手續その他所掌事務に關し必要な事項について人権委員会規則を定めることができる。

(法務大臣の指揮等の例外)

第八十六条 人権委員会がこの法律に規定する権限の行使に關して当事者又は参加人となる訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六条の規定は、適用しない。

第七章 罰則

第八十七条 第十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく、第四十四条第一項第一号(第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしなかつた者

二 正当な理由なく、第四十四条第一項第二号(第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して文書その他の物件を提出しなかつた者

三 正当な理由なく、第四十四条第一項第三号(第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由なく、第五十一条(第七十一条第二項又は第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による出頭の求めに応じなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から同年七月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一

項の規定は、公布の日から施行する。

(人権擁護委員法の廃止等)

第二条 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)は、廃止する。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による廃止前の人権擁護委員法(以下この項及び次項において「旧人権擁護委員法」という。)に基づく人権擁護委員である者は、この法律の施行の日、第二十二條第一項の規定により、この法律に基づく人権擁護委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第二十五條第一項の規定にかかわらず、同日における旧人権擁護委員法に基づく人権擁護委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に旧人権擁護委員法の規定により法務大臣がした行為又はこの法律の施行の際現に旧人権擁護委員法の規定により法務大臣に対してされている行為は、前項に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律の適用については、この法律の相当規定により人権委員会がした行為又は人権委員会に対してされた行為とみなす。

(経過措置)

第三条 第九條第一項の規定による人権委員会の

委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される人権委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第九條第三項及び第四項並びに第十一條第三号の規定を準用する。

3 この法律の施行の日以後最初に任命される人権委員会の委員の任期は、第十條第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は一年、二人は二年、一人は三年とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第十三号の三の二を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の三の二 人権委員会の委員長及び常勤の委員

第一條中第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 人権委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央労働委員会の人権委員会の常勤の委員」に改める。

(元春防止法の一部改正)

第五條 元春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)」を「人権擁護法(平成十四年法律第 号)」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第六條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「公安審査委員会」を「公安審査委員会」に改める。

第三部 法務委員会会議録第十三号 平成十四年四月二十五日【参議院】

(法務省設置法の一部改正)

第七條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 公安調査庁(第二十九條)」を「第四節 人権委員会(第二十九條)」に改める。

第四條第二十六号中「人権侵害事件に係る調査並びに」を「人権侵害による」に改め、同条第二十七号中「助長を」を「支援に」改め、同条第二十八号中「人権擁護委員」の下に「の委嘱、養成及び活動の充実」を加え、同条第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

第十八條第一項中「及び第二十六号から第三十一号まで」を「第三十号及び第三十一号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十八條の二 地方法務局は、前条第一項に規定する事務のほか、人権擁護法(平成十四年法律第 号)第十六條第三項の政令で定めるところにより地方法務局に属させられた事務をつかさどる。

2 地方法務局は、前項に規定する地方法務局に属させられた事務については、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

第二十六條中「公安審査委員会」を「公安審査委員会」に改める。

第二十九條を第三十條とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 人権委員会

第二十九條 人権委員会については、人権擁護法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第四号中「(平成十三年法律第百十二号)」の下に「人権擁護法(平成十四年法律第 号)」を加える。

第十一号中正誤

ベシ 段 行 原文 訂正文
五 三 五 行政書士 司法書士

平成十四年五月七日印刷

平成十四年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D